

令和 3（2021）年度
自己点検・評価報告書

名城大学

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第3章 教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第4章 教育課程・学習成果・・・・・・・・	28
第5章 学生の受け入れ・・・・・・・・	46
第6章 教員・教員組織・・・・・・・・	53
第7章 学生支援・・・・・・・・	62
第8章 教育研究等環境・・・・・・・・	77
第9章 社会連携・社会貢献・・・・・・・・	89
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営・・・・・・・・	97
第2節 財務・・・・・・・・	109
おわりに・・・・・・・・	114

はじめに

名城大学（以下、本学）は、2015 年度に大学基準協会の大学評価（機関別認証評価）を受審し、2016 年 3 月に「大学基準に適合している」との評価を受けた。長所として評価された事項があった一方で、「教育内容・方法・成果」、「学生の受け入れ」、「教育研究等環境」で 7 件の努力課題が付された。本学は、それらの指摘事項を真摯に受け止め、内部質保証の推進組織である大学評価委員会を中心に取り組みを進め、2019 年度にはその状況を「改善報告書」としてまとめ、大学基準協会に提出した。

本学では、2004 年から他大学より先んじて戦略的経営の仕組みをつくり、将来を見据えた大学経営を定着させている。中長期の戦略プランである「学校法人名城大学における基本戦略“Meijo Strategy-2015”」（通称：MS-15 戦略プラン）が 2015 年に終期を迎えることを契機に、その後継として新たに戦略プラン「Meijo Strategy-2026」（通称：MS-26 戦略プラン）を策定した。これは、2026 年度に迎える開学 100 周年を見据え、本学が発展していくため、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」というビジョンの下、人材の確保と育成、教育の充実、研究の充実、社会貢献、組織・経営改革といった戦略ドメインに基づき事業を実行するものであり、その内容を広く社会に公表している。

2019 年度には、今回の第 3 期認証評価を見据え、これまで併存していた「MS-26 戦略プラン」と「自己点検・評価」の 2 つの PDCA サイクルを統合し、第 3 期認証評価でも重視される内部質保証体制を一層充実させ、PDCA サイクルの質を大きく向上させることに取り組んでいる。

また、エビデンスに基づく教学マネジメントの構築が求められてきたことを背景にし、上記の体制の下、2019 年度から新たな内部質保証体制を整備し、特に学修成果の可視化を前提とした内部質保証に取り組んできた。その特徴的な取組として、成績データや学生アンケート、卒業時及び卒業後アンケートからなる一連の学生調査の結果は、IR データ「カリキュラムの自己点検・評価のためのダッシュボード」として、教育活動の見直しなどに活用しており、エビデンスに基づく内部質保証に着実に取り組んでいる。それらの取組についても、幾層にも亘る外部有識者からの視点による評価を取り入れることで、より客観的な視点での点検・評価体制を構築していることも大きな特徴であるといえる。

本学は、立学の精神と中長期計画である「MS-26 戦略プラン」の下、この度の自己点検・評価活動の結果を踏まえて、立学の精神の更なる実現とともに、今後とも内部質保証と質向上を推進するためのさまざまな取組に挑戦していく所存である。

2022 年 3 月

名城大学 学長
小原 章裕

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

**評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定と
その内容**

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<大学の理念（立学の精神）の適切な設定>

本学は、1926年開設の名古屋高等理工科講習所を前身とし、現在までに9学部9研究科を擁する総合大学として発展してきた。その過程では、1954年から10年間に及んだ学園紛争を経験し、紛争が終結した1967年3月に産学官各界の支援を得て、本学の発展を目指す意味を込めて「立学の精神」を宣言し、本学設置の意義と目的を改めて明確にした。

この立学の精神である「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」は、本学が総合大学として、社会に有為な人材を育成することにその存在意義を見出すことを表しており、学校法人名城大学が設置する学校の基本理念として学校法人名城大学寄附行為に位置付けられている（資料1-1【ウェブ】）。

<大学の目的の適切な設定>

立学の精神を踏まえ、大学及び大学院の目的を学則第1条及び大学院学則第1条に次のように適切に定めている（資料1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。

(大学)

本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の中心として、深く専門的教育研究を行い、合わせて広汎な教養を培い、創造的な知性と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成するとともに学術・文化の進展に寄与することを目的とする。

(大学院)

本大学院は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

<大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定>

<立学の精神、大学・大学院の目的と学部・研究科の目的の連関性>

各学部・研究科においては、先述の立学の精神及び大学・大学院の目的を踏まえた「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」について、学部は学則第3条の2に、研究科は大学院学則第4条の2に適切に定めている（資料1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。

この各学部及び研究科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」については、立学の精神を踏まえて明確化することを全学で確認しているとともに、後述する本学の

内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」においても定期的な点検・評価を行うことで、これらの関連性を確認するとともに、これらの目的に沿った教育を行っている（資料 1-4）。

また、2021 年度から後述する卒業後アンケート調査において、本学での学び・生活を通じた立学の精神に掲げる力の修得度に関する設問を設け、立学の精神と教育課程・学生支援等の関連性を測定している（資料 1-5）。

このように、立学の精神を普遍的理念とした上で、大学・大学院の目的と各学部・研究科の目的を適切に設定している。

点検・評価項目②：大学理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

＜大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示＞

＜大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の教職員及び学生への周知、社会への公表＞

前述した通り、大学・大学院の理念・目的は、立学の精神及び学則に定め、学部・研究科の目的は学則及び大学院学則において明示している（資料 1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。

大学・大学院の理念・目的、そして学部・研究科の目的は、主として本学ウェブサイトの大学概要ページに立学の精神や学則、大学院学則を掲載して、大学構成員に周知すると共に、社会に公表して周知を図っている（資料 1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】）。また、学生や受験生に対しては、本学ウェブサイト以外に「学生便覧」や「大学案内」といったパンフレット・印刷物などで周知・公表するとともに、入学式、新入生オリエンテーション、父母懇談会などで重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている（資料 1-8【ウェブ】、1-9【ウェブ】）。

点検・評価項目③：大学理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

＜中長期計画、その他施策の設定＞

本学は、理念・目的を実現するための大学マネジメント体制として、2003 年度から中長期の戦略プランの立案に着手し、2004 年 12 月に「学校法人名城大学における基本戦略“Meijo Strategy-2015”」（通称：MS-15 戦略プラン）を策定した（資料 1-10）。これに基づ

き、学部・学科再編、研究科の設置、「特色ある大学教育支援プログラム（GP）」への積極的な挑戦、学生の課外活動に対する支援、世界的な研究拠点づくり、きめ細かな就職支援、再開発計画に基づく教育研究環境の整備など、様々な取り組みを行い、中部地区を代表する大学として発展してきた。

その後、この「MS-15 戦略プラン」が完成年度を迎えるにあたり、「MS-15 戦略プラン」の成果と課題を検証した上で、開学 100 周年にあたる 2026 年を目標年とする戦略プラン「Meijo Strategy-2026」（通称：MS-26 戦略プラン）を 2015 年度に策定している（資料 1-11）。「MS-26 戦略プラン」の策定にあたっては、在校生、卒業生、保護者にも意見聴取を行っており、ステークホルダーの意向も十分に聴取している（資料 1-12）。

この「MS-26 戦略プラン」では、立学の精神を名城大学の普遍的理念と位置付けた上で、本学に関わる全ての人達と共有したい価値観として、「生涯学びを楽しむ（Enjoy Learning for Life）」を設定し、2026 年までに目指す将来ビジョンとして、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を掲げている。これは「名城らしい」あるいは「名城ならではの」多様な経験の場をつくり、「多様性」を活かした「学びのコミュニティ」を創り広げる方向性を持って、全教職員が一丸となって取り組むことによって、2026 年には、学内外に「学びのコミュニティ」が広がる大学になることを目指すものである。

また、このビジョンを実現する上で、本学が果たすべき使命として、教育ミッション、研究ミッション、社会貢献ミッションの 3 つのミッションを設定している。

（教育ミッション）主体的に学び続ける「実行力ある教養人」を育てる

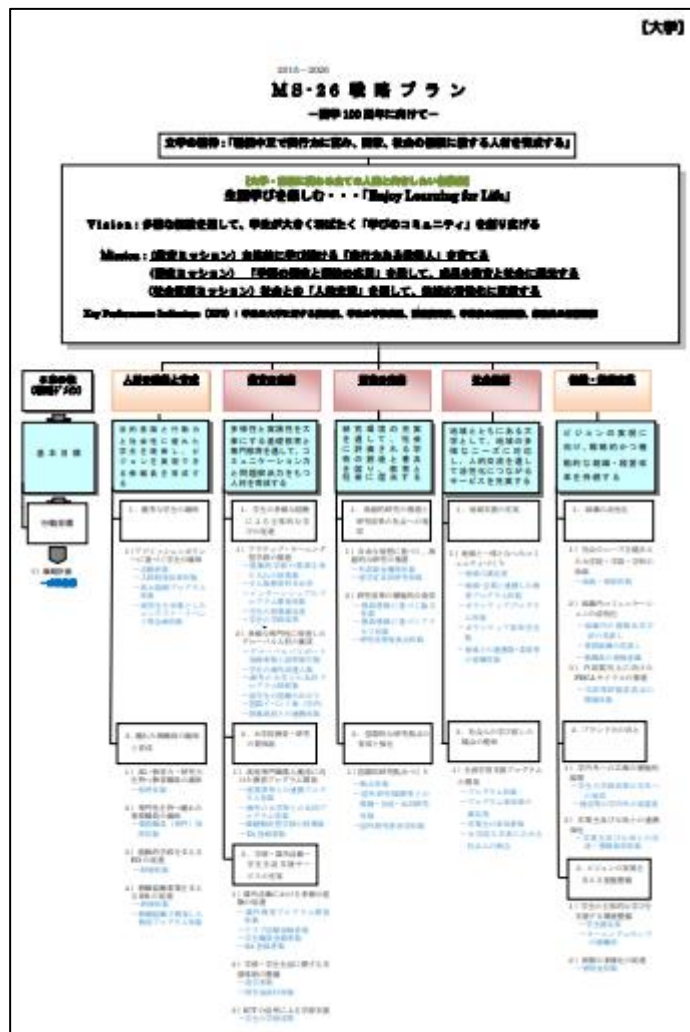
（研究ミッション）「学問の探究と理論の応用」を通して、成果を教育と社会に還元する

（社会貢献ミッション）社会との「人的交流」を通して、地域の活性化に貢献する

この「MS-26 戦略プラン」の特徴は、成果体系図「MS-26 戦略プラン（大学版・部署版）」というツールを用いて、戦略ロジックの流れを一覧できるように表現し、多くの人々に親しみやすく理解しやすい形に工夫している点である。具体的には、ビジョン実現のための 5 つの戦略ドメイン（人材の確保と育成、教育の充実、研究の充実、社会貢献、組織・経営改革）を設定し、この戦略ドメインごとに基本目標を定め、行動目標、戦略計画へとブレイクダウンする形の 3 層で表現し、目的と手段の連鎖で整理している。

また、全学レベルの戦略である「MS-26 戦略プラン（大学版）」を踏まえ、全ての部署において「MS-26 戦略プラン（部署版）」を策定しており、全学と各部署と連動したマネジメントシステムを構築している点が特徴的である（資料 1-13）。更に、この「MS-26 戦略プラン（全学版・部署版）」は中長期の視点で策定しているが、これに基づき、全学及び各部署において、予算と連動した単年度の事業計画書を策定し、大学評価委員会、学長スタッフ会議で確認している（資料 1-14）。

【MS-26 戦略プラン（大学版）】



「MS-26 戦略プラン（大学版）」では、事業ごとの成果を検証するため、戦略計画には成果指標を設定し、ビジョンの実現を可視化するため、「Key Performance Indicators (KPI)」を設定している（資料 1-11）。現在設定している成果指標は、「学生の大学に対する満足度」、「学生の学修成果」、「就職満足度」、「卒業後の帰属意識」、「教職員の帰属意識」であり、毎年、「教職員の帰属意識」以外の指標は数値化して可視化している。これらの KPI 指標は、後述する「学生アンケート」「卒業時アンケート」「卒業後アンケート」「就職先へのアンケート」から得たデータを基に測定しており、具体的な指標と調査の関係としては、「大学生活への満足度（＝学生アンケート、卒業時アンケート）」、「就職満足度（＝卒業時アンケート）」、「学生の学修成果（全学 DP）（＝学生アンケート、卒業時アンケート）」、「卒業後の帰属意識（＝卒業後アンケート）」となっている。これらの指標は、毎年、ファクトブックに整理して経年変化も含めてチェックを行っている（資料 1-15）2020 年度の数値は以下のとおりである（2021 年度実施分は 2022 年 5 月集計予定）。

2020 年度 KPI データ

指標		数値※1	出典（全て 2020 年度実施分）※2
学生の大学に対する満足度		82.7%	卒業時アンケート「大学生生活全般の満足度」
学生の学修成果（全学ディプロマポリシー）	客観的判断	81.1%	卒業時アンケート「大学での DP 達成状況」
	問題解決	67.0%	
	主体的に学び続ける力	78.1%	
就職満足度		83.9%	卒業時アンケート「就職（進路への）満足度」
卒業後の帰属意識		77.5%	卒業後アンケート「卒業生であることを誇らしく感じる」

※1 5 件法の設問において、上位 2 件（満足、どちらかといえば満足等）を選択した者の割合。

※2 調査対象者：【卒業時アンケート】最終学年在学者のうち卒業見込み者、【卒業後アンケート】卒業後 4 年を経過した社会人

なお、以前は「MS-26 戦略プラン」に基づくマネジメントと公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準に基づく自己点検・評価活動を通じた内部質保証を分けて運用していたが、2020 年度から、「MS-26 戦略プラン」に内部質保証を包含し、一体的に運用していることを付言する（詳細は第 2 章で後述する）。このことによって、認証評価の結果等が中期計画に的確に反映されるとともに、マネジメントサイクルがシンプルとなり、効率的に運用できるようになった。また、「MS-26 戦略プラン」の折り返し地点である 2020 年度において、改めて各種事業の進捗状況を点検し、計画を見直すため、学内だけでなく学外有識者を構成員に迎えたワーキンググループを立ち上げ戦略の見直しを行った（資料 1-16、1-17）。

この理念・目的を言葉だけで終わらせないために、ビジョンの実現に直結する事業を展開しており、「学びのコミュニティ」を数多く増やすための取り組みを積極的に進めている。具体的には、2015 年度から、主に正課において、各部署での新規事業の定着に向けたスタートアップの支援を目的とする採択制事業である「学びのコミュニティ創出支援事業」に取り組んでおり、2021 年度実績で、全学で 87 件の取組を支援した（資料 1-18【ウェブ】）。本事業については、2021 年度から支援取組への参加学生にアンケート調査を実施し、その成果を測るなど、より良いプログラムにするための工夫を行っている（資料 1-19）。

【学びのコミュニティ創出支援事業申請件数】

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
新規申請	78 (78)	35 (29)	26 (23)	21 (21)	29 (27)	25 (25)	20 (20)
継続申請	—	51 (29)	55 (50)	68 (65)	61 (61)	59 (59)	67 (67)
合計	78 (78)	86 (58)	81 (73)	89 (86)	90 (88)	84 (84)	87 (87)

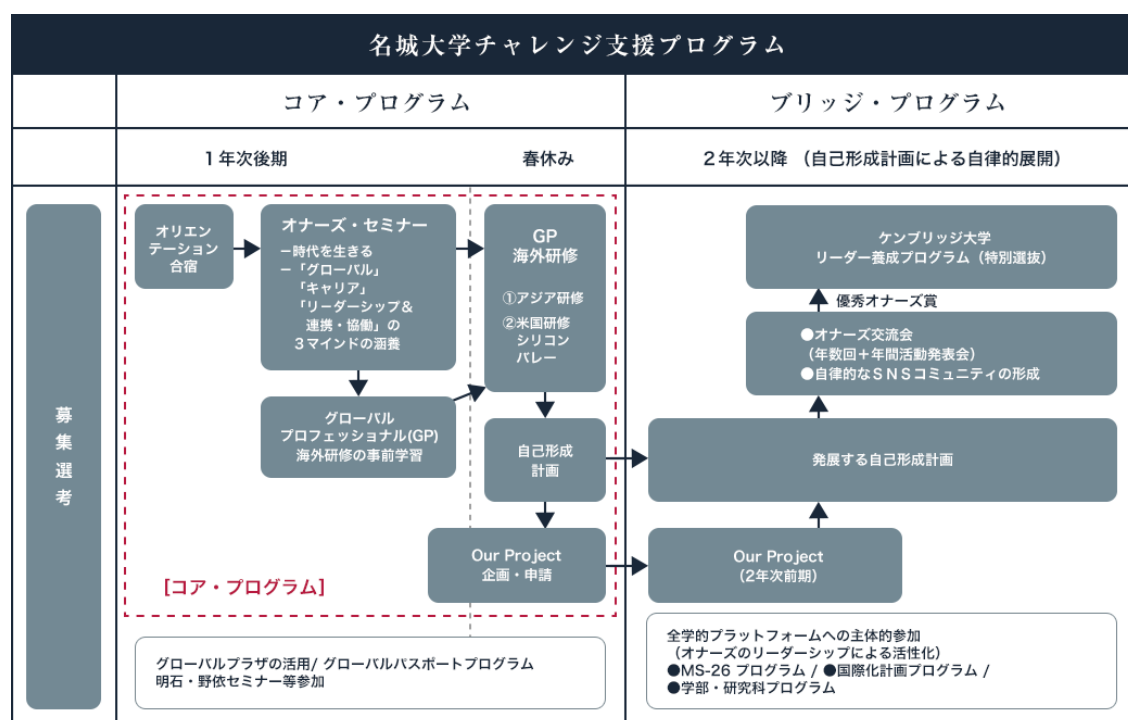
※()内は、支援件数

また、2016 年度からは、主に正課外において、仲間と一緒に何かをしてみたいと思っている学生の希望に対し、大学が助成金を配付、活動を支援する事業として、学生がチームで

課題解決にあたる「Enjoy Learning プロジェクト」にも取り組んでおり、毎年 10 件前後の取り組みを支援している（資料 1-20【ウェブ】）。2020 年度においては、コロナ禍のため「Enjoy Learning プロジェクト」については募集せず、代替事業として、遠隔授業における学修意欲の向上を目指した「オンライン活用法コンテスト」を実施した（資料 1-21）。

更に、2018 年度から、急速なグローバル化や情報化が進む時代を主体的に生きる姿勢を持つリーダー人材の育成を目的に、池上彰教授をスーパーバイザーとする「名城大学チャレンジ支援プログラム」を立ち上げ、毎年、全学部から 30 名程度の学生を選抜し、学部横断型選抜プログラムとして、新たな「学びのコミュニティ」を創出している（資料 1-22【ウェブ】）。なお、COVID-19 の流行により、2020 年度は募集中止としたが、2021 年度は前年度分も合わせて募集した。

「名城大学チャレンジ支援プログラム」プログラム概要



(2) 長所・特色

本学は理念・目的を実現するための戦略マネジメントシステムの導入後、試行錯誤を重ねながら定着させてきた。本学のような大規模大学において、全学の方針と各部署の計画を連動させることに苦心したが、成果体系図というマネジメントツールを活用し、全学と部署間に一貫性を持たせていることは先駆的かつ独自性のある取り組みであり、長所と言える。

また、「MS-15 戦略プラン」の導入当初は、総合大学であるが故に計画が総花的でビジョンと計画との関連性が曖昧であったが、「MS-26 戦略プラン」では成果体系図をシンプル化し、ビジョンを実現するための諸施策に絞って整理することで、学内外にわかりやすい形で可視化し、浸透させている。

「MS-26 戦略プラン」は大学版に基づき各部署で策定する仕組みになっている。更に、成果を可視化するため、戦略計画ごとに成果指標を設定し、ビジョンの進捗度合いについて

は KPI を設定している。これらの指標は、毎年、ファクトブックに整理して経年変化も含めてチェックを行っている。もう一つの特徴として、このビジョンを実現するための象徴的事業として、主に正課活動における採択制事業である「学びのコミュニティ創出支援事業」を展開していることが挙げられる。本事業は 2015 年度から実施し、2015 年度 78 件、2016 年度 58 件、2017 年度 73 件、2018 年度 86 件、2019 年度 88 件、2020 年度 84 件、2021 年度 87 件の取組を支援した。また、正課外活動においても、学生がチームで課題解決にあたる「Enjoy Learning プロジェクト」を展開しており、2021 年度は 8 件の取組を支援した。

更に、2018 年度から実施している「名城大学チャレンジ支援プログラム」は、学部横断型の選抜プログラムとしており、新たな「学びのコミュニティ」を創出する上での機会となっており、大きな長所として挙げられる。

(3) 問題点

「学びのコミュニティ創出支援事業」は堅調に申請件数を確保し、「学びのコミュニティ」の創出に大きく貢献しているが、支援期間内に定着に至らない事業が出てきた。これを受け、2021 年度の募集にあたり、事業立ち上げ後の定着を促す募集区分の新設等を内容とする見直しを行った。今後も事業の更なる充実のための改善に努め、ビジョンの実現を図りたい。

(4) 全体のまとめ

本学は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」を立学の精神として掲げ、大学の教育研究の展開及び運営を行っており、この立学の精神を踏まえ、学則及び大学院学則に大学・大学院の目的及び人材養成目的を適切に定めるとともに、本学の内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」においても定期的な点検・評価を行うことで、これらの関連性を確認している。さらに、大学の理念・目的については本学ウェブサイトや大学案内を通して、広く社会に公表している。

また、2004 年から他大学よりも先んじて中長期計画による戦略的経営を行っており、将来を見据えた大学経営が定着している。現在は、立学の精神を普遍的理念として位置付けた上で策定された 2026 年までの中長期戦略プラン「MS-26 戦略プラン」の実現に向けて、計画を推進している。その中で、本学の計画として、5 つの戦略ドメイン（人材の確保と育成、教育の充実、研究の充実、社会貢献、組織・経営改革）を設定し、ドメインごとに基本目標、行動目標、戦略計画の 3 層を明示し、戦略計画には成果指標を設定している。これらに基づき、諸施策への方策・具体策、指標を設定し、年度ごとに事業計画を策定している。全学の戦略プランに基づき、全ての部署において「MS-26 戦略プラン（部署版）」を策定しており、全学の方針との関連性を担保している。この「MS-26 戦略プラン」におけるビジョンは、立学の精神を普遍的理念として位置づけた上で、本学の強みを検証し掲げた将来像であり、大学構成員に広く共有している。

また、「MS-26 戦略プラン」は金科玉条とするのではなく、中間地点で見直しを行い、計画のブラッシュアップや時流に即した追加・修正を行い、計画の実体化を行っている。

上記のとおり、本学は立学の精神に基づき、大学の目的及び学部・研究科における人材養成目的等を適切に設定・公表するとともに、それらを実現するために将来を見据えた中長期計画及び諸施策を明確にし、大学経営を行っていると判断できる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

<内部質保証に関する大学の基本的な考え方>

本学は「大学評価に関する規程」において、全学における大学評価の目的を「教育研究諸活動の改善を促進するため、継続的及び系統的に行い、名城大学の目的及び社会的使命の達成に資すること」と定めている（資料2-1）。

さらに、従来の全学的な点検評価体制の基礎の上に、改めて内部質保証の一層の強化を図るため、2014年に、大学の理念・目的である立学の精神の実現に向けて、大学としての教育研究の質を自ら保証することを目的に「名城大学における内部質保証の方針」を策定し、質保証を明文化した。また、2021年には、同方針の見直しに着手し、体制及び手続きの全体像を記載することで内部質保証の体制を明確にしている（資料2-2）。なお、この「名城大学における内部質保証の方針」は、大学評価委員会及び大学協議会において審議、承認され、その後も内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である大学評価委員会で定期的に確認されることによって、全学的な共有が行われるとともに、本学ウェブサイトで公表している（資料2-3【ウェブ】）。

1. 名城大学における内部質保証の方針

名城大学は立学の精神に則って、大学教職員が一体となって教育研究、管理運営における水準の維持向上・改善を行う。そのために、全学において恒常的・継続的な自己点検・評価を行うとともに、結果を公表することによって、社会に対する説明責任を果たすこととする。

2. 内部質保証の体制・手続

名城大学は「大学評価に関する規程」に基づき、以下に示す内部質保証の体制を構築し、適切な自己点検・評価及び改善活動を実施する。

- (1) 全学における内部質保証の責任は「大学評価委員会」が担う。大学評価委員会は、内部質保証に関する方針及び体制・手続の策定や、各部署の「自己点検・評価報告書（部署版）」による自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、点検・評価を踏ま

- えた全学レベルでの課題の抽出、全学の自己点検・評価報告書の作成や教員業績評価といった、本学の教育研究活動の有効性の検証及び課題の明確化とそれらの改善を行う。
- (2) 大学評価委員会の下に「大学評価専門委員会」を置き、大学評価委員会が定める方針に基づき、全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進する。具体的には、学部・研究科等の「自己点検・評価報告書（部署版）」による自己点検・評価結果を全学的観点からの点検・評価、及び IR データに基づく点検・評価の議論等、学部・研究科等の活動に対しての助言・支援・指導を行う。これらの活動に係る具体的な企画については、大学評価専門委員会の下に設置する「大学評価専門委員会ワーキンググループ」が行う。
- (3) 学部・研究科等の組織は「学部等評価委員会」を置き、当該部署の自己点検・評価活動を行う。学部等評価委員会は大学評価専門委員会から提示された IR データを基にした教育改善や次年度計画概要等に関する事項の審議を行い、学部・研究科等の内部質保証に係る活動を実質的に推進する。また、学部等評価委員会には、学外有識者を構成員に含めることとしており、助言、指導等を受けている。さらに、自己点検・評価報告書（部署版）を作成した上で大学評価委員会及び大学評価専門委員会から、全学的な観点による点検・評価を受ける。
- (4) 上記に加え、本学における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、「質保証外部評価委員会」を置く。質保証外部評価委員会は、自己点検・評価の客観性・妥当性に関する事項や、内部質保証の有効性に関する事項等を評価し、その結果を大学評価委員会に提言する。

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担>

上述の「大学評価に関する規程」や「名城大学における内部質保証の方針」の下で、教育研究活動及びその基礎となる諸条件の点検・評価活動を制度的に位置づけ、2015（平成 27）年には第二期認証評価を受審した。

2018 年度には、第三期認証評価を見据え、これまで以上に内部質保証を機能させることを目的に体制の見直しを行った。具体的には次の 4 点である。

①全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進する「大学評価専門委員会」を設置したこと、②内部質保証を機能させるための具体的な企画立案をする「大学評価専門委員会ワーキンググループ」を設置したこと、③「大学評価専門委員会」及び「大学評価専門委員会ワーキンググループ」の構成員に外部有識者を加えたこと、④本学の自己点検・評価活動に関する評価を行うことを任務とする「質保証外部評価委員会」を設置したこと、である。各委員会の役割は次のとおりである。

大学評価委員会	全学的な内部質保証に責任を負う組織として、大学評価の企画・立案・実施に係る方針を決定する。 具体的には、「自己点検・評価報告書（部署版）」の点検・評価や、点検・評価結果を踏まえた全学レベルでの課題の抽出、「自己点検・評価報告書（全学版）」の作成等、本学の教育研究活動の有効性の検証及び改善課題の明確化とそれらの改善方針を決定する。（資料 2-4）
大学評価専門委員会	大学評価委員会の下に設置され、大学評価委員会が定める方針に基づき、全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進するための自己点検・評価活動や教育課程の編成に関する全学的な方針等を企画・立案する。 具体的には、各学部・研究科における自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性等の検証を行い、その結果を反映した自己点検・評価報告書を「大学評価委員会」に上程することや、教育改善に役立つ IR データをもとに、実際に学部等で点検・評価を行うための企画・立案等を行う（資料 2-5）。
大学評価専門委員会ワーキンググループ	本学の一連の内部質保証を機能させるための全体設計や、各部署に気づきを与えられる IR データの精査等の具体的な企画を行う（資料 2-6）。
質保証外部評価委員会	主に外部有識者により構成され、本学が行う点検・評価活動に関する評価を行う（資料 2-7）。

一方、学部・研究科における自主的・自律的な点検・評価活動を行う委員会として、各学部・研究科には「学部等評価委員会」を設置している。委員長である学部長・研究科長を中心に、理念・目的を確認した上で、「大学評価専門委員会」から提示された IR データや学位授与方針対応表、履修系統図等を活用したカリキュラムの点検・評価、毎年度の開講方針及び総括・次年度計画概要等に関する事項の審議を行い、学部・研究科の教育の内部質保証に係る活動を実質的に推進している（資料 2-8）。また、学部等評価委員会においては、自己点検・評価を行うだけでなく、外部有識者による評価も行うことで、教育活動の妥当性、客観性も担保している（資料 2-9）。

以上のように、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「大学評価委員会」の権限と役割、及び内部質保証に関わる各委員会の役割は明確となっている（資料 2-10、2-11）。

<教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針>

次に教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針であるが、前述のとおり、本学は 2003 年から中長期の戦略プランの策定に着手し、2015 年をマイルストーンとする戦略的経営を実践してきた。その後、2015 年の完成年度を迎えることを機に、開学 100 周年に

あたる 2026 年をマイルストーンとする戦略プラン「Meijo Strategy -2026」（通称：MS-26 戦略プラン）を策定し、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」をビジョンとして掲げ、ビジョンを実現するための PDCA サイクルを展開してきた。その後、内部質保証の重要性が問われる中、この「MS-26 戦略プラン」の推進と内部質保証の一体化を行った。具体的には、2018 年に「MS-26 戦略プラン」の「組織・経営改革」のドメイン「組織の活性化」の行動目標に、戦略計画として「内部質向上に向けた PDCA サイクルの推進」を位置づけた。

「MS-26 戦略プラン」の特徴は、大学版と各部署版は同一のフレーム（成果体系図）を用いることによって、コミュニケーションツールとしての役割を果たしている点である。前身の「MS-15 戦略プラン」では、総花的な目標設定によって、目指すべきビジョンが曖昧であったという反省点を踏まえ、シンプルに改良した。この「MS-26 戦略プラン（大学版）」に掲げるビジョン「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」の実現に向け、各学部、研究科、各センターを含めた事務組織全てにおいては、「MS-26 戦略プラン（部署版）」を毎年点検し、必要に応じて見直しを行う（資料 1-13）。また、この「MS-26 戦略プラン（部署版）」は、公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準の項目を包含する形で設計しており、一体的に PDCA サイクルが回るよう工夫している。PDCA サイクルの実際は、次のとおりである。

学部では、学位プログラム単位で学位授与方針対応表及び履修系統図を策定しており、学位授与方針対応表にはナンバリングコードを付すことで、スコープとシーケンスの観点から点検・評価を行えるようにしている（資料 2-12、2-13）。一方、全学の内部質保証推進組織である大学評価専門委員会において、アセスメント・ポリシーを軸に IR データを整備しており、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」にデータを集約することで、点検・評価しやすくなるよう工夫している（資料 2-14、2-15）。全学レベルの自己点検・評価活動としては、毎年、大学評価専門委員会において、全学及び各学部・研究科の 3 つのポリシーを点検した上で、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」等の IR データを活用しながら学位授与方針対応表及び履修系統図の適切性等について、点検・評価を行っている（資料 2-16）。

これらの IR データの中心となる学生アンケート（毎年 4 月）、卒業時アンケート（毎年卒業時）、卒業後アンケート（卒業後 4 年）、企業アンケート（卒業生及び修了生が就職した企業へのアンケート）を総合企画部にて一元的に IR データとして活用していることも特徴と言える（資料 2-17、2-18、2-19、2-20）。なお、データの一つである学生アンケートについては、2021 年度から履修登録システムを改修し、学生アンケートの回答を履修登録の要件とするなど、回答率向上に向けた工夫も行っている。各学部、研究科における点検・評価活動については、「MS-26 戦略プラン（部署版）」自体が中長期の視点による戦略プランであることから、毎年、これに基づく単年度の「事業計画書」を作成し、予算要求と連動することで予算の裏付けを担保している（資料 1-14）。特に内部質保証の観点から、各学部、研究科に設置する「学部等評価委員会」において、当該年度の学部・研究科の計画・実践の総括と次年度計画概要の策定という単年度の PDCA サイクルを実行し、学部等が定める人材養成目的や教育目標の実現に向けた教育活動等を進めている。この点検・評価の結果は、年度末に「自己点検・評価報告書（部署版）」と、大学基準協会が定める点検・評価項目を順守

しているかを確認するための本学独自の資料である「内部質保証関連項目に係るチェックリスト」として取りまとめ、内部質保証を図るための継続的な検証を行っている（資料 2-21、2-22）。

また、個々の教員の授業レベルの向上については、全学的に実施している授業改善アンケートの結果を踏まえて、教員個人の授業運営の改善に活用することを求めているとともに、全学及び各学部、研究科において、FD 活動を活発化させ、授業改善に役立てている（資料 2-23【ウェブ】）。シラバスに関しては、各学部・研究科が開講科目に対する責任を持ち、学部・研究科の教務委員会等による点検を経て公開されている。点検にあたっては、学部等の教育目標等（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）との関連性や、科目の到達目標が具体的に記載されているかという点等を精査している（資料 2-24）。

このように、教育の質保証については、大別して、全学レベル、学位プログラムレベル、授業レベルの 3 つの階層における PDCA サイクルが有機的に結び合うような形で展開し、全学レベルでは、「大学評価委員会」及び「大学評価専門委員会」、学位プログラムレベルでは、「学部等評価委員会」、授業レベルでは教員個人が担っている。加えて、2018 年度から毎年度、社会で活躍できる人材を育成する観点から、(株)リクルートに対し、各学部における 3 ポリシーを踏まえた大学の取り組みにおける適切性について意見聴取を行い、その結果を各学部フィードバックしている（資料 2-25）。

各センター及び事務組織においても、学部、研究科と同様に、毎年、「MS-26 戦略プラン（部署版）」を点検した上で、単年度の「事業計画書」を策定し、年度末には「自己点検・評価報告書（部署版）」として取りまとめ、点検・評価活動を行っている（資料 1-13、1-14、2-21）。

以上から明らかなように、本学では、「大学評価委員会」という横断的な会議体が内部質保証に責任を負う組織として全学的な自己点検・評価を行い、さらに、学部・研究科の学部等評価委員会における自己点検・評価という重層的な仕組みを通じて内部質保証システムを構築しており、適切に運用している。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

<全学内部質保証推進組織・学内体制の整備>

<全学内部質保証推進組織のメンバー構成の適切性>

本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、「大学評価委員会」とその下部組織である「大学評価専門委員会」である（資料 2-1、2-2、2-10、2-11）。

「大学評価委員会」は、本学の理念・目的の実現に向けた諸活動に照らし、専門分野や職責等の観点から偏りのない点検・評価が行えるメンバーの構成を図っており、全学の内部質保証に責任を負う組織としての適切性を確保している。具体的には、学長を委員長とし、副学長、学部長、研究科長、各センター長等、事務局長を委員としている（資料 2-26）。学長のリーダーシップのもとで内部質保証が推進できるとともに、各組織の長をメンバーとすることによって、全学における内部質保証に責任を負う体制になっている。大学評価に関す

る規程第1条・第2条（注）を目的とする「大学評価委員会」は、大学評価組織を再編し発足しており、2018年度には教育の質保証を目指し点検・評価活動を実質化する取り組みを組織的かつ恒常的なものとするため、同委員会の目的と目標の見直しを図った。

注：大学評価に関する規程

第1条（目的）

この規程は、名城大学学則第2条及び名城大学大学院学則第3条に規定する自己点検・評価等に係る必要な事項を定め、内部質保証の観点から踏まえた適切な大学評価の推進を図ることを目的とする。

第2条（大学評価の目的）

大学評価は、教育研究諸活動の改善を促進するため、継続的及び系統的に行い、名城大学（以下「本大学」という。）の目的及び社会的使命の達成に資することを目的とする。

「大学評価専門委員会」は、「大学評価委員会」が定める方針に基づき、全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進する組織として、2018年度に新たに設置した。「大学評価専門委員会」は、学長を委員長とし、副学長、学部長、研究科長、その他学長が必要と認める者で構成されており、大学全体の方針に基づいた各学部・研究科等の活動における特に教育水準の質保証の状況の確認やそれらの向上のための実効性の伴った施策を講じる責任を担っている（資料2-26）。

また、「大学評価委員会」及び「大学評価専門委員会」で議論するための具体的な企画を行うため、「大学評価専門委員会」の下に「大学評価専門委員会ワーキンググループ」を設置している。副学長1名が委員長となり、教員3名、外部有識者1名で構成され、本学の内部質保証の全体設計をしていく上で、大きな役割を担っている（資料2-26）。

さらに、学外者からの点検・評価を取り入れ、より内部質保証の客観性を担保することを目的とした体制として、副学長1名、外部有識者3名で構成される「質保証外部評価委員会」を設置している（資料2-27）。

本学では、内部質保証において、学外の視点を入れることの重要性を認識しており、「質保証外部評価委員会」に加え、前述の「大学評価専門委員会ワーキンググループ」や「学部等評価委員会」にも外部有識者を構成員として加え、助言を得ている点は、本学の内部質保証制度の強みとも言える（資料2-26、2-27）。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<3つのポリシー策定のための全学としての基本的考え方の設定>

本学は、学位授与方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」とする。）、教育課程の編成・実施方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」とする。）、学生の受け入れ方針（以下、「アドミッション・ポリシー」とする。）の 3 つのポリシーを策定し、学内外に広く公表している（資料 2-28【ウェブ】）。

3つのポリシーの策定をめぐる本学のこれまでの経緯としては、2016 年 3 月 31 日に中央教育審議会から三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインが示されたことも受けて、同年 5 月から、3つのポリシーの全面的な見直しに着手し、本学の教育理念や社会的ニーズ、及び高大接続や教育の質保証などを踏まえて適切に表現し、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果が明示されるよう、大学協議会の下に設置する「大学全体の 3 ポリシー検討ワーキンググループ」において、大学としての基本姿勢を共有するため、大学全体の 3 つのポリシーの策定及び学科ごとの 3 つのポリシー策定に係るガイドラインを示した（資料 2-29）。本ガイドラインに基づき、学科ごとの 3 つのポリシーを策定した。策定後も、教育の質向上を目指した自律的な教学の検証サイクルの明確化に向けた取り組みを継続しており、2020 年度には各専攻においても、自己点検・評価結果や文教政策等の動向のもと、本ガイドラインに沿った 3 つのポリシーの策定を行っている（資料 2-30）。

<方針及び手続に従った内部質保証活動の実施>

<内部質保証推進組織による学部・研究科等の PDCA サイクルを機能させる取り組み>

前述のとおり、「名城大学における内部質保証の方針」に掲げた方針及び手続に従い、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「大学評価委員会」とその下に設置する「大学評価専門委員会」を中心に全学的視点から PDCA サイクルを展開しており、学部・研究科においては、「学部等評価委員会」による教育プログラムやカリキュラムを検証するための PDCA サイクルが機能し、相互補完的に点検・評価活動が行われている。

内部質保証において重要なことは、各部署、個人が自主的に改善していく仕組みを構築することである。このことから、本学の内部質保証システムの特徴は、「大学評価委員会」からのトップダウンによる「やらされ感」を醸成しないよう工夫している点である。各学部長、研究科長を中心とする「大学評価専門委員会」が「大学評価委員会」と「学部等評価委員会」とのミドルアップ・ダウンの役割を果たすことで、特に「学部等評価委員会」が自主的に点検・評価活動が行えるよう工夫している。具体的には、「大学評価専門委員会ワーキンググループ」において、外部有識者のアドバイスを受けながら、どのような IR データにより各学部等が気づきを得られるかを検討し、「大学評価専門委員会」においても意見を聞きながら、「学部等評価委員会」にデータを提供している。このように、IR データを活用して、教

育活動における気づきを重視したマネジメントを行うことで、形式的ではなく実質的に機能するよう取り組んでいる。

<学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施>

<学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

前述の通り、学部・研究科における自主的・自律的な点検・評価活動は、毎年度「学部等評価委員会」が主体で行っている。委員長である学部長・研究科長を中心に、理念・目的を確認した上で、「大学評価専門委員会」から提示された IR データや学位授与方針対応表、履修系統図等を活用したカリキュラムの点検・評価、毎年度の開講方針及び総括・次年度計画概要等に関する事項の審議を行い、学部・研究科の教育の内部質保証に係る活動を実質的に推進している。また、自己点検・評価を行うとともに、外部有識者による評価も行うことで、教育活動の妥当性、客観性も担保している。

各学部・研究科における自己点検・評価結果については、前述の「自己点検・評価報告書（部署版）」、「内部質保証関連項目に係るチェックリスト」としてまとめ、全学の内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」において全学的観点から点検・評価している（資料 2-21、2-22）。この点検・評価の結果から、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性等の検証を行い、その結果を反映した自己点検・評価報告書（部署版）を「大学評価委員会」に上程することや、教育改善に役立つ IR データをもとに、実際に学部等で点検・評価を行うための企画・立案等を行っている。

<認証評価機関、行政機関からの指摘事項等に対する適切な対応>

認証評価機関からの評価結果における指摘事項等については、各部署が毎年策定する「事業計画書」において「認証評価時における大学基準協会からの指摘事項等の改善計画」の欄に改善計画を、年度末に「自己点検・評価報告書（部署版）」にその対応状況を記述し、「大学評価委員会」-において点検する仕組みを構築している（資料 1-14、2-21）。第 2 期認証評価における指摘事項については、必要となる改善計画や改善状況を「大学評価委員会」で確認のうえ、認証評価機関に報告している（資料 2-31）。また、第 3 期認証評価における課題についても、直近の認証評価を受審した大学の評価結果から課題を抽出し、大学評価委員会で確認のうえ、適宜改善を行っている（資料 2-32）。具体的な改善活動として、2020 年度には、研究指導計画の策定や論文審査基準の見直し、単位制度の実質化に係る対応等を、2021 年度には、内部質保証の方針の修正や学生支援ポリシーの策定等を行っている（資料 2-33、2-34）。また、学部・研究科の新設等に伴う認可申請または届出時に文部科学省から付される留意事項に対しては、設置計画履行状況等調査によって対応状況を報告している。直近の具体的な事例としては、平成 29 年度設置計画履行状況等調査において、①一部科目のシラバスにおける授業時間数の不足、②一部学科における入学定員超過について留意事項が付された。本件への対応としては、①はシラバスの第三者チェック機能の向上とシラバス作成要項の充実により対応済み、②はその後適正な定員管理がされており、改善が行われている（資料 2-35【ウェブ】）。

このように、点検・評価における客観性、妥当性の確保については、第一に、全学の内部質保証に責任を負う組織である「大学評価委員会」が、学内における自己点検・評価に対し

て客観的に精査する役割機能を果たすことで、学内での客観性を担保している。第二に、「質保証外部評価委員会」における外部有識者による評価に留まらず、「大学評価専門委員会」、「大学評価専門委員会ワーキンググループ」、さらには「学部等評価委員会」に外部有識者を構成員に迎えることで、常に学外の視点を取り入れる仕組みを構築している点は大きな特徴である。

以上のことから、本学の内部質保証システムは、適切に運用され、有効に機能しているといえる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性 評価の視点3：公表する情報の適切な更新

<教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表>

教育研究活動の状況の公開については、学校教育法施行規則改正に伴う大学の教育関連情報の公開義務化を受け、情報公開の範囲等を「情報公開・開示規程」に定めており、本学ウェブサイトを中心に一元的かつ体系的な情報公表を行っている（資料 2-36、2-37【ウェブ】）。

公表内容は、学生数等の基本情報、教育研究内容に関する情報・財務諸表、教員の教育研究業績、「MS-26 戦略プラン」を含めて、本学の営みが網羅できるよう設計されている。さらに、オンラインシステムを通じて、各科目の担当者、授業の概要と方法、到達目標、授業スケジュール、成績評価方法等の情報を含む全科目のシラバスを公開し、教育活動の透明性を高めている（資料 2-38【ウェブ】）。本学の自己点検・評価結果については、自己点検・評価報告書にとりまとめた上で、2015 年度に受審した大学基準協会による第二期認証評価結果は評価資料と合わせて、それぞれ本学ウェブサイト上に公表している（資料 2-3【ウェブ】、2-39【ウェブ】）。

教育情報の公開については、各学部・研究科の3つのポリシーをはじめとする、学部・研究科・入試・学生生活・就職などの基本情報を本学ウェブサイト上の「情報公開」のコンテンツとして公表しており、毎年6月～7月に更新している（資料 2-37【ウェブ】）。更に、2014 年度に導入された大学ポートレートにおいても、導入初年度から全学的に情報を収集の上、公開している（資料 2-40【ウェブ】）。以後、毎年3月～6月に全学的に情報を見直し、7月に更新した情報を公開するという手続きを踏み、内容の充実に努め、積極的な情報公開を行っている。

また、本学では私立学校法や各種通知等による財務情報の公表の取り組みとして、予算・決算に関わる計算書類、事業報告書等について、本学ウェブサイトでの公表を行っている（資料 2-41【ウェブ】、2-42【ウェブ】）。

<公表情報の正確性、信頼性の確保及び適切な更新>

情報の公表にあたっては、正確性及び信頼性を確保するために、所管部署の確認を経た上で本学ウェブサイト公表している。特に、財務情報については、監査法人及び監事の監査を受けた上で公開している。

情報の更新については、当該情報の確定時期等と連動し、最新情報への更新を行っている。例えば、教育研究活動の情報は4月1日または5月1日を基準日とするものが多く、自己点検・評価の結果は「大学評価委員会」を経て、財務状況については次年度5月末の理事会を経て、それぞれに必要な手続きをとった上で、速やかに毎年度、更新している。

このように、組織的な確認を経て情報の正確性、信頼性を確保し、適切に更新している。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性>

全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性については、全学の内部質保証推進組織である「大学評価委員会」及び「大学評価専門委員会」が自らの点検・評価を行うことによって確認している。さらに、大学全体の活動への点検・評価の一環として、主に外部有識者から構成される「質保証外部評価委員会」による点検・評価を実施することによって、内部質保証システムの適切性に対する客観的な点検・評価の実施が可能となった。「質保証外部評価委員会」の具体的な活動内容としては、学基準協会の点検・評価項目に準拠して作成している「内部質保証に関わる自己点検・評価報告書」の内容を基に、長所や改善点等の意見・提言を受けることにより、本学の内部質保証システムに関する客観的な検証の機会を確保するとともに改善に繋げている。なお、2021年度の「質保証外部評価委員会」からの点検・評価結果において、本学の内部質保証推進体制については、十分に整備がされているとして、長所としての評価を受けている（資料2-3、2-43、2-44、2-45）。

<点検・評価における適切な根拠の使用>

本学の内部質保証推進組織である「大学評価委員会」、「大学評価専門委員会」等による全学レベルの内部質保証の点検・評価活動においては、「MS-26 自己点検・評価報告書」、「内部質保証に関わる自己点検・評価報告書」、「カリキュラムの自己点検・評価のためのダッシュボード」「ファクトブック」を基にした点検・評価を行っており、この点検・評価結果を基に、全学レベルで重点的に改善すべき課題を抽出するとともに、毎年度改善の方向性を示している（資料2-46、2-3【ウェブ】、2-15、1-15、2-47）。

また、「学部等評価委員会」においても、「大学評価専門委員会」から提示された「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」等のIRデータを基に、適切に点検・評価を行うとともに、外部有識者による外部評価を受けている（資料2-15、2-9）。学部等評価委

員会の外部評価における指摘事項は、所管組織及び「大学評価委員会」において内容を確認し、改善要否を整理した上で確実な改善に繋げていく仕組みにしている（資料 2-48）。このように、学内者によるセルフスタディとしての自己点検・評価と外部有識者による点検・評価の両輪による検証の仕組みを運用することによって、全学的な PDCA サイクルの適切性及び有効性を確保している。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

前述のとおり、「大学評価委員会」、「大学評価専門委員会」等による全学レベルの内部質保証の点検・評価活動により、「全学レベルでの自己点検・評価活動を踏まえた課題」を抽出している（資料 2-47）。これらの課題については、「大学評価委員会」から所管部署に改善の指示を出すことで、解決に向けて取り組んでいる。実績として、2020 年度には、①「学びのコミュニティ創出支援事業」の見直し、②大学院収容定員の適正化、③大学院全体及び各専攻のポリシーの策定・見直し、④オンライン留学の実施、⑤退学率等に関する IR データの作成と「大学評価専門委員会」等における共有、⑥学生個人の成長の可視化に向けた学修ポートフォリオの構築、⑦各学部に対する科研費申請率向上にかかる意見聴取等を実現した（資料 2-49）。2021 年度には、①卒業後アンケート調査における立学の精神と教育課程・学生支援等の関連性の測定、②各学部・研究科の人材養成目的、ディプロマ・ポリシーと立学の精神及び大学・大学院の目的との関連性の点検等を実施した。

このように、内部質保証システムの適切性については定期的に点検・評価を行うとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

<COVID-19 への対応・対策>

危機管理を行う組織として、理事長を危機管理統括責任者、学長を危機管理副統括責任者とする「危機管理委員会」を設置している。COVID-19 への対応については、「危機管理委員会」において、「名城大学における新型コロナウイルス感染症に係る活動制限指針」の策定や、後述する遠隔授業アンケートの結果を受けての課題の検討等を実施した。

「危機管理委員会」から抽出した課題は、「大学協議会」を通じて全教職員に共有し、学生には本学ウェブサイトを通じて情報を提供した。

また、内部質保証の推進組織である「大学評価専門委員会」においては、従来から取り組んでいるダッシュボードに加え、コロナ禍前後の学生の異動履歴状況や成績の傾向を比較した IR データを提供、検討し、教育の質向上に向けた分析を行っている（資料 2-50）。

図 2-1 内部質保証推進システム体系図

【内部質保証システム体系図】

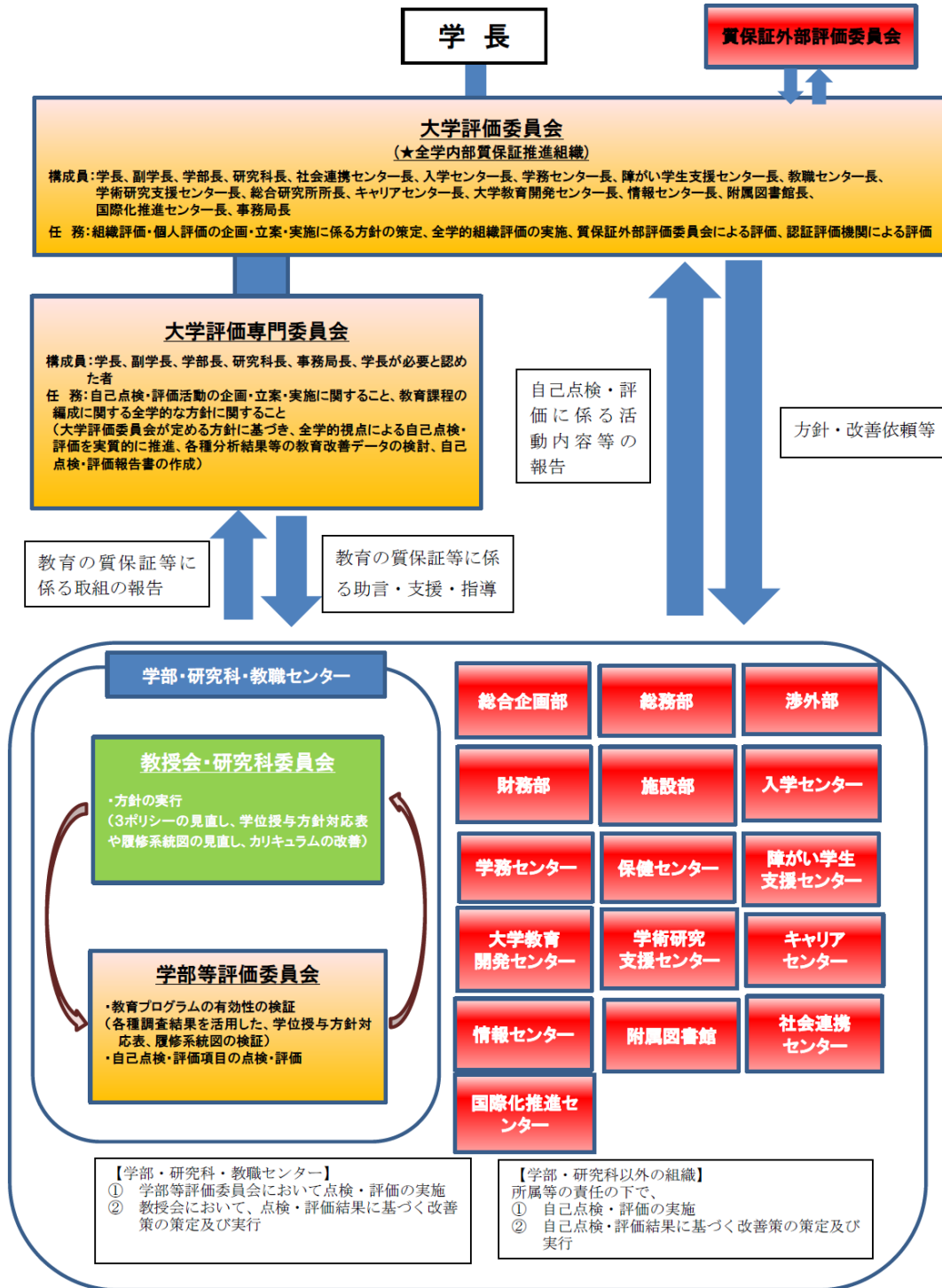
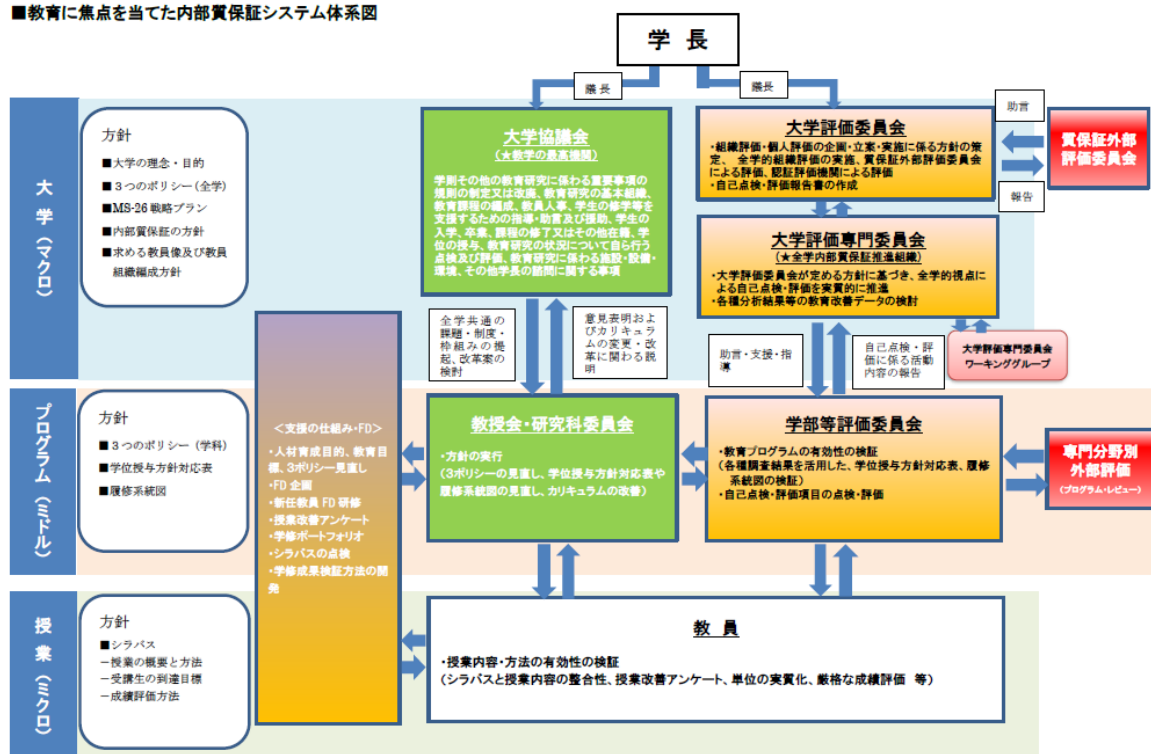


図 2-2 教育に焦点を当てた内部質保証システム体系図

■教育に焦点を当てた内部質保証システム体系図



(2) 長所・特色

本学では、「MS-26 戦略プラン」において示された中長期の目標とそれに基づく単年度の事業計画を策定し、これらの事業計画に基づく予算編成を通じた学内の適切な資源配分を行ってきた。事業計画に基づく施策については、自己点検・評価を通じた分析により、改善すべき問題の抽出が行われ、次期の目標にフィードバックされている。

また、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制について、全学レベル、学位プログラムレベル及び授業レベルの各々の PDCA サイクルが回るように制度設計している。まず、全学レベルでは「大学評価委員会」が設置され、緻密で広範な自己点検・評価を実施している。また、内部質保証を実質的に推進するため、「大学評価委員会」の下に「大学評価専門委員会」を設置し、さらに具体的な企画立案を行う「大学評価専門委員会ワーキンググループ」を設置した。この「大学評価専門委員会」と「大学評価専門委員会ワーキンググループ」の構成員は外部有識者を含んでおり、適宜、助言等を得ながら改善している点は特徴として挙げられる。更に、本学の教育プログラムの妥当性及び適切性等の点検・評価を行うため、2018 年度に策定した「アセスメント・ポリシー」に基づき、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を作成するとともに、外部の調査等も活用しながら、学修成果を可視化している。この「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」は、毎年、データを更新するだけでなく、「大学評価専門委員会」や「大学評価専門委員会ワーキンググループ」での意見を踏まえて、データの追加、見やすさの工夫なども行っている。また、こ

の「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」にデータを集約するため、学生アンケート（毎年4月）、卒業時アンケート（毎年卒業時）、卒業後アンケート（卒業後4年）を総合企画部にて一元的に IR データとして活用していることも特徴と言える。特に、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」において、ディプロマ・ポリシーの科目群ごとに GPA を算出して可視化している点は長所として挙げられる。

学位プログラムレベルでは、各学部・研究科に「学部等評価委員会」を設置し、構成員に外部有識者を必ず加えることにしている。これにより、教育プログラムの妥当性及び適切性等の点検・評価を行い、カリキュラム改善に向けた教学課題の特定と明確化を進めている。

授業レベルでは、授業改善アンケート結果に対して教員がコメントを付し、学生にフィードバックしている。シラバスに関しては、学部・研究科が開講科目に対する責任を持ち、学部・研究科の教務委員会等による点検を経て公開している。

更に大学全体の自己点検・評価活動に対する客観的な点検・評価を行うことを目的に、独立組織として主に外部有識者から構成される「質保証外部評価委員会」を設置していることも特徴の一つである。加えて、2018 年度からは、(株)リクルートマーケティングパートナーズの協力を得て、各学部における 3 ポリシーを踏まえた大学の取り組みにおける適切性について意見聴取を行い、その結果を各学部でフィードバックした。このように、大学、学部とも内部質保証の各段階で外部有識者の点検・助言を加えていることは本学の内部質保証システムにおける大きな長所といえる。「大学評価委員会」や「質保証外部評価委員会」からの指摘事項に基づく改善の実績として、大学院収容定員の見直しや成績評価基準の策定、研究指導計画の策定、大学院全体及び各専攻のポリシーの策定・見直し、等が挙げられる。

これら一連の取り組みにおける一番の特徴は、「MS-26 戦略プラン」に基づくマネジメントサイクルの中に内部質保証のマネジメントサイクルを組み入れて、一体的に運用していることである。あくまでも大学のビジョンを実現するための取り組みを中心として、その一環として認証評価等の内部質保証を位置付けている。これにより、マネジメントサイクルがシンプルとなり、構成員に対する戦略プランと内部質保証の位置付けが理解され、効率的に運用できるようになっている。

(3) 問題点

学修成果検証におけるエビデンスとして「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を提供し、各学部・研究科で客観データ及び主観データの活用が進められているものの、他大学との比較検討には用いられていない。今後、他大学とのベンチマーキングの視点を入れたデータ作成も検討していく必要がある。また、内部質保証に対する構成員の理解を深めるため、2019 年度の FD フォーラムでは「学生の成長につながる教育の質保証について考える―第三期認証評価を踏まえて―」、2020 年度の FD フォーラムでは「コロナ禍における教育の質保証」、2021 年度の FD・SD フォーラムでは「内部質保証の実質化と恒常化を目指して―認証評価を目前に考える―」といったテーマで実施するとともに、本フォーラムの内容については、FD ニュースとして学内構成員に周知しているが、こうした取り組みを継続的に実施していく必要があると考えている。

(4) 全体のまとめ

本学では、「MS-26 戦略プラン」と公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準に沿って、教育研究やその他の諸活動及び大学運営に関する計画・実行・検証・改善を一体化して展開している。内部質保証の推進にあたっては、大学という組織の重層的な構造を基本としながら、全学レベル、学部・研究科レベル、個人レベルそれぞれに PDCA サイクルを展開している。

全学では、「大学評価委員会」と「学部等評価委員会」を中心に、各分野・領域の自律性を尊重した PDCA サイクルを運用することは、とりわけ学部・研究科・センター等の部署を多数有する大規模な総合大学に対応した仕組みとなっている。また、内部質保証を実質的に推進する「大学評価専門委員会」の下には、具体的な企画立案を行う「大学評価専門委員会ワーキンググループ」を設置し、外部有識者の助言等を踏まえながら実質化させている。「学部等評価委員会」と「大学評価専門委員会ワーキンググループ」において、外部有識者を構成員として助言を得ている点は、本学の内部質保証制度の強みとも言える。

各学部・研究科では、「大学評価委員会」から示された方針に基づき、「学部等評価委員会」が外部有識者を交えた点検・評価を行い、その結果を「大学評価専門委員会」で集約して点検・評価を行っている。

教員個人においては、授業改善アンケート結果に対して教員がコメントを付し、学生にフィードバックしている。シラバスに関しては、学部・研究科が開講科目に対する責任を持ち、各学部・研究科の教務委員会による点検を経て公開している。

こうした一連の自己点検・評価活動全体に対する客観的な評価を行うことを目的に、独立組織として主に外部有識者から構成員される「質保証外部評価委員会」を設置している。2020 年度及び 2021 年度に評価を受け、その評価結果から認識した課題については適宜改善を行っている。また、質保証外部評価委員会からの 2021 年度の点検・評価結果においても、本学の内部質保証推進体制は十分に整備がされているとして、長所としての評価を受けている。

以上のことから、本学の理念・目的の実現に向けて、全学の組織が主体的・自律的に計画・実行・検証・改善を進めており、総体として内部質保証システムが有効に機能し、大学基準に照らして極めて良好な状態であると判断できる。なおかつ、内部質保証システムの適切性について、定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断でき、大学として内部質保証システムの安定的な運用に引き続き努めていく。

第3章 教育研究組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性>

本学の教育研究組織は、立学の精神である「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」を実現するため、教育研究や科学技術の動向、社会の要請を踏まえた幅広い教育研究組織を設置している。2021年度時点において、天白キャンパス（法学部、経営学部、経済学部、理工学部、農学部、法学研究科、経営学研究科、経済学研究科、理工学研究科、農学研究科、総合学術研究科）を中心校地として、八事キャンパス（薬学部、薬学研究科）、ナゴヤドーム前キャンパス（都市情報学部、人間学部、外国語学部、都市情報学研究科、人間学研究科）の3キャンパスに、9学部23学科、9研究科21専攻を設置し、春日井キャンパスの附属農場を含む4キャンパスで教育研究組織を構成している（資料3-1【ウェブ】、3-2【ウェブ】、大学基礎データ表1）。立学の精神の実現に向け、文理のバランスがとれた総合大学となっており、「MS-26戦略プラン」のビジョンである「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を実現し得るものとなっている。各学部及び研究科の教育研究上の目的は、立学の精神を具現化すべく、名城大学学則及び名城大学大学院学則に規定し、それに基づき、教育研究活動を展開している（資料1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。また、第1章でも述べた通り、各学部及び研究科の教育研究上の目的については、「大学評価専門委員会」において、立学の精神との関連性の点検を行っている（資料1-4）。

<大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性>

本学では、教育研究組織としての学部、大学院の他に、センター等の事務組織として、社会連携センター、入学センター、学務センター、障がい学生支援センター、大学教育開発センター、学術研究支援センター、キャリアセンター、国際化推進センター、情報センター、附属図書館、保健センターを設置し、文理融合型総合大学としての機能を最大限に発揮することができるよう、教育研究組織を全学的に支援する組織編成としている（資料3-3）。これらの組織についても学部・研究科と同様に、毎年度「事業計画書」と「自己点検・評価報告書」を基にした自己点検・評価を行っている。

また、学内外の共同研究を推進し、学術文化の進歩発展に寄与することを目的とした附置研究所として、「総合研究所」を設置している（資料3-4、大学基礎データ表1）。総合研究

所には、2021 年度現在、7 つの研究センターを設置しており、文理にわたる幅広い研究プロジェクトを推進している。これらの研究センターについては、研究期間の終了後に評価を実施し、継続の申請がある場合には、研究成果の価値・発展性等の評価項目から立学の精神および「MS-26 戦略プラン」ビジョンや社会的要請等の観点を審査し、プロジェクトの継続の可否を判断している。中には、より発展的に研究組織の改編を行い、学外大型研究プログラムである「センター・オブ・イノベーションプログラム」への参画も果たした研究センターもある。また総合研究所の附置研究所としての機能と一線を描き、「光デバイス研究センター」、「ナノマテリアル研究センター」、「自然災害リスク軽減研究センター（NDRR）」などを設置している（資料 3-5【ウェブ】、3-6【ウェブ】）。これらの機関では、学問の動向や社会的要請を踏まえつつ、より本学の独自性の高いプロジェクト研究を推進している。これらの事業で得られた成果を学部と大学院の教育研究にフィードバックするとともに、世界水準の研究拠点形成と若手研究者の育成を目指した取組に発展できるように整備充実を図っている。

＜教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等等への配慮＞

立学の精神の宣言以降、本学は社会的要請に対応しつつ、立学の精神に沿った人材育成を行うべく、学部・研究科の設置・再編を行ってきた。

近年では、2016 年度に、「英語力」「国際理解」「実践力」をキーワードとする実践性を重視した教育により、自らの言葉で世界と対話・協働し、新たな価値をつくりだす Global Communicator（世界人材）の育成を行うことを目的に「外国語学部」を設置したこと、2020 年度に、わが国が目指す「持続可能な経済社会システムの構築」への更なる貢献を目的に、理工学部環境創造学科を再編し、先端的な学問領域としての「環境工学」に特化した理工学部環境創造工学科を設置したことが挙げられる。加えて、2022 年度には、①急速に進展する高度情報社会に対応する魅力ある教育研究の展開を目的に、理工学部情報工学科を改組し情報工学部情報工学科を設置、②都市情報学部都市情報学科において、近年の観光需要の拡大を踏まえ、同学科の特色である「まちづくり」及び「IT 技術」の要素を取り入れた独自の観光教育を開始するとともに、収容定員を増加（880 名→940 名）する。

センター等の支援組織の整備においては、本学に対する社会の期待と教育・研究における社会資源活用の重要性の増大を背景として、従来の社会連携事業を一層充実するため、また、「MS-26 戦略プラン」のミッションの一つである「社会貢献」を推進するため、2017 年度に「社会連携センター」を設置した（資料 3-7）。同センターを中心に、従来の社会連携事業の継承と情報発信、新たな社会連携事業の創出、社会と教員・学生との円滑及び組織的なマッチングなどの課題に対応するとともに、社会資源を教育・研究・学生活動につなげ、社会課題の解決を促進するプラットフォームとしての役割を担っている。同センターの具体的な取組実績は第 9 章に詳述する。この他、障がいのある学生が他の学生と平等に学びの機会が得られるようサポートする「障がい学生支援センター」も 2017 年度に設置した（資料 3-8）。さらに、2020 年度には、本学の正課体育に関わる活動の支援を行うことを目的に「体育科学センター」を、周年事業の企画立案を推進するために「開学 100 周年事業室」を設置した（資料 3-9、3-10）。

以上のことから、本学の理念・目的及び社会的要請を踏まえ、学部・研究科・附置研究所、

その他の組織を適切に整備していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

MS-26 戦略プランでは、「組織・経営改革」のドメインに「組織の活性化」を行動目標として掲げており、中長期戦略に基づく学校法人名城大学の目指す総合学園づくりに向け、教育・研究組織の再編等を行ってきた。

新学部等の設置にあたっては、法人経営と教学運営の両面に大きく関わることから、学問分野の動向、社会的要請等に加え、持続可能な学部運営の前提となる定員充足の観点からも、設置の妥当性を検討し、法人及び教学としての意思決定を行っている（資料 3-11、3-12、1-1【ウェブ】）。具体例として、2022 年度に設置する情報工学科の検討段階には、基礎学科である理工学部情報工学科の定員充足状況の確認に加え、高校生を対象とするアンケートを独自に行い、当該分野・同学科への進学意向を測定した。その結果、持続可能な学部運営のための定員充足が見込めると判断し、大学協議会、常勤理事会、評議員会を経て理事会で設置を決定した。

既存学部等の再編・廃止にあたっては、法人経営と教学運営の両面に大きく関わることから、対象となる組織の定員充足状況や学問動向、社会的要請等を踏まえ、法人及び教学としての意思決定を行っている。具体例として、2016 年度に法学部応用実務法学科の募集停止をした際は、関係部署間での協議、同学部教授会での募集停止後の体制等の審議の後、大学協議会、常勤理事会、評議員会を経て理事会で決定した。また、2016 年度の大学・学校づくり研究科、2017 年度の法務研究科の募集停止をした際も同様に、大学協議会、常勤理事会、評議員会の審議を経て理事会で決定した。

各学部・研究科等の点検・評価は、「大学評価委員会」において、毎年各学部等が作成する「自己点検・評価報告書（部署版）」に基づき、「MS-26 戦略プラン」と内部質保証、教育課程・学修成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援の観点について、また、各センター等の点検・評価は、各学部等と同様に「大学評価委員会」において、「自己点検・評価報告書」に基づき、「MS-26 戦略プラン」と内部質保証の観点について実施している（資料 2-18）。なお、「自己点検・評価報告書」には根拠資料を記述することを求めており、エビデンス・ベースでの自己点検・評価を実施する仕組みが作られている。

以上のことから、各部局の状況を踏まえた PDCA サイクルを有効に回す仕組みを構築しており、全学的に点検・評価結果に基づく改善・向上が図られていると判断する。

(2) 長所・特色

新学部等の設置及び既存学部等の改組においては、法人経営及び教学運営に大きく影響

を与えることから、法人・教学双方における慎重な議論を経て、本学の教育研究活性化に資する組織変更を行っている。2016 年度にはグローバル化を踏まえた外国語学部を設置し、2022 年度には Society5.0 を踏まえた情報工学部の設置を予定しており、社会的要請に沿った学部改組を進めている。更に、センター等の組織においても、社会環境の変化や課題解決に向け、2017 年度には「社会連携センター」及び「障がい学生支援センター」、2020 年度には「体育科学センター」を設置するなど絶えず見直しを図っている。

また、研究組織の点検・評価として、総合研究所の研究センターを公募制で厳格な審査の上設置し、研究期間終了後の成果検証を経て継続可否を決定する仕組みは、学問の動向や社会的要請に基づく機動的な教育研究組織見直しの優れた事例である。

また、組織の適切性については、部署単位で毎年作成する「自己点検・評価報告書」を「大学評価委員会」において点検・評価することに加え、全学の自己点検・評価結果について外部有識者に意見聴取を行うなど、外部からの意見も取り入れた改善活動を推進しており、このことは本学の長所・特色であるといえる。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学は、立学の精神である「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」を実現するための教育研究組織を構成するとともに、学部・研究科の活動を支援するためのセンター等を設置している。

各学部及び研究科の教育研究上の目的については、名城大学学則及び名城大学大学院学則に規定し、それに基づく教育研究活動を展開している。また、「大学評価専門委員会」において、各学部等の教育研究上の目的と立学の精神との関連性を毎年度点検している。

学部・研究科の設置・再編については、当該学部等の状況、社会的要請等を踏まえて検討・実施しており、教育研究活動を支援する組織であるセンター等についても継続的に見直しを行っている。

これらの教育研究組織の適切性については、「大学評価委員会」における各部署の「自己点検・評価報告書」の点検・評価と外部有識者による意見聴取等を通じて検証し、その結果に基づき大学全体及び各部署としての改善・向上を図っている。以上のことから、大学基準に照らして良好な状態であると判断できる。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

<学位授与方針の適切な設定及び公表>

本学では、立学の精神に基づき、大学全体及び大学院全体の「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めている（資料4-1）。大学全体及び大学院全体のディプロマ・ポリシーは、以下の通りである。

（名城大学のディプロマ・ポリシー）

名城大学は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という立学の精神に基づき、次の資質・能力を身につけた学生に学位を授与します。

- ①幅広い教養を身につけ、広い視野に立って物事の公正な判断をすることができる。
- ②専門分野に熟達し、社会における諸問題の解決のためにその知識・能力を活用できる。
- ③主体的に学び続け、学んだことを分かち合い、共に成長することができる。

（名城大学大学院のディプロマ・ポリシー）

名城大学大学院は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という立学の精神にもとづき、次の資質・能力を身につけた学生に学位を授与します。

- ①高度で専門的知識及び高い倫理観を身につけ、学術的見地に立って物事の公正な判断をすることができる。
- ②専門分野における研究能力又は高度専門職業人として必要な能力を有し、社会における諸問題の解決のためにその能力を活用できる。
- ③主体的に学び続け、学んだことを分かち合い、共に成長することができる。

各学部・研究科においても、全体の方針を踏まえつつ、それぞれの「教育研究上の目的」に応じたディプロマ・ポリシーを学科・専攻毎に定めている（資料4-2）。

ディプロマ・ポリシーは、修得すべき知識、技能、研究倫理等の学修成果を明確に示すものであり、全学的な方針を踏まえた上でそれぞれの特徴を反映し、授与する学位の学術性を適切に保証している。各学科のディプロマ・ポリシーに明示する学修成果については、大学全体の3ポリシー検討WG報告書において、「大学DPとの整合性を保ちながら、各学科の特徴を踏まえ、将来、検証や測定が可能な到達目標（求められる資質・能力）を記載すること。」「DPの資質・能力については、中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』（学士課程答申）を踏まえ、日本学術会議『大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準』等を参考にすること。」「教養教育の目指す資質・能力、専門教育の目指す

資質・能力、生涯学び続ける能力とすること。」「表現形式は、箇条書きとする、文末を『～できる』とする、高校生等にも理解できる平易な表現とすること。」といった個別留意事項を大学が示し、各学科が策定にあたっている（資料 2-29）。このように、すべての学部・研究科において、課程修了にあたって、学生に修得を求める知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示したディプロマ・ポリシーを適切に設定するとともに、本学ウェブサイトで公表している他、学生便覧への掲載、履修ガイダンス等での説明を行っている（資料 2-28【ウェブ】、1-8【ウェブ】）。

ディプロマ・ポリシーの適切性については、毎年度、学部等評価委員会の外部有識者による点検・評価を受けており、その意見・提言を基に学部等評価委員会において点検・評価を行っているとともに、大学評価専門委員会でも全学的な観点から立学の精神や大学全体のディプロマ・ポリシーとの関連性についての点検・評価を行っている（資料 2-9、1-4）。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<教育課程の編成・実施方針の設定及び公表>

本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するための教育課程の編成・実施方針として、大学全体及び大学院全体の「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を定めている（資料 4-1）。

大学全体及び大学院全体のカリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

（名城大学のカリキュラム・ポリシー）

名城大学は、各学科の教育目標を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身につけさせるため、次のような教育課程を編成し、実施します。

- ① 人文・社会・自然科学、語学、情報技術、体育等からなる教養教育課程を体系的に編成し、様々な価値観に触れ、物事を正しく理解し表現できるようにする。
- ② 専門教育課程を体系的に編成し、講義・演習・実験・実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、専門分野の知識・能力を確実に修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。
- ③ 初年次教育や演習・実験・実習科目を中心に能動的学修の要素を取り入れることにより、生涯にわたって主体的に学び、他者との相互理解や意見交換ができるようにする。
- ④ 学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行うとともに、学修行動調査や GPA、修得単位数に基づく個別指導を行うことにより、個々の達成度と将来計画に応じた学修を進めることができるようにする。

(名城大学大学院のカリキュラム・ポリシー)

名城大学大学院は、各専攻の教育目標を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身につけさせるため、コースワークとリサーチワークを適切に配置し、次のような方針で教育課程を編成し、実施します。

- ① コースワークでは、講義・演習・実験・実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、豊かな学識と高度な専門知識及び高い倫理観を獲得し、物事を正しく理解し表現できるようにする。
- ② リサーチワークでは、研究指導体制を整備することにより、専門分野における研究能力又は高度専門職業人として必要な能力を確実に修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。
- ③ 少人数・双方向の授業体制及び能動的学修の実施により、生涯にわたって主体的に学び、他者との相互理解や意見交換ができるようにする。
- ④ 学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行う。学位論文の審査にあたっては論文審査基準を設け、客観性を担保する。また、学生の進路や関心等にもとづく個別指導を行うことにより、個々の達成度と将来計画に応じた学修を進めることができるようにする。

全体的カリキュラム・ポリシー及び各学科・専攻のディプロマ・ポリシーを踏まえ、学科・専攻ごとのカリキュラム・ポリシーを定めている(資料 4-2)。各学科のカリキュラム・ポリシーについては、大学全体の 3 ポリシー検討 WG 報告書において、「DP の資質・能力を達成するための教育課程の体系的編成が求められている。初年次教育、教養教育、専門教育、キャリア教育等の様々な観点から教育課程の適切性・体系性を検討すること。」、「能動的学修等、質的転換の取り組みを重視すること。」、「初年次教育は、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように充実させること。」、「学修成果の評価方法を具体的に示すこと。」、「全学的に実施する予定の学修行動調査等と各学科の教育課程の特徴を踏まえた評価手法を記載すること。」といった個別留意事項を大学が示し、各学科が策定にあたっている(資料 2-29)。

その後、新たにアセスメント・ポリシーを設定することで、教育課程で学修した内容の評価の仕方についての記述を課程ごとに盛り込み、ディプロマ・ポリシーで求めている「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体的な態度」の全学的観点からの評価方法を記載している(資料 2-14)。

大学全体及び大学院全体、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、本学ウェブサイト上で公表している(資料 2-28【ウェブ】)。また、オープンキャンパス等で、高校生を対象に各学部の教育課程の体系を易しく説明している。

＜教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性＞

本学では、学生が卒業・修了までに身に付けるべき資質・能力をディプロマ・ポリシーとして、それを達成するための教育課程編成、学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等をカリキュラム・ポリシーとして示しており、これらは相互の連関性をもたせて策定して

いる。このことは、「3 ポリシー検討ワーキンググループ」において作成したガイドラインに示しており、これに基づき、大学全体・大学院全体、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーの適切性については、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシー同様、学部等評価委員会の外部有識者による点検・評価を受けており、その意見・提言を基に学部等評価委員会において点検・評価を行っているとともに、内部質保証推進組織である大学評価委員会においてもその内容を点検している（資料 2-9）。

大学全体のディプロマ・ポリシーに掲げる身に付けるべき資質・能力の一つとして、「専門分野に熟達し、社会における諸問題の解決のためにその知識・能力を活用できる。」があるが、これを達成するためには、専門分野の知識・技能に基づく社会的問題解決能力を身に付けさせる必要があることを踏まえて、カリキュラム・ポリシーにおいて、「専門教育課程を体系的に編成し、講義・演習・実験・実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、専門分野の知識・能力を確実に修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。」と示している。このことは各学科においても同様であり、一例として理工学部電気電子工学科が挙げられる。同学科のディプロマ・ポリシーに掲げる修得すべき能力の一つとして、「電気回路、電子回路、電気磁気学、プログラミング等の電気電子工学の知識と、それらを活用して、社会での問題を発見し、解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を有する。」があるが、これを達成するため、カリキュラム・ポリシーにおいて、「(略) 講義・演習・実験棟を適切に組み合わせたこれらの科目の履修を通して、電気電子工学の知識と、それらを活用して、社会での問題を発見し、解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を身につける。」と示している。

このように、大学全体及び大学院全体、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる学生が身に付けるべき資質・能力に基づき、それを達成するための教育課程編成等を示し、ディプロマ・ポリシーとの関連性をもたせて策定している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・教養教育と専門教育の適切な配置
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

＜教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性＞

教育課程の編成にあたっては、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーや「教養教育カリキュラム編成時の指針」を踏まえ、各学部・研究科において、教養教育科目・専門科目からなる教育課程を編成・実施している（資料 4-2、4-3）。

教養教育科目

全学委員会である「教養教育連携推進委員会」において、「教養教育カリキュラム編成時の指針」として学部や大学の枠を超えて幅広く学ぶ科目についての方針を定めるとともに、それらが適切に構築されているか毎年度点検を行っている（資料 4-3、4-4）。

本指針は、具体的には、「基軸科目」、「発展科目」、「人文・社会科目群」、「自然科学科目群」、「言語コミュニケーション科目群」、「情報技術科目群」、「健康とスポーツ科目群」、「キャリア教育科目群」の 8 つの科目群から構成されており、在学期間を通じて学びを発展させる機会を広く提供することを定めている。そのうち、「基軸科目」において、大学教育の入口において高校生から大学生への移行を支援する導入教育を行っており、さまざまな学問分野への知的関心を向上させる側面も持たせている。

その一例として、経済学部基軸科目「現代社会に生きる」が挙げられる。同科目は本学在学生としてのアイデンティティを形成することを促すとともに、学生自らが大学で学ぶ意味を客観的に捉えるよう意図されており、学ぶことへの真の動機付けを担う科目となっている（資料 4-5）。

以上のように、「教養教育カリキュラム編成時の指針」に基づき、各学科において、教養教育科目を適切に配置している。なお、一部の学部では学問分野の特性上、本指針にある科目群を専門教育科目に配置している。

専門教育科目

各学部・研究科において、カリキュラム・ポリシーに基づき専門教育科目を検討・決定している。

その一例として、理工学部建築学科が挙げられる。同学科はカリキュラム・ポリシーとして、「専門教育では、（略）講義科目と、それに関連する設計・演習・実験・実習が有機的に結びついた授業を実施することにより、建築学の各専門分野に関する基礎知識と芸術の感性を身につけることができるようにする。（略）」を定めている。これに対応する科目の一つとして「設計総合演習」がある（資料 4-6）。

同科目は到達目標を「建築学の関連分野の相互関係を理解しつつ、総合的な視野から計画、設計、デザインできる能力を身に付けることを目標とする。それには、自らテーマを設定し、自ら考えて計画、設計という手段を用いてデザインを表現すること。」とし、設計から制作までの体験を通じた能力の修得を実現している。

いずれの学部・研究科も、社会と時代環境の変化に応じて、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成・実施すべく、カリキュラム検討委員会・教授会・研究科委員会等において継続的な見直しを行っている。

＜教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮＞

教育課程の編成にあたっては、3つのポリシーを具体化したカリキュラム、科目・教育内容を体系性・順次性をもって示すため、2017年度入学生からは全学部において学位授与方針対応表と履修系統図を整備するとともに、ナンバリング制度を導入している。(資料 2-12、2-13)。学位授与方針対応表は授業担当者にも共有することで、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果の達成状況を把握し、評価できるようにしている。さらに、質保証外部評価委員会からの提言を受け、2021年度から修士課程の学位授与方針対応表を新たに作成している。なお、学位授与方針対応表と履修系統図は本学ウェブサイトにも明示している(資料 4-7【ウェブ】)。

＜単位制度の趣旨に沿った単位の設定＞

本学では、二学期制を採用しており、学則第 13 条において、前期は 4 月 1 日から 9 月 13 日まで、後期は 9 月 14 日から 3 月 31 日までと定めている(資料 1-2【ウェブ】)。単位制度については、「大学設置基準」を踏まえて 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを前提に、「講義」及び「演習」については 15 時間から 30 時間までの授業時間を、「実験」「実習」及び「実技」については 30 時間から 45 時間までの授業時間をもって 1 単位とする旨を学則第 25 条に明記している(資料 1-2【ウェブ】)。授業時間外学修などを考慮した単位数の計算基準などの趣旨説明は「学生便覧」に明記し、自学自習を促している(資料 1-8【ウェブ】)。

＜個々の授業科目の内容及び方法＞

授業科目の内容及び方法はシラバスに明示し、第三者による点検を行っているとともに、体系的な教育課程における各授業科目の位置づけは各学部の教務委員会において検討し、履修系統図により学生に開示している(資料 2-24、2-13)。

＜授業科目の位置づけ（必修、選択等）＞

必修・選択・選択必修科目の配分は、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程の体系性等を踏まえ、各学部・研究科において設定している。

＜各学位課程にふさわしい教育内容の設定＞

(学士課程) 初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

各学科のカリキュラム・ポリシーにおいて、「教養教育」と「専門教育」に分けることで、その位置づけを明確化しているほか、多くの学部で初年次科目の方針についても記述している(資料 4-2)。教養教育と専門教育の適切な配置については、前述した「教養教育カリキュラム編成時の指針」に基づき、各学部において、教養教育科目をおおむね 30 単位以上修得することとしており、専門教育とのバランスに配慮している(資料 4-3、4-4)。

学校推薦型選抜や総合型選抜など、早期に合格発表を行う入試で入学予定の学生に対して、学修の継続性や学修意欲の維持などを目的として入学前教育を実施している。入学前教育の内容については、各学部が実施する「入学前オリエンテーション」と全学的に提供する学修コンテンツ「MEC プログラム」に大別される(資料 4-8、4-9)。なお、「MEC プログ

ラム」には2022年度新設の情報工学部を含む10学部中9学部が参画しており、大学教育開発センター委員会において内容を検討・決定し、教材を提供している。なお、「MECプログラム」に参画していない学部についても、学部独自に入学前教育の検討・実施している。また、初年次教育として、基礎ゼミナール等を通じて、大学における学修方法やレポート作成、プレゼンテーション等を指導している。

これらの適切性は、学部等評価委員会を中心に、外部有識者の意見を得て検討を重ね、その結果は大学評価委員会に報告されるとともに、必要に応じてカリキュラム改正を実施している。

（修士課程、博士課程）コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮

各専攻のカリキュラム・ポリシーに基づき、学位授与方針対応表を整備し、コースワークとリサーチワークを適切に配置した教育課程を編成している（資料4-10）。

基礎学部を持つ研究科は、学部教育の基本理念を継承する形で運営されており、教育課程・教育内容についても、各研究科と学部との連携を念頭に置いたものとなっている。例えば農学研究科は、大学院進学率が比較的高いことから、カリキュラム編成において、特段の工夫を凝らしており、高度な専門知識を習得するだけでなく、研究者としての基本能力の向上をめざして設定したコースワーク科目を充実しており、段階的にリサーチワークへ重心が移せるよう、コースワークとリサーチワークの組み合わせによる適切なカリキュラムとなっている。

以上のように、すべての学部・研究科において、「教養教育カリキュラム編成時の指針」やカリキュラム・ポリシーに従い、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

<教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり>

前述のとおり、各研究科委員会や学部等評価委員会の外部有識者による学位授与方針対応表の点検・評価に加え、全学内部質保証推進組織である大学評価専門委員会においてIRデータ（カリキュラムの自己点検・評価のためのダッシュボード）に基づく学位授与方針対応表と履修系統図の点検・評価を行っている（資料2-12、2-13、2-15、2-16）。このダッシュボードに示されている通り、大学全体のポリシーである「①幅広い教養を身につけ、広い視野に立って物事の公正な判断をすることができる。」「②専門分野に熟達し、社会における諸問題の解決のためにその知識・能力を活用できる。」「③主体的に学び続け、学んだことを分かち合い、共に成長することができる。」の学修成果は、概ね修得できているといえると評価できる。

<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

教養教育科目の「キャリア教育科目」は、学部専門科目で身につける専門知をキャリアデザインへと展開していく過程を支援する科目群として、1・2年次から履修できる「キャリア形成論」及び「インターンシップ」などから構成され、学生の社会的及び職業的自立に必要な能力を育成する教育の一環となっている。また、これらに加え、各学部・研究科の特性や学生の学修ニーズを踏まえて「社会フィールドワーク」、「FSP(Future Skills Project)」、

「女子学生のための理工系キャリアアップセミナー」、「エアライン就職サポート(M-CAP)」といった取組を実施しており、学生の社会的及び職業的自立に必要な能力の育成に努めている。

<数理・データサイエンス・AI 科目の検討>

全ての学生が、政策動向や社会的なニーズを踏まえつつ、AI・データサイエンスが社会にもたらす価値、デジタル技術が行き渡った社会における諸課題について俯瞰的に知識を身につけ、新しい社会の中で専門分野の知識・能力を生かしていくことを目指し、2022 年度から全学共通の科目として「データサイエンス・AI 入門」を設置する（資料 4-11）。本科目の具体的な内容は、大学協議会の下に設置する「データサイエンス教育検討WG」において検討を行った。開講年次・科目区分は各学部において決定し、授業形態はオンデマンド方式とし、各学問分野におけるデータサイエンスや AI の利活用事例・方法を学ぶため、文理を超えた複数学部の教員によるオムニバス形式としている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

<各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）>

単位の実質化を図るための措置として、「大学設置基準」の趣旨を踏まえて、過剰な履修登録を抑制し、適切な学修効果が得られるよう、すべての学部で 1 年間の履修登録の上限数を 50 単位未満に設定している。この単位数は各授業における学修時間数に加えて、授業外での学修時間数を考慮し、各学部が設定しており、学生便覧にて学生に周知している（資料 1-8 【ウェブ】）。また、すべての学部において、成績優秀者に対し、原則として年間 4 単位まで上限緩和を認めている。教職科目や資格関係科目については、多くの学部で履修上限の

例外としているが、これは、学部カリキュラムと資格取得を両立させるためには必要との判断に立っている。なお、履修上限の対象外としている科目については、新入生オリエンテーション・在学生ガイダンス時に単位制度の趣旨の説明を行い、一層の自学自習時間を確保することが必要である旨、指導を行っている。

<シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）>

シラバスについては、授業の概要と目的、事前・事後学習や授業計画、テキスト、参考文献、成績評価方法及び評価基準、オフィスアワーなどが適切に記載されるべく、全学で統一のフォーマットを定め、本学ウェブサイトで公開している（資料 2-38【ウェブ】）。また、各学部・研究科の教務委員会による第三者チェックを行うことで適切性を確保しており、教育効果の向上や改善等に繋げている（資料 2-24）。

<学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法>

各学部及び研究科は、学生の学修を活性化し効果的に教育を行うための方策として各種の取り組みを実施している。具体的には、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れた授業を開講するとともに、Web 上の授業システムである「WebClass」等の LMS（Learning Management System）やタブレット端末等の ICT を活用した授業も数多く展開している（資料 4-12）。この代表的な事例として人間学部の基軸科目「現代に生きる」が挙げられる（資料 4-13、4-14【ウェブ】）。同科目では、受講生が将来の「市民」として不可欠な課題解決的な姿勢や、それを支える知性と資質の基礎を育むため、今日の社会が直面する課題を取り上げ、その解決策のために仲間と議論し、自分たちの考えをまとめ上げていく過程を特に重視しており、グループ討論やその成果を全体討論の中で共有するなど、学生の積極的な参加を多く取り入れたアクティブ・ラーニング型の科目となっている。また、本科目は、人間学部のすべての新入生が一同に会し、人間学部の教員はもとより、文理を超えた複数他学部の教員の協力のもとで運営されており、《教養教育への導入》、《専門教育における実践性の担保》、《学部の仲間づくり》という三つの狙いを達成する特徴的な科目となっている。

また、2015 年度からスタートした MS-26 戦略プランに掲げるビジョンの実現に向けた採択制事業「学びのコミュニティ創出支援事業」において、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の増加や学生の授業時間外の学修時間を増やすことを目的とする取組を支援している（資料 1-18【ウェブ】）。

さらに、総合大学としての多様性を活かし、学部・学科の垣根を越え、幅広い学びを可能とする仕組みとして「他学部履修制度」がある（資料 4-15）。これは、2 年次以上及び年間履修許可登録単位数 10 単位以内で他学部開講科目の履修を認める制度である。加えて、学生が所属する学部・学科の専門分野以外の特定の分野等について体系的な教育を実施し、広い視野を持つ人材の育成を目的とする「副専攻制度」の導入を進めている（資料 1-8-4【ウェブ】、資料 1-8-9【ウェブ】）。2021 年度は、理工学部の学科間及び経営学部・外国語学部間で導入しており、2022 年度からは、都市情報学部において新設する観光系科目群を副専

攻制度の対象とすることを決定している。

<適切な履修指導の実施>

各学部は新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンスにおいて、履修方法、卒業要件等について説明を行っている（資料 4-16【ウェブ】）。併せて、履修登録スケジュールや履修登録システムの利用方法も説明しており、本学の制度を理解させている。加えて、各教員はオフィスアワーを設定してその時間に学修上の相談に応じて、学生のニーズに対応した体制をとっている。

<（学士課程）授業形態に配慮した1授業あたりの学生数>

1 授業あたりの学生数は、教育効果、学生の履修希望及び授業形態、並びに施設設備や人的資源を考慮し設定している。履修者数が多い科目については、複数クラスを設定している。

<（修士課程、博士課程）研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施>

各研究科で工夫を凝らし、少人数制の教育を実施し、演習や文献調査などを交え、学生が主体的に取り組める教育を実施している。適切な研究指導を行い、コースワークとリサーチワークの組合せによる幅広い知識の習得を目指すために、全学の内部質保証推進組織である大学評価専門委員会から各研究科に研究指導計画及び論文審査基準の整備を依頼し、研究科便覧等に明示して学生に周知している（資料 4-17）。

<各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり>

第2章でも述べた通り、全学の内部質保証推進組織である大学評価専門委員会において、全学及び各学科・専攻の3つのポリシーを点検した上で、IR データを活用しながら教育課程の適切性等について点検・評価を行っている。具体的には、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」等の IR データを基に各学科の学位授与方針対応表及び履修系統図の点検・評価を行っており、学生が学修成果を達成していることが確認できる仕組みを整えている（資料 2-15、2-12、2-13、2-16）。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、論文審査基準の明示・公表

- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

<単位制度の趣旨に基づく単位認定>

「大学設置基準」の定める1単位の授業科目について、45時間の学修を必要とする単位認定を行うため、シラバスに授業時間外の学修を示した上で、明示した評価方法による成績評価に基づく単位認定を行っている。成績評価基準・方法は、個々の科目の評価方針をシラバスに示している（資料2-38【ウェブ】）。授業時間外学修を考慮した単位数の計算基準などの説明は「学生便覧」に明記し、自学自習を促している（資料1-8【ウェブ】）。

<既修得単位の適切な認定>

本学の他学部や国内外の他大学において修得した既修得単位の認定にあたっては、その認定上限を学部は60単位を超えない範囲、研究科は10単位を超えない範囲で認定することができる旨を学則及び大学院学則で定めており、各学部・研究科の教務委員会がその科目に関する他大学シラバス等の提出資料を用いて精査している（資料1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。

<成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置>

学士課程の成績評価は、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえた各授業科目の位置づけにふさわしい到達目標に照らして、学生の学修到達度を評価している。各授業科目の到達目標ならびに評価方法はシラバスに明記している（資料2-38【ウェブ】）。教員は、明示した評価方法に基づき成績評価を行うことによって、成績評価の厳格性を担保することに努めている。

成績評価のグレードは、教務規程において素点との対応関係を明記し、絶対評価として行うこととしている。具体的には、100点法で、Aは80～100点、Bは70～79点、Cは60～69点、Fは60点未満に対応し、このうちFは不合格として単位を授与しない。また、以下の通り成績評価基準表を策定している（資料4-18）。

《成績評価基準表》

評価	基準	素点
A	授業目標の水準を十分に達成でき、際立っている	100～90
	授業目標の水準を十分に達成できている	89～80
B	授業目標の水準を概ね達成できている	79～70
C	授業目標の最低限の水準を達成できている	69～60
F	授業目標の最低限の水準を達成できていない	59～0

GPA の算出方法は学生便覧等において学生に周知しているとともに、成績評価に基づく学期ごとの GPA と通算 GPA を成績一覧表に記載し、学生に通知している。

(GPA の換算方法)

100～ 90 点 =4

89 ～ 80 点 =3

79 ～ 70 点 =2

69 ～ 60 点 =1

59 点以下、欠席、欠格 =0

GPA 算出式：(4 × 単位数) + (3 × 単位数) + (2 × 単位数) + (1 × 単位数) + (0 × 単位数) / 履修登録科目の総単位数

GPA は従来の修得単位数による学修到達度判定を補う指標となっており、履修上限の緩和、奨学金受給者の選定、履修指導の対象者の基準等に用いている。

各学位課程においては成績発表後に成績質疑応答期間を設けており、成績評価に対して疑問がある学生は、学務センター等に疑問調査を願い出ることができる。また、成績評価の客観性及び厳格性を担保する措置としては、成績評価分布を教授会で共有することで、教員間の成績評価分布の平準化を図っている（資料 4-19）。

<成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり>

前述の「カリキュラムの自己点検評価のためのダッシュボード」の中で、「年次別単位履修／修得状況（平均値）」のデータをまとめており、これらの数値について大学評価専門委員会において点検・評価を行うとともに、各学部へ提供している（資料 2-15）。

<卒業・修了要件の明示>

単位数を含めた卒業・修了要件については、学生便覧及び本学ウェブサイトにも明示している（資料 1-8【ウェブ】）。ディプロマ・ポリシーに対応して構成されたカリキュラム・ポリシーのもとで設置された各カテゴリーの科目を必要数修得して卒業要件を満たすことによって、ディプロマ・ポリシーに則った卒業認定がなされている。

大学院では、各研究科がディプロマ・ポリシーに基づき、論文審査基準を定め、研究科便覧に明示し、新入生オリエンテーション、在学生ガイダンス等で学生に配布し指導を行ってうとともに、本学ウェブサイト上で公表している（資料 4-17、4-20【ウェブ】）。

<学位授与を適切に行うための措置>

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学位授与の要件・手続について、「名城大学学則」第 38 条、「名城大学大学院学則」第 28 条から第 30 条および「名城大学学位規程」に学位授与の要件・手続きを明示し、それに基づき行っている（資料 1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】、4-21）。

また、学則では、教授会が学位の授与に関する事項を議決することを定めており、「名城

大学学位規程」では、学長は学部長または研究科長の報告により、学位の授与を決定した者に学位記を授与することを定めている。これらの規定に従い、各学部の教授会及び研究科委員会では学位の授与を判定している。卒業・修了要件は、学生便覧・研究科便覧、本学ウェブサイトでの周知に加え、新入生オリエンテーション、在学生ガイダンスなどで説明している。

論文審査基準は全ての研究科において作成済みであり、テーマの明確性や先行研究への批評性や関連性、論理展開の緻密性や論文構成の体系性、実証的な手続きの妥当性、学問的な独創性、社会問題解決への実践的志向性、研究の将来性など、各研究科においてさまざまな評価項目を定め、研究科便覧等で周知している。学位論文の審査は、「名城大学学位規程」に基づき、3名以上の論文審査委員（主査1人、副査2人）を選定し、審査委員会は、学位論文の審査と口頭または筆答による試験を行うこととしている（資料4-21）。審査委員会は学位論文審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会での議決を経た上で、大学協議会の承認を得て、修士あるいは博士の学位授与を決定している。

＜学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり＞

成績評価、単位認定及び学位授与については、前述の「カリキュラムの自己点検評価のためのダッシュボード」の中で、「学位取得に要する平均年数」や「標準修業年限内卒業者、留年者、退学率」などのデータをまとめており、各学部の数値について内部質保証推進組織である大学評価専門委員会において点検・評価を行っている（資料2-15）。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

＜学習成果の測定方法例＞

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学修成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

＜各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定＞

＜学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発＞

＜学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり＞

学修到達目標の達成状況を適切に評価・把握するための方針として、2018年度に以下の通りアセスメント・ポリシーを策定した（資料2-14）。

(大学全体のアセスメント・ポリシー)

大学及び学科レベルでは、ディプロマ・ポリシーの科目群ごとの GPA の数値に加えて、単位取得状況、学修行動調査、卒業時調査及び学生アンケートにより評価する。科目レベルでは、シラバスに記載してある方法で成績評価を行う。評価は、テストやレポートなど科目の内容に合わせた方法で実施する。卒業研究については、各学部が定める評価基準に基づいて卒業論文等の成果を評価し、大学及び学科レベルでは、その集計値で評価する。

このアセスメント・ポリシーに基づき、学科レベルにおける教育目標に沿った学修成果を測定するための指標として、各種調査・アンケート（表 1）において、学生の成績評価、成長実感、予習・復習の時間、就職率・就職満足度等を測定している（資料 2-17、2-18、2-19、2-20）。それらを IR 情報としてまとめた「カリキュラムの自己点検評価のためのダッシュボード」を、大学評価専門委員会を通じて各学部へ提供している（資料 2-15）。

表 1 学修成果を把握するための各種調査・アンケート

名称	対象	主な設問
学生アンケート	学部の在学生	授業満足度・理解度、自学自習時間、学修成果、大学生生活満足度、成長実感
卒業・修了時アンケート	学部・研究科の卒業・修了予定者	授業満足度、自学自習時間、学修成果、大学生生活満足度、成長実感、在学中の経験、進路満足度、本学への誇り
卒業・修了後アンケート	卒業・修了後 4 年が経過した卒業生・修了生	学修成果、大学生生活満足度、成長実感、在学中の経験・学修機会、本学への誇り、就業状況
就職先企業アンケート	卒業生及び修了生が就職した企業	採用において重視する点、本学卒業生の印象

また、すべての学部・学科において、GPS-Academic・PROG テスト・ジェイサーブといった学修成果を測定するための外部調査も積極的に導入し、学修成果の把握及び向上に努めている（資料 4-22、4-23、4-24）。

上記の他、2021 年度から学修ポートフォリオを全学で導入している。これは、学生個人の成績や学修の積み重ねが可視化できるツールであり、学修成果の可視化を通じて、学生の行動変容を促している（資料 4-25）。

研究科においては、成績評価、論文審査や修了時アンケート等によって学修成果を測定しており、これらの結果も「カリキュラムの自己点検・評価のためのダッシュボード【大学院】」として集約している（資料 4-26）。また、常に十分なディスカッションを行い、研究発表の機会を豊富に提供し、学生にチャレンジするように奨励することが、各研究科において行われている。博士学位の取得については、各研究科において、在学中の学術誌への論文掲載義務、成果報告会での報告義務等を厳格に課している。また、学位論文の審査については、すべての研究科で指導教員以外の者を含む複数で審査し、その結果に基づき研究科委員会で可否を決定し、最終的には大学協議会において協議している。その手続きも含め、客観性が担保された厳格な評価がなされている。

さらに、2021 年度には、大学評価専門委員会から各学部・研究科に対し、アセスメント・プラン（ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標と学修成果・教育成果に関する情報についての関係）の作成を要請し、学修成果をより適切に評価する体制を整備している（資料 4-27、4-28）。

このように、すべての各学部・研究科において、教育目標に沿った学修成果を測定するための指標を設けており、これを教育課程、教育内容・方法の改善につなげるため、大学評価専門委員会において検証している。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用>

これまで述べてきたとおり、各学部・研究科内に設置されている「学部等評価委員会」において、ダッシュボードや上述の各種調査・アンケート結果等を題材に、教育成果を広い見地から点検し、カリキュラム編成や成績評価のあり方についての検証を行っている。また、すべての学科・研究科の「学部等評価委員会」において、外部有識者による評価を行っていることも特色ある点検・評価の一部として挙げられる。例えば人間学部・人間学研究科では、高等教育研究を専門とする他大学教員による、カリキュラムや教育内容の評価を受け、教育の取り組みについての意見聴取する場を設定している。このような各学部・研究科における教育課程の検証結果は、全学の内部質保証推進組織である大学評価専門委員会ならびに大学評価委員会において共有され、これらの委員会においても IR データ等を基にした学位授与方針対応表と履修系統図の点検・評価を行い、全学的な改善・向上に繋げている。これらの教育課程・学修成果に関する取り組みは、2021 年度の「質保証外部評価委員会」からの点検・評価結果においても、長所として評価されている。（資料 2-43）。

また、教員の授業方法の改善は、FD によって進められている。詳細は第 6 章で後述するが、すべての学部・研究科に FD 取組を推進する組織が設置され、全学のテーマに沿った FD 活動や独自の FD 活動を展開するとともに、全学的な取組として、FD・SD フォーラムや FD 学習会、学生による授業改善アンケート、新任教員研修や FD ニュースの発刊といった取り組みを展開し、教育方法や技術を向上させる取り組みを推進している。中でも、学生による授業改善アンケートは、学生と教職員とのコミュニケーションツールとしても全学部で活用されている。

各学部・研究科では、このように、教育目標に沿った学修成果が上がっているかどうかの測定を経て、必要な教育課程、教育内容・方法の改善・向上につなげるため、学部等評価委員会、FD・SD 委員会、カリキュラム検討委員会、教授会、研究科委員会等を中心とした議論を行っている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

上記の点検・評価に基づく改善・向上の一例として、2019 年度に法学部において大学評価専門委員会からの指摘を受け学位授与方針対応における科目の配置を是正したこと、2019 年度に外国語学部において外部評価委員からの指摘を受け、各授業科目が学位授与方針及び教育課程編成方針のどの項目に該当するかをシラバスに示し、関連性を明確に把握できるように改善をしたこと等が挙げられる（資料 2-9-19）。このように、点検・評価結果に基づいた改善・向上についても適正に行われている。

<COVID-19 への対応・対策>

COVID-19 への対応・対策として、教育効果を考慮しつつ、教室定員の半数以下となるように座席指定をする等の感染対策を十分に行った上で原則対面授業としている。なお、履修者が多い科目等の一部の授業において、学生を 2 グループに分け隔週で対面と遠隔（オンライン）の併用授業を実施する等の工夫を行っている。また、遠隔授業を行う際には、オンデマンド授業や学生と教員との双方向性を重視したリアルタイム授業を実施しており、約 4,300 科目の遠隔授業を円滑に実施するため、学内サーバを増強した。さらに 144 の講義室に録画用カメラを設置し、講義収録や欠席者のオンデマンド授業視聴に活用している（資料 4-29 【ウェブ】）。

学修支援については、これまで対面で行ってきた各種支援をオンラインサポートに切り替えるなど、支援の質を落とさないよう工夫を行っている。

以上の対応・対策の結果、大学全体として履修者数が多い一部の科目を除き、対面形式での授業を維持することができたとともに、学内集団感染の発生を防ぐことができた。

(2) 長所・特色

本学は、立学の精神「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する。」を普遍的理念として位置付け、社会で活躍できる「実学」を重視した教育を行ってきた。また、多様な経験を積むことで学生を成長させていくための学びの場を数多く創り上げてきた。それが本学の目指すビジョンであり、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」の意味するところである。

これを実現するため、2015 年度から、全学で採択制の「学びのコミュニティ創出支援事業」を展開しており、学生の能動的学修や課題解決型学修を支援しており、2021 年度実績で 87 件の事業を支援した。この事業の成果は、随時本学ウェブサイトで公表している。

こうした取り組みによる学修成果を可視化するため、各種調査やアンケートを多面的に行っている。これらのアンケートは、アセスメント・ポリシーに基づき、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」等に体系的に整理し、主に全学レベル及び学位プログラムの点検・評価活動に役立てている。例えば、学位授与方針対応表にはナンバリングを付して体系性を確認できるようにすることに加えて、学修成果と関連科目との関連付けを明確にし、ディプロマ・ポリシーの科目群ごとに GPA を算出して可視化している点は特色である。また、すべての学部学科で GPS-Academic や PROG テスト、ジェイサーブといった調査を行うことで、外部による客観的な調査も取り入れているとともに、大学評価委員会からの指摘を受け、2021 年度からは、入学した学生が卒業するまでの成長のプロセスを可視

化できるよう「学修ポートフォリオ」の整備を行うとともに、各学部・研究科に対し、アセスメント・プランの作成を要請し、学修成果をより適切に評価する体制を整備する等、着実に改善を行っている。

また、2022 年度から新たに数理・データサイエンス・AI に関連する科目「データサイエンス・AI 入門」を全学部設置する等、政策動向や社会的なニーズを踏まえた授業科目の開設にも積極的に取り組んでいることは、本学の長所として挙げられる。

(3) 問題点

本学は総合大学としての特徴を活かし、多様な経験ができる場を正課、正課外問わず数多く設置し、特色を出してきた。さらに、学部・学科の垣根を越え、他学部、他学科の学生との「学びのコミュニティ」を創出し、幅広い学びの場を提供することも必要と考え、「副専攻制度」を導入し、学生が所属する学部・学科の専門分野以外の特定の分野等について体系的な教育を実施し、広い視野を持つ人材を育成している。しかしながら 2021 年度においては、理工学部の学科間、経営学部・外国語学部間での導入に留まっている。なお、2022 年度からは都市情報学部においても導入することを決定している。

(4) 全体のまとめ

本学では、各学部・研究科のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーについて、大学執行部及び3つのポリシー検討ワーキンググループにて策定した、3つのポリシー策定に係るガイドラインに則り、適切に設定、運用、公表している。

カリキュラム・ポリシーに基づく適切な教育課程の編成や教育内容の提供については、すべての学部において学位授与方針対応表と履修系統図をもとに毎年、スコープとシークエンスの観点から点検・評価を行っている。加えて、ナンバリング制度を導入しており、学位授与方針対応表にナンバーを付し、学生の系統的な履修を促している。また、すべての学部において基礎ゼミナール等による初年次教育を実施し、大学における学修方法を指導している。

学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、履修登録上限単位数の適切な設定を行うとともに、シラバスにおいても授業の目的や到達目標、授業内容及び方法、授業準備の指示や、成績評価方法及び基準も厳密に示している。また、1 授業あたりの学生数の配慮やオフィスアワー等の設定に加えて、研究科においては論文審査基準も明確に定めて公開しており、適切に運用している。成績評価及び単位認定を適切に行うための措置として、各科目の成績評価基準・評価方法をシラバスに示して厳密に行っている。グレードについては全学統一基準を定めるとともに、素点に基づいて GPA を計算している。

学修成果の把握の手法として、IR 情報をまとめた「カリキュラムの自己点検・評価のためのダッシュボード」を作成しており、点検・評価において大きな役割を果たしている。ディプロマ・ポリシーに定める能力ごとに対応する科目群の GPA を算出し、学修成果を様々な視点から可視化している点も特徴的である。また、すべての学部学科で GPS-Academic や PROG テスト、ジェイサープといった外部調査や各種アンケート調査、2021 年度から実装した学修ポートフォリオを活用するとともに、アセスメント・ポリシーやアセスメント・プランに掲げる学修成果を適切に評価する体制を整備し、学修成果の把握及び向上に努めて

いる。これらの教育課程・学修成果に関する取り組みは、2021 年度の「質保証外部評価委員会」からの点検・評価結果においても、長所として評価されている。

各学部では、教育目標に沿った学修成果の測定を経て、必要な教育課程、教育内容・方法の改善・向上につなげるため、学部等評価委員会、FD・SD 委員会、カリキュラム検討委員会、教授会、研究科委員会等を中心とした議論を行っている。大学院についても、毎年、3 つのポリシーを踏まえたコースワークとリサーチワークの組み合わせの適切性も含めた点検・評価を行っており、不断の検証による見直しと改善を行っている。また、教員の授業方法の改善についても、FD によって進められており、学部・研究科の FD 活動に加え、FD フォーラムや FD 学習会といった講演のみならず、学生による授業改善アンケート、新任教員研修や FD ニュースの発刊といった取り組みを展開している。

このように本学は、教育課程・学習成果について、適切かつ充実した取組を行っており、大学基準に照らして極めて良好な状態であると判断できる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表>

本学では、立学の精神、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学全体としてのアドミッション・ポリシーを定め、ウェブサイトなどにおいて公表している（資料 4-1、2-28【ウェブ】）。

各学科・専攻においては、大学全体の3ポリシー検討WG報告書において、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体的に学修に取り組む態度」という学力の三要素を軸に、大学全体のアドミッション・ポリシーに合わせて策定するという方針を大学が示し、各学科が策定にあっている（資料 2-29、4-2）。各学科・専攻のアドミッション・ポリシーは、「入学試験要項」などの刊行物や本学ウェブサイトなど、それぞれの媒体の特徴を活かして広く社会に公表している（資料 2-28【ウェブ】、5-1、5-2、5-3【ウェブ】）。アドミッション・ポリシーの適切性については、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー同様、毎年度、学部等評価委員会の外部有識者による点検・評価を受けており、その意見・提言を基に学部等評価委員会において点検・評価を行うとともに、内部質保証推進組織である大学評価委員会においてもその内容を点検している（資料 2-9）。

さらに、入学センターが中心となり、各学部の教員とも連携して高校訪問・入試説明会・学内見学会・オープンキャンパス等の活動を展開している。これらはいずれも、受験生や高校教員等へアドミッション・ポリシーを直接かつ具体的に明示し、求める学生像や入学までに修得しておくべき知識等を伝える機会になっている。

<入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示>

各学部・研究科の入学試験制度ごとに出願資格を設定し、入学するにあたって求められる知識・水準等について、「入学試験要項」において明示しており、本学を志願する学生に対して、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容、水準及び判定方法を明らかにし、公開している（資料 5-1、5-2、5-3【ウェブ】）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点4：公正な入学者選抜の実施
評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定＞

本学の学生募集は、入試担当副学長のもと入学センターが中心となり、高校訪問・入試説明会・学内見学会・オープンキャンパス・模擬講義・進学相談会等の実施を通じ、大学の教育・研究についての理解を深めてもらうよう活動している。これらのうち、オープンキャンパスは、参加者の受験率が極めて高いため、本学としては特に重点を置いており、天白・八事・ナゴヤドーム前の各キャンパスで開催している（資料5-4【ウェブ】）。なお、2020年度から、コロナ禍を踏まえWEBオープンキャンパスやオンライン相談会等、新しい取り組みを実施している（資料5-5【ウェブ】）。

入学者選抜では、学校推薦型選抜（公募制、指定校、附属高校、専門高校等）と総合型選抜（英語ディスカッション、スポーツ、チアリーダー、プログラミング実績評価）、一般選抜、特別入試（簿記・会計、帰国子女・海外留学経験者、英語資格取得者、外国人留学生、社会人、総合数理プログラム（飛び入学））を実施し、多様な素養を持った人材を受け入れている。（資料5-3【ウェブ】）。基本的には高校3年間の学修成果及び高校生活全般に亘る諸活動等を評価する試験方式であり、各学科のアドミSSION・ポリシー、教育目標、教育課程に対応した内容で学部ごとに実施されている。いずれについても、文部科学省「大学入学者選抜実施要項」を踏まえ、各学部のアドミSSION・ポリシーに整合する入学試験を実施している。また、これらすべての入試において、「アドミSSION・ポリシーと現行入試制度との対応表」によるマッピングをしており、アドミSSION・ポリシーに基づいた試験方式を設定している（資料5-6）。

入学試験の審査については、「名城大学入学者選抜試験にかかる入学資格個別審査実施要項」に規定されており、審査の体制・方法等について適切に定めている（資料5-7）。入学試験の透明性を確保するために、学校推薦型選抜の推薦基準、一般選抜の試験科目・出題範囲・配点を「入学試験要項」や「入試ガイド」に明示している（資料5-1、5-8）。合否判定については、各学部の入試委員会を経て、教授会で適正に行っている。

＜授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供＞

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、「入試ガイド」や本学Webサイトに明示している（資料5-8、5-9【ウェブ】）。

＜入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備＞

入学者選抜実施のための体制として、入試担当副学長や全学的な入学者選抜の企画・調整機関として「入学センター」を配置している（資料 5-10）。

学部については、入学センター長、各学部選出の入試担当教員や事務職員を構成員とした「入学センター委員会」において、全学的な方針策定や学部間調整を行ったうえで、次年度に実施する「入学試験基本事項」を大学協議会において決定している（資料 5-11）。これら全学的な方針を踏まえ、各学部入試委員会及び教授会において、アドミッション・ポリシーに基づき、入学試験の責任体制や試験の問題作成を含む事前準備、試験実施、判定資料の作成、不測の事態に対する対応等に関して細かく基準を定めている。合否判定は、合格者数が入学定員と照らして適切な人数となるように、事前に入学センターから全国の大学入学試験状況についての情報提供を行っている。

研究科については、各研究科委員会において、アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜が行えるよう、試験方針や入学試験に関する準備・実施、合否判定に至るまでの事項を検討し、次年度の「入学試験基本事項」を大学協議会において決定している。このような体制を通じて、適切に学生募集及び入学者選抜を行う体制をとっている。

また、中長期的な入学政策の策定に向けた体制について、高大接続システム改革による入学者選抜改革への対応と次期学修指導要領に対応した入学試験問題の検討などを進め、中長期的な入学者構造・選抜のあり方について戦略的に政策化することを目的として、大学協議会のもとに「高大接続改革 WG」を設置し、全学的な議論を行い、学校推薦型選抜・総合型選抜において学力試験を課す等の改善を行った。

＜公正な入学者選抜の実施＞

学部における入学者選抜にあたっては、公正な入学者選抜のための取り組みとして、一般選抜では入学試験問題及び解答例の事後公開の実施、総合型選抜では講評の作成・公開を行っている。これらの情報は冊子やウェブサイト等で公開しており、入学者選抜の透明性の確保に努めている。合否判定については、各学部の入試委員会を経て、教授会で適正に行っている。

研究科における入学者選抜にあたっては、各研究科での議論を経て全学組織である大学協議会で「入学試験基本事項」を毎年度策定し、入学試験要項で情報公表することで、入学者選抜の公正性・適切性を確保している（資料 5-12、5-3【ウェブ】）。なお、試験実施に当たっては、試験監督・試験採点は複数名で実施・確認し、合否判定を研究科委員会で適正に行っている。

以上の通り、学部及び研究科において、入学者選抜の公正性・適切性を担保している。

＜入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施＞

受験生への合理的な配慮として、学部では、公平な入学試験実施のため、病気・負傷や障がい等のある受験生への対応として、配慮の申し出を受け付けており、受験生に配付する「入学試験要項」において案内を掲載している（資料 5-1）。配慮の具体例としては、試験時間の延長や、医療器具の試験場への持込許可等が挙げられる。

研究科においても、障がいのある受験生などへの特別措置については、「入学試験要項」

に明示するとともに、対象者が発生した場合は、研究科委員会で審議し、適切かつ公平な対応を取ることにしている（資料 5-2）。

また、入学後の学修に際して配慮を希望する者に対しては、出願前に受験を希望する学部・研究科や障がい学生支援センターとの面談を設定し、受け入れ体制や条件などについて説明を行っている。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

＜入学定員に対する入学者数比率＞

＜編入学定員に対する編入学生数比率＞

＜収容定員に対する在籍学生数比率＞

＜収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応＞

大学として適切な教育研究環境の確保とともに私立大学として経営面の安定を図るため、また、入学者管理が収容定員管理につながるとの考え方のもと、入学定員を適正な範囲内で充足すべく、合格判定を行っている。具体的な定員管理のプロセスとしては、概ね過去の定着率や入学辞退者状況などを慎重に勘案しながら、合否判定案を教授会で審議し合格者を決定している。入学者数が入学定員を割り込むことが見込まれる場合には、追加合格の措置を講じることで各学部の入学定員充足率は 1.00 を確保できるよう努めている。

入学定員及び収容定員充足率については、適宜、学長の下に情報が集められ、学部・研究科ごとに分析し、今後の対応を検討するよう指示している。

【学部】

在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理するため、入学者受入れにあたっては、入学センターと入試委員会が緊密に連携し、過年度の入学試験結果及び入学者数を踏まえて判定案を慎重に練りあげ、これをもとに教授会で最終判定を行っている。2021 年度の学部合計の収容定員に対する在籍学生数の比率は、1.03 である。過去 5 年間の入学定員に対する入学者数の比率の平均は 1.02 である（大学基礎データ表 2・3）。

収容定員の適正な管理については、学部入試委員会、学部教授会で、過去の入学試験結果及び入学者数を踏まえ、在籍者数が入学定員、収容定員と大幅に乖離しないように慎重に合否判定を行っている。

2017 年度の大学全体の収容定員増加後も充足率を適切に管理しており、また、継続的な見直しを行っている。その結果として、2022 年度から 2 学部において収容定員増を行う（資料 5-13【ウェブ】）。

編入学は、薬学部及び外国語学部を除く学部で実施している。募集定員はいずれの学部も

「若干名」としており、在籍者数を踏まえて受け入れ者数を決定し、例年全学で数名を受け入れている。

【研究科】

2021 年度の修士課程の収容定員に対する在籍学生比率は 0.72、博士課程は 0.36 である。過去 5 年間の推移は、修士課程で 0.93、0.84、0.73、0.70、0.72、博士課程で 0.44、0.40、0.46、0.45、0.36 となっており、博士課程のみならず、修士課程においても、ここ数年は未充足状態にあり、その度合いも年々大きくなっている。2021 年度の修士課程の入学定員に対する入学者数の比率は 0.72、博士課程は 0.13 である。過去 5 年間の平均は修士課程 0.75、博士課程 0.29 となっている（大学基礎データ表 2・3）。

以上のように、修士課程・博士課程においては定員未充足の状況が続いており、各研究科において他大学院との合同ガイダンスの実施及び研究科紹介リーフレットの作成等の学生募集活動に取り組んだものの、学生募集状況の改善が見られなかったことから、2022 年度から収容定員の変更を決定しており、定員管理の適正化を図った（資料 5-14 【ウェブ】）。

**点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠に基づく定期的な点検・評価＞

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

学生募集及び入学者選抜の公正性・適切性については、全学的な内部質保証推進組織である大学評価専門委員会において入試に係る IR データを基にした入試形態別の在学学生成績分析等を基にした点検・評価を実施している（資料 5-15）。また、入学センター委員会や各学部における入試委員会においても、入学後の学業成績に関する追跡調査結果などを参考にしながら検証が行われ、適宜必要に応じて入試制度の見直しを行っている

これらの点検・評価による改善の一例として、2022 年度から新たな試験方式として K 方式を導入したことが挙げられる。このように優秀な人材確保に向けた入試活動の改善の一助としている。

＜COVID-19 への対応・対策＞

COVID-19 への対応策として、入学試験室の座席を千鳥配置にする等の感染防止対策を行っている。また、受験できなかった受験生に他の試験制度への振り替えや、検定料の返還、オープンキャンパスにおいては、対面に加えオンライン開催を行うといった対応をとっている。

(2) 長所・特色

アドミッション・ポリシーの実現を前提としつつ、適切な教育環境の確保及び経営面に大きく影響を与える入学定員管理に直結する入試合否判定について工夫を行っている。本学

では、定員確保に向けた追加合格実施時は、受験生への影響を最小限とすべく、速やかな合格発表を行うために、2020 年度から追加合格方法を全学統一、時間単位の工程表を作成し実施している。その結果、学部は、2020 年度は 1.03 倍、2021 年度は 1.05 倍と概ね適切な入学者数を確保した。

学部では、一般選抜や学校推薦型選抜、総合型選抜に加えて、特別入試を実施しており多様な入試機会を設けている。大学院では、秋季入学を認めている研究科もあり、学部と同様に多様な入試機会を設けている。

(3) 問題点

2021 年度の修士課程の収容定員に対する在籍学生比率は 0.72、博士課程は 0.36 である。過去 5 年間の推移は、修士課程で 0.93、0.84、0.73、0.70、0.72、博士課程で 0.44、0.40、0.46、0.45、0.36 となっている。2022 年度から収容定員の変更を決定しているが、引き続き、定員充足に向けて取り組む必要がある。

(4) 全体のまとめ

アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体的な態度」という学力の三要素を軸に組み立てられており、全学のみならず各学部・研究科においてもそれぞれ学科・専攻ごとに定め、Web サイトや入学試験要項などで適切に公表している。

学部入試、大学院入試ともアドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素と選抜方法を適切に対応させながら、幅広く多様な人材を求めるべくさまざまな入試を実施している。入学者選抜の実施体制は、入試・学生募集を担当する副学長の下、各学部・研究科と入学センターが連携し実施しており、責任体制は明確にされている。公正な入学者選抜を実施するために、試験監督者や面接委員に対して注意事項なども含めて事前に周知・徹底している。また、アドミッション・ポリシー、入学者選抜制度とその実施体制、定員設定について定期的に点検・評価している。

学士課程においては、学部・学科ごとに策定したアドミッション・ポリシーに基づき、すべての入試において、「アドミッション・ポリシーと現行入試制度との対応表」によるマッピングをしており、アドミッション・ポリシーに基づいた試験方式を設定している。学力の 3 要素を多面的・総合的に評価する入試のさらなる拡充、一般入学試験における主体性等評価の導入等、今後さらに検討すべき課題はあるが、学士課程に関する本学の学生受け入れは良好な状態にある。修士・博士課程においても、研究科・専攻ごとに策定したアドミッション・ポリシーに基づき、「アドミッション・ポリシーと現行入試制度との対応表」によるマッピングをしており、アドミッション・ポリシーに基づいた試験方式を設定している。各研究科委員会を中心組織として、適切な入学者選抜制度を設定し、公平かつ公正に入学者選抜を実施している。

適正な学生数の受け入れにおいて、学部と大学院では状況が異なる。学部では入学定員及び収容定員の適切な管理を徹底するよう、入学センター委員会で各学部へ要請し、定員管理を厳格に行っている。大学院については、収容定員に対する在籍学生数比率が研究科ごとに異なり、課題を抱えている研究科もあるが、2022 年度収容定員の見直しを行い、改善に向

けて取り組んでいる。ただし、全研究科において入学者数が入学定員を下回る状況にあり、志願者増そして入学者増に向けた具体的で効果的な取り組みは急務の課題である。まずは志願者増に向けて、さらにはそれを入学者増に向けて、各研究科委員会を中心にあらためて必要な改善策を再検討し、実行に移していく必要がある。

以上のことから、一部の課題は残るものの、大学基準は概ね充足していると判断できる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜大学として求める教員像の設定＞

＜各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示＞

本学では、いわゆる就業規則である「学校法人名城大学職員規則」に加え、特に教育職員については、理念・目的である立学の精神に基づく教育目標実現のために、全学として「求める教員像」及び「教員組織編成方針」を以下の通り策定し、立学の精神に基づく教員像や教員組織の編成に関する方針を明確に定めている（資料6-1、6-2）。

この方針は、理念・目的実現に向けて分かり易く明文化したものであり、その内容は学部長会において策定し、各学部の教育職員に共有している。

（求める教員像）

以下に掲げる教員像に留意し、学部等において教員の採用活動を行う。

1. 立学の精神及び人材の養成に関する目的、並びに「卒業の認定に関する方針（学位授与方針）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」を十分理解し、その実現に向けて尽力する者
2. 本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、その向上に努める者
3. 優れた研究能力及び業績を有し、専門分野についてより深く探究する意思のある者
4. 教育研究の成果を広く社会に還元し、社会の発展に寄与する能力及び意欲を有する者
5. 大学運営に関し、積極的に協働できる者

（教員組織編成方針）

以下に掲げる大学全体の方針を踏まえ、学部等において教員組織編成を編成する。

1. 立学の精神及び各学部等の人材の養成に関する目的、並びに全学及び各学科の「卒業の認定に関する方針（学位授与方針）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」を踏まえた体系的な教育課程編成に必要なかつ十分な教員配置であること
2. 組織的・継続的なFD活動を実施し、教員資質の向上に努めること

さらに、本方針をより具体的に捉えるため、学部長会（令和元年度第7回）において、以下の通り、各種教員比率の目標値を定めている（資料6-2）。

- ① 所属組織における女性教員や外国人教員等教員構成の多様性に配慮すること
(上記のうち、若手教員、女性教員、外国人教員については、2019年5月時点の各種教員比率を最低限維持することとし、2024年5月までに大学全体の比率を次のとおりとする。若手教員：15.0%、女性教員：15.0%、外国人教員：5.0%)
- ② 教職課程、資格認定等の基準、非常勤講師依存率、ST比、外部評価の点検・評価項目、大学設置基準等に留意し、多面的に検討すること
- ③ 教員の募集・任用・昇任等にあたっては、大学・学部等の諸規定に基づき、公正かつ適切に行うこと
- ④ 多様な雇用形態も考慮の上、優秀な人材の確保に努めること

前述の全学方針を受けて、学部ごとに「求める教員像」「教員組織の編成方針」が策定されている。なお、多くの学部・研究科では教育を担当する教員は大半が学部と研究科の双方に籍を置いている。主たる所属組織は学部単位であるが、研究科所属時には厳格な教員資格審査が行われる。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数については、大学設置基準、大学院設置基準の必要教員数を満たしている（大学基礎データ表1）。

本学の教育職員は、「学校法人名城大学職員規則」第2条において、「教育職員（名城大学の教授、准教授、助教、講師、助手、教務技術員及び終身教授並びに名城大学附属高等学校の学校長、教諭、司書教諭、養護教諭、特任教諭及び講師をいう。）」として定められている。

教員の人事制度と教員定数（採用枠）の設定については「常勤理事会」が責任を負い、人選や身分の設定については「教授会」が責任を持って審査、提案し、決定する仕組みとなっている。教員定数（採用枠）の設定については、原則として学部単位で設定される。採用年度の前々年度の末迄に、学部長会において、各学部の専任教員採用枠が一覧表として示され、

大学設置基準等で定められている基準数や教育課程編成の維持向上に必要な教員配置の確認が行われる。その後、各学部の教員組織編成方針について、学長・学部長・総合企画部で面談を行い、学長スタッフ会議・学部長会で各学部間の教員配置の適正な配分が調整・確認された後、常勤理事会に諮っている（資料 6-3）。また専任教員採用枠を増やす場合には、その理由と必要性を明示して、教育及び経営上の視点から学部長会・常勤理事会で検討し承認されなければならない。なお、大学院を担当する専任教員採用枠についても、関連する学部の採用枠として設定され、多くの教員が学部と研究科の両方における専任教員としての役割を担うことになる。そのため、学部教授会と研究科委員会との連携のもとで、学部教育と大学院教育の両面にわたる役割を担い得る教員を人選し、教員を組織していくことになる。

専任教員の新規採用にあたっては、専任教員採用枠に基づき、各学部教授会が人事採用計画を策定し、採用人事ごとに学科等で教員資格を審査する「選考委員会」を立ち上げ、各教授会の審議・議決を経て、法人によって採用され、各学部にも所属する（資料 6-4）。したがって、学部・学科と研究科・専攻の一体性が高い学部・研究科においては、「求める教員像」と「教員組織編成方針」についての教授会及び研究科委員会の共通了解を基本としながら、人選と身分については審査教授会において審査が行われている。独立研究科においては教員定数が研究科ごとに設定され、人選と身分についても研究科委員会において審査が行われる。加えて研究科の教員については、修士課程と博士後期課程の教育を担当するための要件が各研究科委員会の定める内規等として明文化されている。任用時や昇任審査時だけではなく、教育課程改正時等に大学院の研究指導資格審査を全研究科において行い、最終的には大学協議会で審議している。また、教職課程教育等の全学に共通する教育については、全学横断的に教員定数を定めて教員組織の編成を行っており、大学全体がバランス良く教員体制を整備できるように計画を策定している。

本学の専任教員の定年（2005 年度以降入職者）は、「学校法人名城大学職員規則」第 20 条第 1 号で満 65 歳と定められている（資料 6-1）。ただし、教育研究上、優れた業績を有し、教育上の能力を有すると認められ、授業上必要である場合、再雇用をすることができ、定年後 3 カ年までの延長が認められる。この場合、再雇用の審査は、1 年ごとに行われる。

本学では、前述のような専任教員を各学部・研究科、教職センターに配置しており、大学設置基準、大学院設置基準に定められた必要数を充足しており、学部・学科の教育の質保証に努めている（大学基礎データ表 1）。なお、専任教員数は、2021 年 5 月 1 日時点で 481 名（理工学研究科 3 名、助手 1 名、教務技師 2 名含む）である。以上のことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しており、教員の採用基準等においても、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員個人に求める能力・資質等や役割分担、責任の所在も明確化していると判断できる。

<適切な教員組織編制のための措置>

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置

大学設置基準によれば、教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師または助教に担当させるものとされている。本学の場合、各学部などにおける専門科目の教員配置については学部長の下で調整したうえで対応している。学部によって科目担当教員の専兼比率は多少異なるが、主要な専門科目を専任教員が責任をもって教授する体制が整えられており、大学設置基準の条件を満たすことはもとより、教員組織の編成方針に基づく適切な配置になっていると判断できる（大学基礎データ表 4）。

・国際性、男女比

教員組織の多様性の確保については、国際性の指標として、外国人教員の比率については5%を目標としており、2021年度現在は4.1%となっている。男女比は全学で2024年度までに女性教員比率を15%にまで高めるという採用目標値を設定した（資料 6-2）。これらの取り組みを通じて、女性教員比率は2016年度の11.7%から2021年度の13.6%にまで高まり、改善が進みつつある（資料 6-5）。学部別では、人間学部が36.4%と最も高く、外国語学部が25.0%と続いている。

・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

各学部専任教員の年齢構成は、教育・研究を充実させつつバランスを保っている（大学基礎データ表 5）。若手教員の比率は、11.6%となっている。

・教員の授業担当負担への適切な配慮

本学では、専任教員の責任担当授業時間数が「専任教員の担当授業時間数に関する内規」第3条に一週当たり教授で10時間、准教授、助教及び講師は8時間と定められている（資料 6-6）。なお、2021年度のST比は以下の通りである。

【ST 比】

全学	法	経営	経済	理工	農	薬	都市情報	人間	外国語
30.3	37.3	45.0	45.4	27.2	30.1	25.6	35.5	42.2	19.1

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

専任教員が大学院を担当する、または大学院教員を任用するにあたっては、全学の「大学院教員資格審査規程」を踏まえて、各研究科が科目担当に関する選考基準に関する内規等を定めており、教育課程改正時等に大学院の研究指導資格審査を全研究科において行い、最終的には大学協議会で審議している（資料 6-7）。

<教養教育の運営体制>

本学では、学士課程教育における教養教育の重要性を確認し、全学的な教養教育に関する諸施策を協議・決定する機関として、学長を委員長、副学長、各学部から選出された委員を構成員とする「教養教育連携推進委員会」を設置し、教養教育運営とそれを支える教員体制

上の課題等について検討を行っている（資料 6-8）。本委員会では、民主的市民としての基本的資質を培うことを目的に、「名城大学における教養教育部門カリキュラム編成時の指針」を策定し、多様な知識領域への導入ならびに動機づけとなることを目的とする「基軸科目」等を展開する等教養教育について諸施策を協議・決定している（資料 4-3）。

これらを推進する日常的な運営は、各学部の教務委員会、教授会等が担っており、カリキュラム・ポリシーや「名城大学における教養教育部門カリキュラム編成時の指針」に則り適切に授業を編成し、担当者の決定、調整を行っている。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備>

本学は、名城大学学則及び名城大学大学院学則に掲げる目的を実現するため、学校法人名城大学職員規則、教員資格審査規程、特任教授規程等を大学全体に適用される規程として制定している。これらの規程は、学校教育法第 92 条及び大学設置基準等法令に定められた教員の資格要件等を踏まえて作成されている（資料 6-1、6-4、6-9）。

<規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

各規程に基づき、各学部・研究科では、人事に関する手続きの内規・申し合わせ等を制定しており、これらに基づき、各教授会などの下に設置される選考委員会などで厳格な審査が行われ、教授を構成員とする審査教授会において審議・決定している。その結果を基に、学長が理事長に推薦を行い、理事長がこれを任用している。

教員の職位については、「教員資格審査規程」において、学校教育法第 92 条に準拠して、教授、准教授、助教、講師、助手、教務技術員それぞれの資格を明記している。これに則って、教員の教育・研究・実務上の知識、能力、実績を総合的に審査することとなっており、大学教育、大学院教育としての水準を担保できるような制度設計がなされている。教員人事を進めるに当たっては研究業績を評価することはもちろんであるが、「教員資格審査規程」にも明示しているとおり、それ以外の教育歴なども評価の対象としている。

教員の募集・採用は、学長と学部長・研究科長との間での面談を経た上で学部長会において策定される「教員組織編成方針」や常勤理事会における経営的視点等での検討を通じて、各学部・研究科等の人材養成目的を踏まえつつ、教学構造・カリキュラムに沿って各機関の教員組織に関する計画（教員組織編成方針）を各教授会が策定し、所属専任教員の年齢構成を加味しながら、募集職位を決定し、教員を募集している。教員の募集方法については、特定の実務上の能力が要求される専門職人材を除き、多くの採用人事は公募制を採用し、教育理念・目的・目標を理解し、教育研究に熱意をもって臨む人材の確保に繋げている。募集に際しては、選考日程・応募資格（求める人材像）・審査手続などを明示している。

教員採用・昇任の基本的な手続きは、学部・研究科等に所属する教員と、センター等に所属する教員とで一部異なり、次のとおりである。

(1) 学部・研究科に所属する教員

- ① 教授会において方針策定
- ② 募集・応募
- ③ 審査教授会下に選考委員会を設置し、候補者の教員資格審査を実施
- ④ 選考委員会の選考結果に基づき、審査教授会による候補者の採用・昇格案審議決定
- ⑤ 候補者を学長に推薦した上で、理事長による採用決裁

(2) 学部・研究科に所属しない教員

学部・研究科に所属しない教員（教育系のセンターに所属する教員）については、全学枠として、各学部・研究科の人事とは別に全学的な見地から人事政策がとられ、採用・昇任が行われている。これらの人事においても、「学校法人名城大学職員規則」および各職位の教員の資質・能力を規定した「教員資格審査規程」、手続きは「センター教員資格審査要項」「審査学部長会要項」が適用される（資料 6-1、6-4、6-10、6-11）。

- ① センター等において方針策定
- ② 募集・応募
- ③ センター長等から審査学部長会へ、候補者の教員資格審査審議依頼
- ④ 審査学部長会の発足（必要に応じて）審査学部長会下に教員資格審査を行う委員会を設置し、候補者の教員資格審査を実施
- ⑤ 審査学部長会による候補者の採用・昇任案審議決定
- ⑥ 大学協議会における候補者の採用・昇任承認
- ⑦ 候補者を学長に推薦した上で、理事長による採用決裁

教員の昇任に関しては、「教員資格審査規程」および「大学院教員資格審査規程」に基づき各学部内で内規を定め、研究実績だけではなく、教育実践や社会貢献等の業績も対象となる。これらの規程に基づき、各学部等で適切に審査を行っている。

さらに大学院を担当する教員については、名城大学大学院学則において、科目担当者の資格と学内手続きを定めている。

以上の手続きを経て、最終的には任命権者である理事長の決裁によって手続きを完了している。なお、契約教員を任用する場合は学校法人名城大学職員規則および契約教員要項、非常勤講師を採用する場合は大学非常勤講師要項によって、理事長が契約の締結を行うこととなっている（資料 6-1、6-12、6-13）。

以上、本学教員の募集、採用、昇任等の基準や手続を定めた各種規程は整備・運用されていることから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施>

本学では、シラバス作成を担当するすべての教員に対して、「シラバス作成要項」を配付し、シラバスの適切な執筆を促しているほか、各開講責任学部・研究科の執行部が、シラバス内容を点検している（資料 6-14、2-24）。また授業運営に関して、基礎演習等複数クラスが開講される科目については、各学部・研究科において科目担当者会議等による教授内容及び方法・成績評価の確認・調整等が行われている。学生からの評価と授業改善については、授業の第 13～15 回時点において授業改善アンケートを全学共通項目で実施している。アンケート結果は、教員個人にフィードバックする他、アンケート結果に対しての教員コメントをまとめた「授業改善アンケート授業科目別報告書」を発刊し、附属図書館や学務センター等に配置し学生が閲覧できる環境を整えている（資料 6-15）。授業内の対話や学生へのフィードバックについては、本学の学修支援システムである WebClass のアンケート機能、掲示板機能、メッセージ機能も活用されている（資料 4-12）。さらに、全学においても大学教育開発センターが中核となり、年に 1 度、教育の取組みの中から課題を取り上げて共通テーマを設定し、全学部・研究科の教員、事務職員、他大学の教職員が参加する「FD・SD フォーラム」や、ループリック等を題材にした学内者向けの「FD 学習会」を実施している（資料 6-16、6-17）。また、新任教員向けの「新任教員 FD 研修」等を開催しており、受講を強く推奨している（資料 6-18）。これらの活動は、大学内外の教育改善の動きを共有する場として、有効に機能している。その他、教育改革の最新動向などをまとめた「FD ニュース」、優れた教育実践を共有する「名城大学教育年報」、「名城大学 FD・SD 活動報告書」の発刊など、教育情報の発信に努めている（資料 6-19、6-20【ウェブ】、6-21【ウェブ】）。

上記のような全学的な取り組みに加え、学部・研究科・センターに設置された「FD・SD 取組を推進する組織」において、大学教育開発センター委員会が策定した FD 活動についての重点方針に基づく FD 活動を組織的に展開している（資料 6-22、6-23）。これらの組織の具体的な活動として、アクティブ・ラーニングやハラスメント、障がい学生や LGBT 等の多様な学生支援に関する研修等、学部・研究科の状況に応じた適切な FD・SD 活動が行われている（資料 6-21【ウェブ】）。

一般補助「教育の質に係る客観的指標」で定めている基準日に基づけば、2021 年度実績（2020 年 10 月から 2021 年 10 月）の FD 参加率は授業を担当する全専任教員の 93.4%の参加となっている（資料 6-24）。以上、本学はファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上を適切に行っていると判断できる。

<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

本学では教員業績評価制度を導入しており、「教育」「研究」「社会貢献」「管理・運営」の活動実績として、教授法の工夫や FD 活動への参加、著書・論文・学会等活動・科学研究費、社会貢献活動等の実績を各学部学科で定める評価基準に基づき自己評価を行い、学部長がそれらを確認し、その結果を大学評価委員会に報告し意見交換することで、本学全体の教育活動、研究活動、社会活動の活性化と資質向上を進めている。これらの適切性については、大学評価委員会で毎年度点検しており、2021 年度においては大学評価委員会及び各学部を中心とし、評価項目の見直し等、教員業績評価制度の改善を実施している（資料 6-25）。

また大学として、教職員の教育改善に対する意識を高め、組織の活性化を図り、本学の教育の質の向上に資することを目的として「教育功労賞要項」を制定し、各学部及び研究科等における教育活動及び教育改善に大きく貢献したと認められる者及びグループを表彰している（資料 6-26）。本表彰制度の受賞歴は昇任審査等に加味されるよう、すべての学部の教員資格審査内規に明記されている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠に基づく定期的な点検・評価とその結果に基づく改善・向上＞

教員組織の適切性については、大学評価委員会において実施する 3 ポリシー等に基づく点検評価を行った教育課程の適切性に基づき、学長と学部長が面談を行った後、学部長会において毎年度教員組織の点検・評価を行っており、各学部長から年次報告を求め、全学としての成果を点検・評価している。また、2021 年度においては、大学評価委員会及び各学部を中心とし、評価項目の見直し等、教員業績評価制度の改善を実施している。特に、2019 年度から 2024 年度までの 5 か年計画では、教員構成の多様性に配慮することを目的として、若手教員：15.0%、女性教員：15.0%、外国人次員：5.0%の採用比率を目標値として定めるとともに、教職課程、資格認定等の基準、非常勤講師依存率、ST 比、外部評価の点検・評価項目、大学設置基準等に留意した教員採用を勘案して点検・評価を行うことを併せて確認している。

これらの点検・評価を通じて、2021 年度においては、都市情報学部の観光系科目充実に伴い、2 名の新規採用を純増するといった改善・向上も行っている。

（2）長所

専任教員採用は、教学上の必要性和経営上の制約のバランスを取りながら、毎年教学・法入間で検討・確認の上決定している。通常の教員組織整備計画に加え、MS-26 における教学政策上の課題を推進するため、2021 年度については、全学で合計 3 名の学長枠を設定した。設定にあたっては、「研究の充実」と「教育の充実」の 2 つの教学的課題を設定し、学長が具体的な採用計画を策定し、学長スタッフ会議、学部長会、常勤理事会において検討し決定している。教員業績評価は、学部や研究専門分野の特性に十分留意しつつ、教育研究活動が全学的に活性化するよう、大学評価委員会において学部間の評価レベルについて毎年確認している。

本学では、ST 比を、専任教員一人あたりの在籍学生数によって計算している（専任教員には有期雇用教員・嘱託講師を含む）。学生定員管理及び「教員組織編成方針」に基づく経年的な取り組みによって、全学的には ST 比は着実に減少してきた。2021 年度の全学の ST 比は 30.3、法学部では 37.3、経営学部では 45.0、経済学部では 45.4、理工学部では 27.2、農学部では 30.1、薬学部では 25.6、都市情報学部では 35.5、人間学部では 42.2、外国語学部では 19.1 となっている。

またコロナ禍への対応として、遠隔授業に関するアンケートを実施し、そのアンケート結果について、大学協議会及びFDニュースを通じて教職員と共有するとともに、遠隔授業に関するFD学習会を積極的に実行した。こういった取組もあり、2021年度後期授業改善アンケートの授業満足度は75.8%と、2020年度の74.4%と比較して向上した。

(3) 問題点

現在、大学院も含めてFDについての理解を深めるため、全学では、毎年、FD・SDフォーラム、FD学習会、新任教員研修等を行い、各学部・研究科においても全学のテーマに沿ったFD活動を行っているが、一般補助「教育の質に係る客観的指標」で定めている基準日に基づけば、2021年度実績(2020年10月から2021年10月)のFD参加率は93.4%と、100%には至っていないことから、極力100%に近づけるように努力していく。また、ICTを活用した授業形態についてのスキルアップへ取り組みについては継続して行うこととする。

(4) 全体のまとめ

本学では、立学の精神の実現のために、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しており、教員の採用・昇格の基準等においても、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員個人に求める能力・資質等や役割分担、責任の所在も明確化している。

教員数は各設置基準を満たし、教育研究上十分な成果を上げられるために必要な規模を確保できるよう、毎年度常勤理事会と学部長会との間の調整を経て設定されている。教員組織の年齢構成については、毎年度の自己点検・評価活動のなかで明示的に年齢構成を考慮したチェックが行われ、著しい偏りを生じないように運営されている。教員の募集、採用、昇格等の基準や手続や各種規程は整備・運用されていることから、適切に行っていると判断できる。

FD活動は学部・研究科内と全学レベルの双方で適切に行われており、研究活動を活性化するための方策も講じられていることから、教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につながっていると判断できる。教員組織の適切性については、毎年定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上により、学部・研究科内のFD活動は適切に行われており、研究活動を活性化するための方策も講じていることから、教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につながっていると判断できる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

<学生支援に関する大学としての方針の適切な明示>

本学では、学生支援体制の充実について、名城大学の基本戦略 MS-26 の5つの柱（戦略ドメイン）の一つ「教育の充実」の中に位置づけており、基本目標を「多様性と実践性を大事にする基礎教育と専門教育を通して、コミュニケーション力と問題解決力を持つ人材を育成する」と定めており、その具体的な行動目標として、「学修・課外活動・学生生活支援サービスの充実」を明示している（資料1-11）。この行動目標は、修学支援、生活支援、進路支援をはじめ多岐にわたる学生支援を盛り込んだ総合的な行動目標となっており、それぞれの支援に対して具体的な戦略計画、数値目標等を設定している。

さらに2021年度には、この行動目標をより具体化するために、学生支援の方針を策定、明示し、以下の4つの目標を設定して、各種学生支援を行っている（資料7-1）。

①修学支援	名城大学は、「立学の精神」のもとで学生の多様な経験による「主体的な学び」を促進するために、課外教育プログラムやクラブ活動等の機会を提供し、ワンランク上の学びへの参加を支援します。また、多様な背景を持った学生に対する個に応じた支援や補習教育を実施し、学内外の奨学金やその他の経済的支援について、制度の充実・学生への情報提供・検証に努めて、大学生活の継続を支援します。
②生活支援	名城大学は、学生の人権と多様性を尊重し、全ての学生が安全・安心な学生生活を送ることができるように、実態を把握しながら学生相談室などの学生指導・相談体制を整備・充実して、ハラスメントや事件・事故の防止に努めます。また、学生自身の心身の健康への関心を高め、周囲の方へも配慮できるように啓発活動を行い、人間力の向上を支援します。
③進路支援	名城大学は、学生一人一人のキャリア形成及び就職・進学希望実現に向け、各種支援策をきめ細かく体系的に整備します。
④障がい学生支援	名城大学は、障がいの有無に関わらず全ての学生の修学機会の確保に向けて、各組織が協力し創意工夫を行います。

本方針は、大学評価委員会及び大学協議会において審議、承認され、会議出席者からの会議報告を通じて全学的な共有が行われるとともに、本学ウェブサイトで公表している。以上ことから、学生支援に関する大学としての方針は適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

本学の学生支援は、学部教務担当や学務センター、大学教育開発センターにおいて、留年者及び休・退学者の対応、補習・補充教育や自主的な学修の促進に関する支援などを行い、各学部で成績不振者に対する学修指導面談などを行っている。また、奨学金等の経済的支援は学務センター、就職支援はキャリアセンター、ボランティア・学生生活支援・スポーツ振興は学務センター、障がいのある学生への対応は障がい学生支援センター、心理相談・ハラスメントを含む健康面の相談は保健センター、教職・学芸員課程をサポートする教職センター、海外からの多様な学生に対する修学支援や海外への留学を希望する学生への支援、海外英語研修や学内英語学修施設の運営、オンラインを活用した課外での英語学修機会など海外とのやりとりに関係する案件を取り扱う国際化推進センターを設置し、各種学生支援を担当する部署を明確に定め、適切に役割を遂行している（資料 7-2）。また、単独の部署で

処理できない問題は、関係部局が連携する体制を構築している。

以上のことから学生支援体制は、適切に整備しているといえる。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育、正課外教育

学生の能力に応じた補習教育、補充教育、正課外教育については、少しでも早く大学での学びに適応できるよう、正課授業に加え、さまざまな形での学修機会を提供している。具体例として、学校推薦型選抜及び総合型選抜合格者に対して、合格後、学習習慣を維持し、入学後に円滑に大学教育を開始できる機会として、入学前学習プログラム（Meijo Encouraging Program：略称 MEC プログラム）を実施している（資料 4-9）。MEC プログラムの開講科目は、英語、日本語表現、数学、物理、化学、生物などである。なお、MEC プログラム参加者数は以下の通りである。

【MEC プログラム参加者数】

学部名	対象者数	受講者数	申込率
法 学 部	251 名	142 名	56.6%
経 営 学 部	218 名	129 名	59.2%
理 工 学 部	472 名	233 名	49.4%
情 報 工 学 部	89 名	39 名	43.8%
農 学 部	187 名	68 名	36.4%
薬 学 部	71 名	59 名	83.1%
都市情報学部	103 名	69 名	67.0%
人 間 学 部	109 名	57 名	52.3%
外 国 語 学 部	99 名	39 名	39.4%
合計	1,599 名	835 名	52.2%

また、入学後のリメディアル教育として、高校における未履修科目や、理解不足の科目について補習授業を行う「名城サプリメント教育」を実施し、希望者には自由に参加させている（資料 7-3）。名城サプリメント教育の開講科目は、数学、理科（物理・生物・化学）及び日本語表現である。各学部においても独自の支援体制を構築し、学生支援にあたっている。

【名城サプリメント教育利用者数】

数学	物理	化学	生物	日本語表現	物理（薬）	全体
97 名	133 名	42 名	29 名	24 名	591 名	916 名

英語学修の成果測定を希望する学生が多く見受けられることから、天白キャンパス及びナゴヤドーム前キャンパスでは、学内において TOEIC IP 試験を実施し、受講学生は英語

学修の到達具合を確認し、引き続き、学修に努めている。

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

多様な留学生に対する修学支援としては、まず日本語科目を初級、中級、上級にグレード分けをして能力別クラス編成を行っている。加えて日本語のレベルが日本語検定 N2 に満たず学部授業が受けられない交換留学生への対応として、英語にて日本の文化、芸術、科学技術などを総合的に学ぶ「国際日本学」科目を開講している（資料 7-4）。

その他、専門科目の理解を深め、より良い日本語での論文作成が可能となるように、アカデミックライティング講座も開講している。さらに、日本人学生によるピアサポートシステムとしてのスチューデントアシスタント（SA）制度を通じて、学生生活全般に係る諸々の相談、スピーキングパートナーとして言語のサポート、日本人学生と触れ合う機会を提供する、等の仕組みを設けている。また天白キャンパス、ナゴヤドーム前キャンパスのグローバルプラザには「SA ラウンジ」を設け、留学生と日本人学生が学びを共にする機会を提供している（資料 7-5【ウェブ】）。成績不振学生や出席状況の芳しくない正規留学生には、毎月一回行っている在留資格確認時に国際化推進センターが随時ヒアリングを行い、日頃からケアするとともに、必要に応じて保健センターと連携し、メンタルカウンセリング等も取り入れながら細やかな対応を行っている。

一方、日本人学生については、各学部・研究科が行う「国際専門研修」、国際化推進センターが扱う「海外英語研修」等のプログラムや海外協定校への交換留学制度も提供しており、これらの制度に参加するための経済的負担軽減を目的とした奨学金も整備している（資料 7-6、7-7）。2021 年度は、コロナ禍の影響から、2020 年度と同様に対面での海外留学ができなかったため、大学から経費補助を行い、フィリピンの英語講師による英語のマンツーマンレッスンに加えて、リアルな現地事情を学修するオンラインを活用した留学プログラム（LIVE 留学）を実施した（資料 7-8）。これらの研修では、自己の能力の伸長を測定するための英語試験を実施し、さらに、対面での海外留学については、留学による行動変化や能力変化を把握するための留学アセスメントも留学前後に実施している（資料 7-9）。

国内キャンパスでは、英語を日常的に使用できる環境を提供することを目的として、天白・ドーム前の両キャンパスに「グローバルプラザ」を設置し、英語に関する各種プログラムを実施している（資料 7-10）。なおここでは、英会話補助者として外国人留学生をアルバイト雇用し留学生の経済支援と同時にコミュニティの形成にも寄与している。

この他、本学附属高等学校生徒と留学生の交流、フィールドワークや地域貢献を目的とした地域小学生との交流も実施している。

また、海外からの学生への住居支援、日本人学生の異文化交流を目的とした国際寮の設置も計画しており、2019 年度には他大学（上智大学・豊田工業大学）の外国人留学生寮を視察し、設置の方向性を継続的に検討している。

これらの運営は、国際化戦略推進会議、国際交流委員会において「名城大学国際化計画

2026」を策定し、国際化推進センターを中心に、計画に沿った各種施策に取り組んでおり、国際的な経験に富んだ国際専門職員を配置し、専門的な見地から海外派遣プログラムの準備を進めるとともに、幅広い視野から、留学意識の啓発などに取り組んでいる（資料 7-11）。

・障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援の実施体制としては、障がい学生支援センター（センター長 1 名、事務部長 1 名、課長 1 名、事務職員 1 名、障がい学生支援アドバイザー 1 名）を設置し、関係部署（各学部、総務部、施設部、入学センター、学務センター、キャリアセンター、大学教育開発センター、保健センター）と連携しながら支援を行っている（資料 7-12）。障がい学生支援センターは、大学全体の合理的配慮に関するコーディネーション、障がい学生への助言、障がい学生支援に関する啓発などを行っている。障がいのある入学志願者については、入学試験受験上の配慮、入学後の修学生活の相談に応じ、適切な情報の提供を行い、入学後は、面談のうえ、修学支援につなげている。

・成績不振の学生の状況把握と指導

・留年者及び休学者の状況把握と対応

・退学希望者の状況把握と対応

学部ごとに、基礎ゼミナール、専門ゼミナールの教員による担任制を導入しており、学生の快適な学生生活を支援し、留年者及び退学・除籍数を減少させる役割も担っている。各学部で設定した修得単位数及び GPA、欠席過多等を基準として、個人面談・指導を行う修学指導を実施しており、休学・退学を希望する学生に対しては、担当教員による面談を行い、学生の状況を把握した上で適切な対応を行っている。このように、以後の学修への影響が大きい基礎科目において欠格となる前に、教職員が一体となって早期対応をすることによって、留年防止が図られている。授業料延納願を提出した学生や成績不振の学生等、留年及び休・退学の可能性がある学生に対しても状況を把握している。なお、学務センターからは 9 月に実施状況の報告依頼を行い、学修指導状況の把握に努めている（資料 7-13）。また、成績一覧表を保証人へ送付することによって学修状況を家庭でも把握してもらい、父母懇談会でも確認してもらうなど、父母とも連携を図っている。

・奨学金その他の経済的支援の整備

・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

方針にも明示されている奨学金制度の充実について、奨学生規程を整備し、大学独自の給付型奨学金を次の通り、2021 年度実績で在籍者全体の約 7%に相当する 1,091 名（うち大学院生 499 人、留学生 60 人）に支給している（資料 7-14）。

①学業・スポーツ優秀者（主として学部学生）に対するもの

入試成績優秀奨学生、学業優秀奨励制度、学業優秀奨学生、強化クラブ等育成奨学生、特別強化クラブ奨学生、法学部中山健男奨学金

②経済的困難者・自然災害被災者（主として学部学生）に対するもの

緊急修学援助奨学生、修学援助 A 奨学生、修学援助 B 奨学生、利子補給奨学生、大規模自然災害経済支援奨学生

③留学生に対するもの

国際交流に係る奨学金などの経済的支援措置として、交換留学など海外派遣プログラムに参加する学生を対象とした派遣交換留学奨学生、海外研修奨学生、海外英語研修派遣支援 A 奨学生、海外英語研修派遣支援 B 奨学生、受入れ留学生を対象とした受入れ交換留学奨学生、私費外国人留学生 A 奨学生、および学内英語学修施設におけるアルバイトなどが挙げられる。

④大学院生に対するもの

大学院学業優秀奨学生、大学院奨学生、本学卒業等補助奨学生

⑤その他、寄付等によるもの

校友会奨学生、社会人学生奨学生、学部・研究科独自の奨学金（法学部「資格等取得奨学金」、農学部「成績優秀者奨学金」など）

この他、奨学金等の経済的支援措置として、日本学生支援機構の給付型・貸与型奨学金を斡旋している。利用者は学部・研究科在籍者全体の約 35%に相当する 5,227 名（給付型 802 名、貸与型 4,425 名）である（大学基礎データ表 7）。

これらの支援制度については、ホームページ、メール、掲示板等を活用して学生への周知を行っている（資料 5-9【ウェブ】）。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

・学生の相談に応じる体制の整備

学生生活におけるさまざまな悩みや問題についての相談に対応するため、学務センター、学部事務室、保健センター等が学生からの相談に応じる体制を整えている。また、学務センターが所管部署となり、学生参画の正課外プログラムの一環として、「学生協力員」による学生支援を実施している（資料 7-15）。具体的な活動としては、友達づくりイベント、ピアサポーター育成研修、新入生インフォメーションでの相談等が挙げられる。2021 年度は 23 名が学生協力員に登録している。

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメントの相談は保健センターが所管しており、ハラスメントへの対応のガイドラインを定め、ウェブサイト上で学生に公表、周知している（資料 7-16【ウェブ】）。ハラスメントは、カウンセラーが窓口対応を行っているが、迅速かつ適切に問題を解決する必要があるため、別途、人権委員会が対応する場合もある。また、ハラスメント防止委員会を設置している（資料 7-17）。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮については、全キャンパスに保健室を設置し、看護師やカウンセラーを配置するなど、学生が安全で有意義なキャンパスライフを送る

ことが出来るよう支援している。また 2019 年から流行した新型コロナウイルス感染症に対しては、感染の有無にかかわらず全学生の不安等を取り除く為に、関係部署と連携を密に行い、全ての問合せ等に対応する窓口を天白キャンパス保健センターに設け、迅速な対応を行っている。

・留学生に対する学生生活支援について

前述の日本人学生による留学生対象のチューデントアシスタント（SA）制度は、学修支援に加え、文化の違いや生活習慣に慣れずに悩む学生を支援する役割も担っている（資料 7-5【ウェブ】）。また、コロナ禍において一部活動に制限があるものの国際化推進センターによる支援として、留学生歓送迎パーティ、フィールドトリップ、日本文化体験、SA ラウンジでのランチ交流、スピーキングパートナーなど、留学生が孤立せず年間を通じて日本人学生と交流できる取組を数多く実施している（資料 7-18）。

さらに、コロナ禍をはじめとする各種の影響によって精神的に追い込まれた留学生をサポートするため、在留資格確認の機会を活用し、学生の状況を確認するとともに、必要に応じて保健センターとも連携し、メンタルカウンセリング等も取り入れながら細やかな対応を行っている。また、コロナ禍の影響によって、留学生の収入も減少していることから、修学援助 A 奨学生を活用した経済的困窮留学生のサポートや日本国政府による水際対策への対応として、空港から留学生寮などへの移動の補助や隔離期間のための部屋の用意などを行った。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

・キャリア教育の実施

キャリア教育については、学部専門科目で身につける専門知をキャリアデザインへと展開していく過程を支援する科目群として、教養教育科目の「キャリア教育科目」を設置している（資料 4-3）。1・2 年次から履修できる「キャリア形成論」及び「インターンシップ」などから構成され、学生の社会的及び職業的自立に必要な能力を育成する教育の一環となっている。また、これらに加え、各学部・研究科の特性や学生の学修ニーズを踏まえて「社会フィールドワーク」、「FSP(Future Skills Project)」、「エアライン就職サポート(M-CAP)」といった取組を実施しており、学生の社会的及び職業的自立に必要な能力の育成に努めている（資料 7-19【ウェブ】、7-20【ウェブ】、7-21【ウェブ】）。

・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

学生の進路・就職指導及び斡旋、求人先開拓、インターンシップや各種資格取得講座等に関する業務を行うための全学的なキャリア支援体制として、天白キャンパスとナゴヤドーム前キャンパスにキャリアセンターを設置するとともに、薬学部（八事キャンパス）においては、薬学部事務室職員がキャリアセンターと連携し、対応している。キャリアセンターの職員の育成としては、学生に適切なアドバイスができる専門的なキャリアカウンセラーの資格取得を奨励し、学生の信頼に値する適切な支援を行っている。キャリアセンター所属の 8 名が同資格を保持している。

このような体制の下、社会に貢献できる人材の育成を目指し、学年や就職活動時期に応じたキャリア支援プログラムを次の通り実施している。なお、例年は対面で実施しているが、2020年度からは新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、多くの支援プログラムをオンライン（ライブもしくはオンデマンド）で実施している。

① 低学年を対象としたキャリア形成サポート

入学後の早い段階から自分の特性や適性を理解し、自分の進路について自発的に深く考える場として、1年生向けにキャリアガイダンス、2年生向けにプレ就職ガイダンス、第一線で活躍する企業人を招いた座談会「シゴトーク」を実施。卒業後の進路を見据え、目標を持ち有意義な学生生活を過ごすことができるような体制を整えている（資料 7-22、7-23、7-24）。

②3・4年生及び大学院博士前期（修士）課程の学生を対象とした就職支援

3・4年生（薬学部は5・6年生、大学院博士前期（修士）課程は1・2年生、以下同様）に対して、就職ガイダンスを通して就職活動における心構え・進め方を理解させ、面談においては自分を見つめ直す機会を提供するとともに、具体的な業種・職種を絞り込めるよう、次のような就職支援を展開している。

（a）就職ガイダンス

3年生を対象に、就職活動の時期に応じた、ガイダンスを年4回行っている（資料 7-25）。

【2021年度開催実績】

第1回	「就活のはじめの一步を知ろう！」（4月に対面 2,101 人、参加率 67.8%
第2回	「IS 前に最新の就活動向をつかもう！」（5月に対面 922 人、ライブ配信 990 人参加率 62.5%
第3回	「あらためて就活準備で必要なことと支援を知ろう！」（9月にライブ配信 1,697 回、参加率 57.6%
第4回	「いざ就活本番へ！」（1月に対面 1,419 人 参加率 42.7%）

以上の他に、地元企業等への就職を希望する学生を対象とした UIJ ターン就職ガイダンス（7月実施 オンライン 参加学生数 37 名）も開催している（資料 7-26）。

（b）就職指導担当制による学生面談

3年生からは、個人の適性を考慮して、キャリアセンターの専任職員を担任のような形で割り振り、就職活動状況・進路決定状況の把握をしつつ就職支援を行っている。

具体的には、今後の就職活動を円滑に進めることができるよう、学生が就職活動に対して一歩を踏み出し、希望する進路に進めるよう指導する個人面談（2021年度は新型コロナウイルス感染症対策を鑑み、6月から7月にかけて対面とオンラインを併用）を行っている。

また、4年生も含め、随時、学生本人の希望に添った就職先の紹介や、採用試験を受ける

上での個別相談に応じるとともに、進路決定状況の把握に努めている。

なお、実学的志向が強い理工学部・薬学部においては、所属する学科や指導教授・就職委員による指導が中心となっている。こうした学部の特性を踏まえた上で、キャリアセンターは、教員と連携しながら就職支援にあたっている。

(c) 就職支援講座等

3年生に、就職活動のスケジュールなどが管理できる就職手帳と就職マニュアルを兼ねた「Meijo キャリアガイド」を配布するとともに、夏季インターンシップおよび3月の本選考を見据えて、時期ごとにテーマ別企業特集セミナー、WEBSPI 受検会・筆記試験対策講座、業界・企業研究講座、履歴書・エントリーシートの書き方講座、WEB 面接・マナー対策講座、グループディスカッション対策講座、集団面接対策など、様々な支援講座を実施している（資料 7-27、7-28、7-29、7-30、7-31、7-32、7-33）。

(d) 就職アドバイザー制度

就職している卒業生および就職が内定している4年生が就職アドバイザーとなり、在学生の就職相談に応じる制度を構築している。これまでに10,000名以上が登録しており、随時対応を行っている。2月には就職アドバイザーを招いて、オンライン上で学生が相談をできる場として相談会「就職アドバイザー訪問会」を行った（就職アドバイザー出席者数50名、参加学生数156名）（資料 7-34）。

(e) 学内企業研究セミナー

多種多様な業界から大手企業や地元中小企業など約700社を招いて、11月および2月の授業に影響の少ない日程8日間、本学学生のみを対象とした学内企業研究セミナーを開催し、内定に結びついている（延べ出席者数2,731名）（資料 7-35）。

③全学年を対象としたキャリア形成支援

(a) インターンシップ

夏季・春季の年2回、事前研修を行った上で、企業や地方公共団体等に学生を派遣し、就業体験をさせるインターンシップを実施している（資料 7-36）。受入先は、本学が独自に開拓した企業の他に、岐阜県インターンシップ推進協議会などのコーディネート機関も利用し、幅広い研修の場を提供している。2021年度においては新型コロナウイルス感染拡大状況が続く中、受入企業の実施様態にも変化があり、オンラインによる実施も大幅に増加した。参加学生は前年度と比較すると増加した（ガイダンス出席者数1,110名、参加学生数139名）が、コロナ禍以前と比較すると減少している。窓口で把握をしていない、主に4日間以下のプログラムを実施する企業が増えたことも起因していると考えられる。また、インターンシップ終了後には事後研修を行い、学生が学んできたことを自分で見つめ直す機会を設けている。

(b) 資格取得支援

各人のキャリア形成を見据えて自分の能力を磨き、可能性を広げようとする学生のため

に、公務員講座から高難度の国家試験、IT、英語関連資格など 60 を超える多彩な講座を格安な受講料で開講している（資料 7-37）。延べ 1,500 名の学生がこれらの講座を受講し、キャリアセンター把握分だけでも公務員試験等に 169 名、行政書士を含む各種資格試験に多数合格している。なお、公務員受験者支援の一環として 2021 年 11 月から利用者選抜型の専用学習室（天白キャンパス タワー75 13 階 1305）を設置し、熱意と意欲のある優秀な学生 23 名に正課授業の時間以外は常時学習ができるスペースを提供するとともに、文系・理系の枠を越えて得意分野を相互に教えあう、切磋琢磨しあえる「学びのコミュニティの醸成」を図り、公務員合格者数の増加を目指している。

（c）障がい学生に対する支援

障がいのある学生が「働くということ、就職するということ」を学生自身が自ら「考える」ための気づきの場として「障がい学生のためのキャリアガイダンス&仕事理解セミナー」を 12 月に開催し、6 名の学生と 1 名の保護者が参加した（資料 7-38）。第 1 部は障がい者雇用の現状や採用環境について情報を共有し、第 2 部では障がい者の採用を積極的に行っている代表企業 4 社に協力いただき、ブース形式にて学生が直接採用担当者から話を聞くことで自身の会社理解を深める機会を提供している。

（d）外国人留学生に対する支援（文部科学省委託事業「留学生就職促進プログラム」）

2017 年度から名古屋大学が中心となり、名古屋工業大学、岐阜大学、名城大学の 4 大学（参画大学）と愛知県、岐阜県の他、民間団体の愛知県経営者協会、岐阜県経営者協会、中部経済同友会、中部経済連合会、JETRO 名古屋が加わった「愛岐留学生就職支援コンソーシアム」を形成している。事業の趣旨を踏まえ、本学では留学生就職促進プログラムの「ビジネス日本語教育」「キャリア教育」「インターンシップ」を中心に、留学生を対象にした支援プログラムを開講しており、2020 年度は全体で延べ 159 名の留学生がプログラムに参加している。実際に外国人留学生が日本で就職活動をするにあたって困難となっている「日本語能力」「就職活動の仕方」「企業との接点」を本プログラムの現状改進と掲げ、これらを中心として留学生の就職支援を行っている（資料 7-39【ウェブ】）。なお、同プログラムは 2021 年度で終了するため、2022 年度以降の自走化に向けた検討を行っている。

また、2021 年度から、名古屋中公共職業安定所と名城大学との外国人留学生国内就職支援に関する協定を締結し、外国人留学生の国内企業への就職を効果的に支援するための連携を図った（資料 7-40）。

（e）保護者のための就職説明会

1 年生から 3 年生の保護者（理工学部、薬学部を除く）を対象とした就職説明会を 7 月にオンラインで開催し、450 名の保護者が参加した。刻々と変化する就職市場において保護者支援の在り方やキャリアセンターの就職支援、また 4 年生内定者の就職体験報告パネルディスカッション等を通して、就職活動への理解と支援につなげていただく機会としている（資料 7-41）。

(f) 企業との就職情報交換会

大手企業や内定・採用実績のある企業等の採用担当者を招き、採用状況や企業が求める人材や学生の就職活動状況等についての情報交換を行っている。2021 年度で 15 回目を迎え、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、規模を縮小し、企業側からは 172 社(172 名)、本学からは各学部の就職担当教員や職員等 87 名が参加した（資料 7-42）。

企業アンケートでは企業担当者全員が「次回も参加したい」と回答し、情報交換を通して企業とのより良好な関係を構築している。

(g) 教職課程及び学芸員課程の支援

教職課程及び学芸員課程の支援については、教職センターが教職課程を置く学部、学科等を 8 つのグループに分け、それぞれのグループに教職課程の担任を置いている。主要科目を担当が担当することによって、4 年間を一貫した教職指導ができるようにしている。進路支援についても、この担任制を活用して学生からの相談等に当たっている。この他、教員採用試験に係る指導に積極的に取り組んでおり、中でも、教員採用試験対策講座「勉強会」では、センター専任教員と退職の高校教員等を講師として、年間を通して開講している。併せて、二次試験対策集中講座、センター専任教員による小論文指導、面接指導も行い、教員採用試験の内容をほぼ網羅している。また、小学校教諭免許取得希望者を対象に、小学校教員資格認定試験対策を実施している。この他、本学卒業生の現職教員を講師として招く教職実践報告会や 3 年生を対象にした「教員採用試験対策オリエンテーション」を開催して、教員の採用試験受験に向けた意識形成を図っている（資料 7-43【ウェブ】）。

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

本学では、大学教員をめざす大学院生に対し、高等教育の現状、授業デザイン、アクティブ・ラーニングの諸技法、模擬授業演習等について学ぶ場を提供するため、他大学等が実施する FD 企画参加に係る旅費や参加費の助成を行うとともにポータルサイトを通じて当該企画等に関する情報提供を行っている（資料 7-44、7-45）。

＜学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施＞

課外活動については学務センターが「クラブ活動ハンドブック」を整備しており、クラブ運営にあたってのスケジュールや補助の内容を適切に示すとともに、学生からの相談に応じる体制を整えている（資料 7-46）。また、2016 年度からは、主に正課外において、仲間と一緒に何かをしてみたいと思っている学生の希望に対し、大学が助成金を配付、活動を支援する事業として、学生がチームで課題解決にあたる「Enjoy Learning プロジェクト」にも取り組んでおり、毎年 10 件前後の取り組みを支援している（資料 1-20【ウェブ】）。2020 年度においては、コロナ禍のため「Enjoy Learning プロジェクト」については募集せず、代替事業として、遠隔授業における学修意欲の向上を目指した「オンライン活用法コンテスト」を実施した（資料 1-21）。また、学務センターが所管部署となり、学生参画の正課外プログラムの一環として、「学生協力員」による学生支援を実施している（資料 7-15）。具体的な活動としては、友達づくりイベント、ピアサポーター育成研修、新入生インフォメーション

での相談等が挙げられる。2021 年度は 23 名が学生協力員に登録している。

<その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

学内に「スチューデントボイス」を設置しており、学生からの意見や改善要望を聴取する環境を整えており、検討結果の回答を示している（資料 7-47）。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠に基づく点検・評価及び改善・向上>

学生支援の適切性については、各所管部署において自己点検・評価報告書（部署版）に事業の進捗状況や達成度等を作成するとともに、最終的には、本学の内部質保証の責任を負う組織である大学評価委員会で自己点検・評価報告書（部署版）に基づく活動の点検・評価を行い、必要に応じた改善の指示を行うことによって、重層的な PDCA サイクルが機能するように努めている。また、それぞれの業務を所掌する全学委員会（学務センター委員会、大学教育開発センター委員会、キャリアセンター委員会、教職センター委員会、国際交流委員会、障がい学生支援センター委員会等）においても適切に活動の点検・評価を行った上で、「次年度に向けた課題及び改善事項」を基にした改善・向上に繋げている（資料 2-21）。

なお、教職課程においては、学部とは独立した教職センターを設置するとともに、教職センター長と学部教員から成る教職センター委員会を設置し、教員養成の質向上に係る全学的な組織として円滑に機能するようにしており、本委員会を通じて、各学部へ教員養成の質向上に係る提案や、教育職員免許法施行規則改正に伴う教職課程の自己点検の義務化に向けた内部質保証体制の検討等を行っている（資料 7-48）。

<COVID-19 への対応・対策>

修学支援の一環として、コロナ禍において、学生の履修登録に不都合が起きないように、自宅やスマートフォンから履修登録などが可能となるよう、システム改修を実施した。

生活支援については、学修環境だけでなく、心のケア、経済的な支援も行っており、具体的な取り組みとして、心理カウンセラー（常駐）による学生相談を、電話やオンライン、対面を組み合わせた方法に変更しており、学生がこころの健康を保つためのメッセージを発信している。また、コロナ禍による家計急変者に対する緊急修学援助奨学生制度を新設するとともに、主に一人暮らしの学生に向けて、経済的支援と健康管理のための「100 円朝食」を提供している。さらに、寄付金制度である教育振興資金に「緊急時の支援（新型コロナウイルス感染症対応）」を創設し、2021 年 3 月末時点で 108 件、約 9,800 万円の寄付金を受領し、新設した奨学金制度、学生へのマスク配布、100 円朝食に活用している。

就職支援については、採用活動のオンライン化も加速したことから、オンラインによる個別面談の環境をいち早く整え、就職支援行事のオンライン化、アプリでの支援など、コロナ禍の「独りで就活」に不安を抱える学生の孤立解消のため、手厚い就職支援体制を整えてい

る。また、キャリアセンター職員とのオンラインによる個別面談、学生が気軽に質問を送り、リアルタイムで職員が答える「どこでもキャリセンの部屋」を4月～8月にかけてYouTube Live を活用して開設し、メンタルケアと併せて最新の就活情報を提供している。中部地区初、企業と学生の接点を作る「オンラインマッチング選考会」やオンライン会議システム「Remo」を使った座談会スタイルによる学内合説「Meijo バーチャル合説」を開催している。さらに、保護者を対象とした「保護者のための就職説明会」を7月に、教職員を対象にした「就職動向講演会」を12月にオンライン開催し、最新の就職環境やコロナ禍における就職支援体制について情報発信している。

国際化の取組としては、中部地区初のオンラインマンツーマン英会話レッスン「さくっと ONLINE 英会話」を導入し、ほぼ毎日140 レッスン、年間で計約5万レッスン開講するとともに、オンライン英語研修「LIVE 留学」や、オンライン受入れ交換留学生との交流を実施している。その他、遠隔授業時、附属図書館の郵送による資料貸出や文献複写サービスを実施、書籍を自宅から閲覧できる電子ブック・電子ジャーナルサービスを拡充、「名城サプリメント教育」や「学習サポートルーム」をオンラインで実施する等、サービスの質を維持している（資料4-29【ウェブ】）。

なお、学生を対象に、自ら実際に体験・発見した遠隔授業における効果的な学修方法を全学生が共有することにより、学生の学修効果の向上を目指した「遠隔授業時における新学修方法の発見・提案に関するコンテスト（オンライン活用法コンテスト）」を実施し、95名の学生を表彰した。入賞作品は冊子等で公開し、遠隔授業を通じた、本学が進める学びのコミュニティづくりに寄与している（資料1-21）。

（2）長所・特色

進路実現に向けた支援では、個別指導担当制を採用し、学生へのきめ細かい支援を実施している。また、本学学生を対象とする企業説明会を開催することで学生・企業双方においてメリットのある機会創出を実現している。

個別指導担当制によって、個人面談を中心とした「顔の見える対応」でキャリアセンター職員が一人ひとりの学生に寄り添い、就職活動の準備期から学生の納得する進路実現に向け、共に並走することで、高い実就職率と就職先満足度を誇っている（2020年度卒業生の就職先に対する満足度97.6% ※2021年度は5月初旬ごろに確定）。また、企業との就職情報交換会では、各学部の学部長やキャリア委員が企業関係者と長時間個別に面談し、企業の求める人材像の把握や各学部の情報提供に努め、これを各学部のキャリア教育に反映させていることも長所といえる。

コロナ禍の2020年度からは、Web対応を拡充して学生支援を実施した。中でも就職活動における孤立化を防ぐため、学生一人ひとりの「ちょっと聞きたい・知りたい・話したい」に応えるため、オンラインサロン「どこでもキャリセンの部屋」を開設した。さらにWeb会議システムを使い、キャリアセンター職員が就職活動に関する様々な質問や相談に応じている。また、様々な事情でキャンパスに来られない学生のためにアプリでの支援も強化している。授業や体調不良、企業イベント等で支援行事に参加できなかった学生のため実施行事のアーカイブ動画を配信し、アプリオリジナルの自律学習型就活サポートコンテンツ「就活現在地マップ」を開発、そのほか時間・場所・進捗度合いを選ばず各自が必要としている

支援を受けられるように運用している。学生が利用しやすいアプリを通して最新情報を配信することで、様々な角度から学生の就職活動、キャリア形成を支援し、困難な状況下でも多くの学生が希望する進路を実現している。

各学部では、特に、初年次教育について工夫を凝らし、学修意欲喪失による中途退学の抑制に努めている。大学としては、秋に成績不振者（各学部が定める基準：修得単位・GPA に基づき、被面談者を選定）への学修指導（面談指導）を統一的に実施し、学修の継続が図られるように指導することを皮切りに、学部単位では 1 年生の欠席に注視し、欠席が続く場合は面談指導、年間の単位取得状況等を勘案して、危機感を持たせるためにイエローカードを発行するなど、学部での工夫も加え、学生が標準修業年限で卒業できるように努めている。

英語をツールとして使用できるようになることを目的とし、いつでも英語が話せ、英語に触れられる環境をグローバルプラザにおいて提供している。グローバルプラザでは、外国人英語講師による英語コミュニケーションプログラムをはじめ、ワークショップ、アドバイジング、多読図書などの機能を用意している。コロナ禍による影響もあり、2020 年度、2021 年度の利用者合計はそれぞれ 5,522 名、9,852 名であったが、2018 年度は 23,452 名、2019 年度は 21,066 名の利用があった。

コロナ禍の影響から対面による活動ができない時期や、海外留学ができないことへの対応と併せて、グローバルプラザでもワークショップを適宜オンラインに切り替え実施した。

また、中部地区初のオンラインマンツーマン英会話レッスン「さくっと ONLINE 英会話」を導入し、累積で 387 名の学生が計 4802 コマを受講した。さらに、外国人英語講師によるマンツーマンレッスンに加えてリアルな現地事情を学修する LIVE 留学を開催し、夏期春期合わせて、66 名の学生参加があった。コロナ禍への対応として急遽開始したオンラインプログラムであったが、会期や参加費用などの都合によって、海外派遣プログラムへの参加が難しい学生を中心に一定の需要があることが確認できたため、今後も継続的に実施することを予定している。

多様な学生が海外派遣プログラムに参加できるよう、海外英語研修 A・B 奨学生、国際専門研修制度などを通じ、経済的な負担軽減を図っている。コロナ禍による影響により、2020 年度、2021 年度については、海外派遣学生数は 0 名であったが、過年度については、海外英語研修：2018 年度 219 名、2019 年度 174 名、国際専門研修：2018 年度 350 名、2019 年度 239 名であった。これらの制度を通じて、より多くの学生に海外英語研修や国際専門研修への参加機会を提供することによって、中長期留学参加学生の増加に向けた土壌形成も目指している。

(3) 問題点

毎年度の退学者は 300 人台で推移しているものの、総合企画部から提供される「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」において、「標準修業年限内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数」についての退学者の推移を確認すると、一部の学部で留年者及び退学者の割合が目立つ（資料 2-16）。この対応に対しては、特定学部への対応ではなく、全学的な取組が必要と考え、学務センター委員会において、9 学部を擁する総合大学の利点を生かし、転学部によって学生に本学での学修を継続するためのセカンドチャンスを与える観点で活用することを確認した（検討：令和元年度第 9 回学務センター委員会

(R2.1.16 開催))。若干名で実施する試験であるため、多数の学生に対応できるものではないものの、本学で学修を継続する一方策に据え、効果を検証中である。

グローバルプラザについては、より幅広く、より多くの学生に利用されるよう、グローバルプラザ内で提供するプログラムの内容や学生へのアプローチの方法を工夫することが求められる。また、開設以来、英語を学ぶ施設としての役割を主に果たしてきたが、将来的には、「グローバル」という名称に沿い、英語等の外国語を使用しながら、多様な文化背景を持つ留学生と日本人学生が交流し、多様性への気づきを与える場としての役割も担いたい。

また、前述の「国際化計画 2026」において、中長期派遣留学（1 セメスター以上）の派遣者数を年間 200 名輩出すること、および短期派遣留学である海外英語研修や国際専門研修の派遣者数をさらに増やすことが課題である。対応として、中長期派遣留学については、交換留学協定校の拡充や加盟校間の留学を促進するコンソーシアムである UMAP の有効活用を進め、中長期派遣留学先の充実を図っていく予定である。また、海外英語研修や国際専門研修については、奨学金や大学の経費補助による財政的な負担軽減をアピールするとともに、学生へのアプローチの方法についてもさらに工夫し、参加を促進したい。

本学における外国人留学生数は 2011 年度の 366 人をピークに 2021 年度 104 人（いずれも 5 月 1 日現在）と減少の一途を辿っており、キャンパスの国際性や多様性を維持することが難しくなりつつある。加えて、コロナ禍の影響によって、外国人留学生の確保は今後ますます難しくなることが見込まれる。多様な文化背景を持つ学生が集う大学として国際化を推進するため、安定的に外国人留学生を確保するための方策を実施したい。

(4) 全体のまとめ

本学では、「MS-26」及び「学生支援ポリシー」に基づき、関係する組織が連携して、学生支援を適切に実施している。

修学支援においては、各学部による成績不振者に対する学修指導面談、学務センターによる留年者及び休学・退学者の状況把握や対応、大学教育開発センターによる学生の能力に応じた補習教育・補充教育など、学生の修学に関する適切な支援を実施している。また、留学生や障害をもった学生に対しては、国際化推進センターや障がい学生支援センターが中心となり、多様な背景を持つ学生への修学支援を行っている。

進路支援においては、キャリアセンターが中心となり、早期からの動機付けから、就職活動時における具体的サポートまで整備しており、学生は適切な時期に必要な情報が得られるようになっている。

生活支援においては、学務センターが中心となって、奨学金制度を充実させ、すべての学生に等しく、質の高い教育を享受できる環境を整備している。また、学生の健康の維持管理については、保健センターが中心となり、学生からの保健相談に対応している。

障がい学生の支援については、障がい学生支援センターを新設し、障がいのある学生に対する合理的配慮の調整など支援を行っている。

以上のことから、本学は、学生支援について、適切に取組を行っており、大学基準に照らして良好な状態であると判断できる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、学生の学修や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための大学としての活動を、「MS-26」の戦略ドメイン「組織・経営改革」において、基本目標「ビジョンの実現に向け、戦略的かつ機動的な組織・経営改革を持続する」に基づき、行動目標「ビジョンの実現を支える基盤整備」、戦略計画「学生の主体的な学びを支援する環境整備」と定め、MS-26 戦略プランの中で明示している（資料 1-11）。

環境整備として、施設の老朽化対応、耐震性確保、高度情報化によって教育環境を改善し、さらに福利厚生充実を図るため、2000 年度からキャンパスの再開発を実施している。この再開発の基本方針は、①学生の教育環境・福利厚生施設の充実、②大学院の充実、③事務組織の統合・集約化、④研究の高度化促進、⑤高度情報化、⑥施設の共用化であり、この方針の下、学部・センター等の代表者で構成される「再開発検討委員会」で全学的な意見集約を行い、再開発マスタープラン及び再開発スケジュールからなる「キャンパス再開発基本計画（以下「再開発計画」という。）」を取りまとめている（資料 8-1）。同委員会での検討結果は、教学及び法人の意思決定を経て、全学に共有されている。

特に、建物の新築等を行う場合は、再開発検討委員会において、建物の規模や設備を始めとして、講義室・演習室の座席数や通路幅等も含めた内容を検討し、より細かな配慮の行き届いた教育研究環境の実現を目指している。

なお、再開発計画は、向こう 15 年間について策定しており、毎年度再開発検討委員会で見直しを行っている。このことによって、キャンパス内のゾーニングや歩車分離・外構計画等についても、きめ細かく実現していくことを目指している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<施設、設備等の整備及び管理>

本学の校地は、名古屋市の天白キャンパス（5 学部 6 研究科を設置、第 1・第 2 グラウンド等を含む）、八事キャンパス（薬学部・薬学研究科）、ナゴヤドーム前キャンパス（3 学部 2 研究科を設置）、春日井市の春日井（鷹来）鷹来キャンパス（農学部附属農場・薬草園他）、日進市の日進キャンパス（総合グラウンド）、瀬戸市の瀬戸校地（演習林）等からなる。校

地面積は計 354,035 m²、校舎面積は計 232,775 m²であり、大学設置基準などの法令上必要な要件を充足している（大学基礎データ表 1）。

運動施設として、天白キャンパスには、トレーニングジムや会議室等が併設されている天白体育館（3,604 m²）、天白 6 号館（1,257 m²）及び人工芝化された第 1 グラウンド（21,188 m²）、第 2 グラウンド（25,143 m²）等があり、主に正課・課外活動に利用されている。日進総合グラウンド（106,222 m²）は、主に課外活動に利用されている。

他の施設として、春日井（鷹来）キャンパス内の農学部附属農場（94,166 m²）・薬草園（2,250 m²）、天白キャンパスの薬草園（1,710 m²）瀬戸校地の演習林（31,795 m²）などがある。

今後、2021 年時点の「再開発計画」のうち 5 年以内に実施する工事として、天白キャンパスでは、研究実験棟Ⅳが竣工し、2023 年度には全学共用棟（仮称）新築工事に着手する。加えて、春日井（鷹来）キャンパスでは、2021 年度に本館の全面リファイニング工事を実施し、一層の充実が図られた。

<ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備>

学内無線 LAN によって、全キャンパス内のほぼすべての場所で自由にパソコンを使用できる環境にあり、キャンパス間のネットワークも構築している（資料 8-2）。

キャンパス間では、同時性、双方向性を確保した遠隔授業の実施も可能である（資料 8-3）。具体例として、薬学部では、この遠隔教育システムを利用し、八事キャンパスの薬学部ライフサイエンスホール、愛知医科大学病院、藤田医科大学医学部及び名古屋大学医学部附属病院の 4 カ所を光通信回線で結び、各病院で臨床研修を行っている学生が、リアルタイムに研究成果や症例を発表し自由に討議を行うことが可能となっている（資料 8-4）。

<施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保>

校地・校舎などの管理責任体制は、「固定資産及び物品管理事務細則」第 6 条第 1 項に「各部門の管理責任者のもとに取扱責任者を置き、別表第 2 のとおり事務長・課長等を、これに充てる。」と定め、問題が発生した場合は施設部等関連部署との調整にあたらせ、管理の実効性を担保している（資料 8-5）。

施設・設備の整備状況については、各キャンパスにおいて、それぞれの教育・研究のニーズに応じた最新の設備を有した校舎を整備している。また、取得後経過年数が経っている施設や、耐震補強が必要な施設については、前述の「再開発計画」の中で建替えもしくは改修計画を進めている。さらに、本学ではキャンパス全域の耐震診断を行い、毎年必要な耐震改築・改修工事を順次進めている。これには、方針も踏まえつつ、建物本体のみならず附属設備の老朽化や施設に対するニーズを見極めながら、建物の建替えと耐震改修を計画的に進めている。

施設・設備の維持・管理については、各キャンパス設置している施設管理センターに設備管理員を配置し、有資格者（電気主任技術者、ビル管理者等）による諸設備の運転監視及び施設巡回、諸設備の点検計測等を実施している。

防犯対策については、各キャンパスに防災センターを設置し、警備員による施設巡回、受付案内、鍵貸出、入構車両の誘導、ルール違反車両への対応等を実施している。なお、警備員は 24 時間常駐しており、警報装置の監視及び入退室管理システムや監視カメラによる機

械警備を積極的に取り入れ、さらにキャンパスと外部との主要な往来箇所には守衛室を設置して警備員が直接入構車両や不審者のチェックを行い、セキュリティ強化に努めている。

なお、防火防災対策として、「防火・防災内規」に基づき、自衛消防組織の充実強化、防災機器及び災害用備蓄品の整備等を行っている（資料 8-6）。また、消防法に基づき、各キャンパスで選任されている防火管理者及び防災管理者が消防計画を作成し、火災や地震等の災害による被害を軽減するため、防火・防災に関する意識の高揚及び知識の啓発普及、消防訓練の推進、防災設備並びに避難施設の維持管理などに努めている。

安全衛生については、安全衛生法に基づき、「安全衛生委員会」を定期的に開催し職場の安全衛生にかかわる事項を審議・報告している（資料 8-7）。あわせて産業医による職場巡視を原則月 1 回実施し、1 年をかけて全学の巡視を行うことで、学内の安全・衛生の確保に努めている。なお、巡視時の指摘事項については関係部局等に通知し、早急に改善するように促している。

また、安全衛生管理体制の一環として、「薬品管理部会」を設置している（資料 8-8）。さらに、薬品管理システムを運用することで薬品や高圧ガスを保有している研究室の在庫及び使用状況等の把握が一元化でき、各種統計の作成や、事故時の対応等が時間をかけずに容易に実施可能となった。災害の事前予防のため、ヒヤリ・ハット報告や農作業安全講習等も行っている。

＜バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備＞

キャンパス内のバリアフリー化については、身体の不自由な学生がストレスなくキャンパス生活を送れるよう、エレベーター、多目的トイレ、点字ブロック・サイン等を各校舎に設置している。さらに、主要な建物間を連絡ブリッジで結び、段差解消機やスロープを整備することで、キャンパス内にあるほぼ全ての講義室に車椅子で移動が可能となっている。また、講義室には車椅子対応の机・椅子や難聴者システム等を導入し、トイレについては、オストメイト対応も進め、個別の事情に寄り添った学生対応に努めている。また、2016 年度から、天白キャンパス、八事キャンパス、ナゴヤドーム前キャンパスにおいて、キャンパス全面禁煙を実施している。

＜環境対策＞

施設面の環境対策として、自然エネルギーを利用した自然換気・採光、太陽光発電、雨水利用、屋上緑化等を取り入れている。また省エネルギーのため、コージェネレーション・システム、氷蓄熱空調システム、空調・照明制御、クールトンネル、垂直ルーバー等を導入している。エコセンターでは廃棄物保管の一元化を図っており、適正な廃棄物処理を徹底している。

＜学生の主体的な学習を促進するための環境整備＞

大学の諸施設（講義室、演習室、実験室等）は、各学部・研究科の目的に沿って実施される教育課程や学生数・開講科目数・コマ数等に応じて整備しており、工夫を行っている。例えば、講義で学んだ知識や理論を活きたものにするための実感教育の場として、天白キャンパスには主に理工学部の実験に対応した「構造耐震実験室」「水理実験室」「地盤防災実験室」

の3つの実験室からなる大型重量実験棟を有している。八事キャンパスには理系学部の実験に対応した「分析センター」「実験動物施設」「RI実験施設」「モデル薬局」等の設備を備えた八事新1号館・八事新2号館がある。その他にも裁判員裁判に対応した「模擬法廷」（天白キャンパス）や、外国人英語講師や留学生とのコミュニケーションや文化交流が楽しめる「グローバルプラザ」（天白キャンパス・ナゴヤドーム前キャンパス）などの特色ある施設も充実させている。

全教室にAV機器を設置しているとともに、一部の教室には可動式の机・椅子を配置しており、教育課程・教育方法に応じた授業が実施可能となっている。理系学部の実験室については、専門領域別に実験室を設置している。ナゴヤドーム前キャンパスにおいては、各学部の特色に合わせた演習室を充実させ、授業時間外でも学生が自主的に利用できるようにして教育効果を高めている。

学生の自主的な学修を促進すべく、各キャンパスに、授業の課題や各自の主体的な取組など、仲間との学び合いの場として「ラーニング・コモンズ」や「学生ホール」などの共用スペースを設けている。また、タワー75の8階には、学部学生自習室・大学院自習室を設置しており、学生向けに25台のパソコンを配備し、学生の学修・研究活動を保証する環境が整備されている。

さらに、自学自習を目的とした貸出用パソコン140台とタブレット端末50台を情報センターヘルプデスクやラーニング・コモンズにて貸出をし、学生が認証して印刷できるようオープンスペースの各所にオンデマンドプリンタを設置している。天白キャンパスの共通講義棟北地下1階グローバルプラザ内では英語レッスンの補助としてタブレット端末20台、大学院自習室・院生研究室に22台のパソコンを配備し、学生の学修・研究活動を保証する環境が整備されている。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

大学全体として情報リテラシーの向上、情報倫理の確立に取り組むため、毎年度、情報セキュリティ委員会主催で教職員対象の情報セキュリティ研修を実施し、教職員の情報セキュリティの意識向上に繋げている。近年においては、社会におけるインシデント事例を踏まえ、標的型攻撃メール訓練を実施し、全専任教職員へ訓練メールを送付している。訓練メールの開封率は開始初年度の2019年度34.6%から、2020年度5.6%、2021年度5.6%と、インシデント発生件数は大幅に改善され、教職員の意識向上をより推進している（資料8-9）。

学生に対しては、「情報リテラシー」「情報社会と倫理」等の講義を通じて、学生の情報倫理の向上を行っている他、情報センターでは情報セキュリティに係るマニュアルを整備し、ポータルサイト上で公開するとともに、情報センター窓口において誰でも閲覧できるよう配置している（資料8-10）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

＜図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備＞

名城大学は、天白キャンパスの附属図書館本館（以下、本館）、八事キャンパスの薬学部分館、ナゴヤドーム前キャンパスのナゴヤドーム前キャンパス図書館という3つの図書館を有する。これら3館で「名城大学附属図書館」を構成している（資料8-11【ウェブ】）。

本館の蔵書数は図書（学術雑誌を含む）1,002,656冊、薬学部分館については図書（学術雑誌を含む）62,823冊、ナゴヤドーム前キャンパス図書館については、図書（学術雑誌を含む）125,475冊を擁し、教育・研究に相応しい資料を提供している。

電子資料としては、出版社が提供する電子ジャーナル4,182タイトル、アグリゲーター（複数の出版社のオンラインジャーナルを購入し、統合して統一のインターフェイスで提供する業者）が提供する電子ジャーナル20,307タイトル、データベース20種が学内のネットワーク環境で利用可能である。特に、本学の学部・研究科の学問分野の特性を加味した幅広い分野にかかるデータベース及び電子ジャーナルの提供に力を入れており、主なデータベースの利用回数は、SciFinder（32,755回）、Japan Knowledge（758回）、JDreamIII（8,727回）、EBSCO（9,036回）及びProQuest（975回）であり、積極的に活用されている。

2013年度からは、紙媒体か電子かを問わず多様な図書館リソースを包括的かつ平易に検索することのできる環境を提供することを目的として、EBSCOのディスカバリーサービス（EDS）を導入、続いて2017年度からはOPACの所蔵データをEDSに連携することで検索性の強化を試みた。

蔵書検索や電子資料利用のために、附属図書館本館に22台、薬学部分館に4台、ナゴヤドーム前キャンパス図書館に10台のパソコンを設置し、学生及び教員の学修・研究上、重要な役割を果たしている。また、蔵書検索や電子資料利用は、情報センター管轄の情報処理系教室に設置されている計1,850台のパソコンをはじめ、附属図書館以外の学内外からも可能となっている（学外からは一部制限あり）。

このように本学附属図書館は、資料の充実および閲覧環境の整備により、学生及び教員の学修・研究上、重要な役割を果たしているといえる。

＜国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備＞

国立情報学研究所の図書館間相互利用システム（NACSIS ILL）に加盟している大学や研究機関と図書の相互貸借及び複写等において相互協力をしている。また、国立国会図書館「デジタル化資料送信サービス」への参加、名古屋市主催の横断検索サービス「まるはち横

断検索」への加盟など、検索性向上・利用可能資料の拡充に努めている。

<学術情報へのアクセスに関する対応>

主に研究者を対象として VDI 接続によって学外からも学内と同様に IP アドレス認証の電子資料が利用可能な環境を提供している。2016 年度からは学外アクセス及びダウンロードしてオフライン利用可能な電子書籍システム BookLooper を導入、2020 年度には本館及び薬学部分館閲覧スペースにフリーwifi 環境を導入した。同じく 2020 年度から SSL-VPN 接続によって Maruzen eBook Library の電子書籍 12,930 点の学外アクセス提供を開始している。

<学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備>

本館は地下 1 階・地上 5 階建、延床面積 12,426 m²・座席数 1,041 席、薬学部分館は延床面積 1,245 m²・座席数 149 席、ナゴヤドーム前キャンパス図書館は延床面積 1,833 m²・座席数 286 席である。2021 年 5 月現在、学生 1 人あたりの座席数は、0.1 である。

本館については、社会科学閲覧室、人文科学閲覧室、自然科学閲覧室、雑誌閲覧コーナー、英語軽読書室、新聞コーナー、自由閲覧室、参考図書閲覧室等を設けている他、メディア室、マイクロ資料室、視聴覚室、グループ学習室、グループ研究室、コピー室、ラウンジ及びレファレンスカウンターを整備しており、学生の学習を環境面と人材面の両面でサポートしている。

2021 年度において、附属図書館本館は、授業期間の開館時間を 9 時から 21 時までとし、カード式入館システムの導入によって、その利便性を高めている。2020 年度の附属図書館全体の入館者／貸出冊数は 114,071 人／39,846 冊となっている。

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

附属図書館本館には専任事務職員・臨時職員あわせて 10 人を配置して図書館運営にあたっている。10 人中、司書・司書補有資格者は 4 人である。また、附属図書館本館に 27 人（24 人）、薬学部分館に 6 人（5 人）、ナゴヤドーム前キャンパス図書館に 11 人（8 人）の外部委託者を配置して利用者へのサービスを提供している（括弧内は司書・司書補資格保有者数）。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

＜大学としての研究に対する基本的な考えの明示＞

本学では、基本戦略 MS-26 の 5 つの柱（戦略ドメイン）の一つに「研究の充実」を位置づけており、基本目標を「研究環境の充実を通して、社会に評価される学術の創造と普及を図り、教育と社会に還元する」と定め、具体的な行動目標として、「独創的研究の推進と研究成果の社会への発信」、「国際的な研究拠点の育成と強化」を明示している（資料 1-11）。各行動目標における戦略計画として、自由な発想に基づく、独創的な研究の推進、研究成果の積極的な発信、国際的研究拠点づくりを掲げている。それぞれの戦略計画に対しては、進捗指標を設定し、計画の進捗を把握しつつ、目標達成に向けた学生支援活動を展開している。当該方針については、大学のウェブサイトにも掲載し、広く学内外に周知している。

＜研究費の適切な支給＞

研究活動を支援する組織としては、学術研究支援センターを設置し、その中核となる学術研究審議委員会は、月 1 回程度開催し、研究推進に係る諸施策に関する十分な審議を前提とする全学的な合意形成を行い、迅速な意思決定を図っている。なお、この委員会は、学長、副学長 1 名、学術研究支援センター長、大学教育開発センター長、総合研究所所長、各学部から選出の委員各 1 名、総合研究所運営委員会から選出の委員 1 名で構成している（資料 8-12）。

専任教員には、研究活動を助成し、研究上の経費を補助するために「教員研究費実施要項」に基づき、経費面での条件整備の中心となる教員研究費を交付している（資料 8-13、大学基礎データ表 8）。金額は、教授 482,000 円、准教授・助教・講師 473,000 円、助手 465,000 円、教務技術員 228,000 円である（いずれも年額）。また、国外の学会、国際会議又は国際シンポジウムで研究発表する場合、年 1 回 200,000 円を上限として旅費を補助している（資料 8-14）。さらに、論文掲載料等補助として、原著論文 1 件につき 50,000 円を限度として補助している他、出産や育児、介護からの復帰に際し、研究復帰支援助成費（1 回 200,000 円上限）を、また外国語論文作成補助（1 件 30,000 円上限）も行っており、これらの研究費の適切な執行を支援するため、研究費の適正な執行に関する説明会の実施や、研究経費申請執行マニュアルを発行している（資料 8-15、8-16、8-17）。

＜外部資金獲得のための支援＞

外部資金獲得については、科学研究費助成事業（科研費）への申請を中心に、申請書作成支援や科研費に関する各種の情報提供を行っている（資料 8-18、8-19）。科研費を獲得した教員には間接経費の一部を配分し、研究環境の向上に活用してもらう他、科研費などの採択に繋げるべく、学術研究奨励助成制度という学内独自の制度による研究支援策も整備している（資料 8-20）。この結果として科研費の申請状況等は以下の通りである。

科学研究費申請件数

		2019 年度	2020 年度	2021 年度
申請件数	新規	159 件	160 件	151 件
	全体	251 件	256 件	249 件
採択件数	新規	53 件	45 件	38 件
	全体	147 件	145 件	138 件

また、科研費以外の外部資金では、国の大型補助金を中心とした予算・施策動向の調査、研究者の分野や特性に応じた公募情報提供を行う体制も整備している。これら研究活動の活性化を支える人材として事務職員に加えて URA（リサーチ・アドミニストレーター）を配置しており、過去には文部科学省の私立大学研究ブランディング事業の申請などにも関わり成果を上げている（資料 8-21）。

これら外部資金獲得に向けた活動として、科研費学内説明会の開催（2021 年度はオンライン）、科研費広報パンフレットのウェブ上での公開、科研費申請書書き方ハンドブックの作成・配布、学内アドバイザーによる申請書作成補助などを行っている他、ポストドクター（PD：研究員）、リサーチ・アシスタント（RA）、研究補助員等の雇用管理業務を担い、研究支援を行っている。さらには、国内の大学その他の研究機関において専攻する分野の学術研究を行う国内研究員制度と、海外で学術研究または学術調査を行う在外研究員制度を整えており、それぞれについて、教育・研究の資質向上を図ることを目的に経費補助を行っている（資料 8-22）。

<研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等>

各学部・研究科の主たる教育研究活動エリアに、教員の研究室を配した建物があり、個人研究室、合同研究室及び資料室などを配置している。専任教員の研究室は、若干の広狭があるものの、1 人当たり平均 28.4 m²を確保している。研究室には、机・椅子・書架の他、電話・学内 LAN 等が整備されており、全室冷暖房を完備している。

研究専念時間を確保するために、1 週間あたりの責任担当授業時間を教授は 10 時間、准教授・助教・講師は 8 時間と設定している。やむを得ずこの設定時間を超えて授業を担当しなければならない場合は、責任担当授業時間数と併せて 18 時間以内とすることとし、準備時間を十分に確保して授業の質を高め、かつ研究活動に支障がないよう配慮している（資料 8-23）。

<ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制>

教育の人的支援体制として、また、大学院生の学修効果の向上、学部の教育内容の充実を目的として、学部等で開講する実験、実習、演習、ゼミナール等を担当する教員の補助を、大学院生の中から選任した TA に担当させている。担当時間数は大学院での学修に支障がないよう週 3 コマ（1 コマは 90 分）を限度とし、授業補助手当を支給している。業務内容は、出席管理、問題演習の指導補助、実習・実験の指導補助、実験操作の指導等である。2020 年度からは、ハラスメント防止や個人情報保護など、TA 業務遂行に必要な心構えについて

記載した「TA ハンドブック」を作成し、各研究科へ配布している（資料 8-24）。また、TA ハンドブック作成にあたり、TA 学生へのインタビューを行ったうえで、関係学部の学務センター委員で構成するワーキンググループで TA 制度の改善を検討した。また、各学部事務職員と意見交換することで TA 制度理解や改善点の共有などの効果も得られている。

また、研究活動支援体制として、学術研究支援センターにおいて、ポストドクター（PD）、リサーチ・アシスタント（RA）、研究補助員等の研究支援員の雇用管理業務を行っている。とりわけ、学生の研究支援員の雇用条件については「アルバイト要項」に基づき、自身の学業・研究に支障をきたすことがないように配慮し、勤務時間は 1 か月 52 時間を超えないようにしている（資料 8-25）。

この他、国際化推進センターにおいて、外国人留学生の支援を目的とする学生ボランティアである「スチューデントアシスタント（SA）」を募集している。SA に対しては、各種研修を実施し、プログラム開発力や運営能力を身に付けてもらい、留学生へのサポートを充実させるとともに、SA 自身の能力向上を図るための研修を行っている（資料 7-5【ウェブ】）。

TA・RA・SA 実働数（2021 年度）

TA	RA	SA
56 名	0 名	74 名

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

<規程の整備>

<コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施>

本学では、大学研究者行動規範や公的資金不正防止計画を策定するとともに、研究活動の不正行為、研究費の不正使用の防止に関する規程等を整備している（資料 8-26、8-27）。コンプライアンス教育については、コンプライアンス教育及び経費執行説明会（2021 年度はオンライン）を実施し、理解度テストとともに誓約書を提出させている他、研究倫理教育については、倫理教育責任者である各学部長等が所属教員等に倫理教育を行い、受講確認書を全教員から提出させている（概ね 4～5 年に 1 回）。また、これらのもととなる研究倫理関連規程や国のガイドライン等を記載した「研究ガイドブック」の発刊等を行い、全教員へ配布している（資料 8-28）。

<研究倫理に関する学内審査機関の整備>

研究倫理に関する学内審査機関としては、全学的な審査委員会である「研究者等倫理委員会」を整備しており、研究活動の不正行為防止、競争的研究資金の不正使用防止、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の調査及び判定に関する事項等を担うとともに、不正防

止計画の策定も同委員会にて策定している。これらによって研究活動において求められるコンプライアンス体制を強化している（資料 8-29、8-30）。

なお、学生への研究倫理教育については「卒業研究」等で指導している他、博士（後期）課程大学院生の学位論文について、研究指導教員が「論文盗用防止検索システム（iThenticate）」を用いることで、適切な論文指導とその確認が行われている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価＞

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

教育研究等環境に関する業務等の適切性については、それぞれの業務を所管する部署において、MS-26 戦略プランに基づく自己点検・評価報告書（部署版）に事業の進捗状況や達成度、次年度の課題等を記載するとともに、最終的には、本学の内部質保証に責任を負う組織である大学評価委員会で自己点検・評価報告書（部署版）に基づく活動の点検・評価を行い、改善・向上に繋げている（資料 2-21）。

施設、設備等の維持及び管理については、施設部が各キャンパス整備課題の進捗状況や老朽化した施設の点検、各種法令等で必要とされる点検を定期的の実施しており、この定期点検の結果を修繕や更新計画の優先順位へ反映している。

安全管理については、安全衛生委員会が労働災害の原因及び再発防止対策等を検討するとともに、作業環境の適切性について点検し、その改善に努めている。また、安全衛生委員会のもとに薬品管理部会を設置しており、薬品等の適正使用及び管理に関する事項を担っている（資料 8-7、8-8）。

本学における事務電算システム基本計画の策定や事務電算システム計画の検証と評価といった事項を審議する委員会として、「ICT 活用推進委員会」を設置している（資料 8-31）。

「ICT 活用推進委員会」は、事務局長を議長とし、大学全体の情報基盤整備を審議しうる構成となっている。

附属図書館では、重要事項を審議するため図書館長を委員長とする「附属図書館運営委員会」を設置している（資料 8-32）。「附属図書館運営委員会」は年 5～6 回程度開催され、図書館の予算・決算や購入資料の選定・承認、その他の重要事項を審議している。

研究活動については、学術研究支援センター長を委員長とする「学術研究審議委員会」が設置されており、各学部・研究科等の意見集約を行うとともに、研究政策の策定およびその実施・調整に関する事項や研究施設設備の整備に関する事項等の審議や成果の検証を行っている。2021 年度においては、URA による産官学連携に向けたマッチング支援、科研費申請説明会・研究倫理・コンプライアンス教育の推進、研究解析ツール導入による研究広報の拡充、研究発信企画の立案・実施等の取組を実施しており、これらにより、研究推進の環境整備、科研費申請率の向上等の改善に努めている。そのため、2021 年度は伸び悩んだ科研費の採択率など良い結果に繋がることを期待するものである。

<COVID-19 への対応・対策>

感染防止対策として、各講義棟の入り口などに、体温チェック用のサーマルカメラ 29 台、消毒液を約 350 か所に設置、各種相談窓口や食堂などに飛沫防止シートやアクリル板を設置、教室に空気循環の換気装置、冬季の乾燥対策としてドライミスト方式加湿装置の設置を行っている。また、2020 年 4 月に発出された緊急事態宣言を受けてのコロナ禍の対応として、急遽の遠隔授業切り替えに備えて、全学生に ICT 環境に関するアンケートを実施し、これを受けて WebClass や講義収録サーバの増強等を行った。また、2021 年度に向けて、教室にネットワークカメラを設置し授業動画を自動収録するシステムも導入している。

研究面では、全国初となる大学発の研究シーズのオンライン展示会「名城大学 バーチャルリサーチフェア 2020」を開催している（資料 8-33【ウェブ】）。

さらに、教員及び学生を対象に、遠隔授業に関するアンケートを実施しており、遠隔授業を受ける上での実態を調査し、適宜 PC の貸出を行うなど学習環境の整備に努めている。

(2) 長所・特色

教育研究等環境の整備については、再開発検討委員会を通じて教学と法人の間で財務面への影響を考慮しながら検討している。

教育支援の対応としては、学位論文指導時に、具体的に論文のどの箇所が他の論文と類似しているか知ることができる「論文盗用防止検索システム (iThenticate)」を用いて、大学院生及び研究指導教員が緊張感をもって盗用や剽窃を防止している。

教員と学生の双方が TA 制度の理解を深めるために「TA ハンドブック」を配布していることも長所として挙げられる。

コロナ禍での対応としてリモート化が加速し、遠隔授業対応 (WebClass サーバ／講義収録サーバ増強)、学務システムのスマートフォン対応 (履修登録・出席管理・成績照会)、Web 会議対応 (会議用 Zoom ライセンス) など、大学の ICT 化を推進してきた。

また、遠隔授業活用のグッドプラクティスの選出と紹介をねらいとして、「オンライン活用法コンテスト」を開催し、優秀活用法を大学ウェブページで公開している。

ICT 活用推進委員会は、副学長や情報センター長などの教育職員に加えて、事務職員である事務部長等を構成員として「教職協働」を実現し、毎年定期的 (4~5 回程度) に開催してきたことから、電算システムを中心とした ICT 活用推進に関する議論・検討の場として、効果的に機能している。

附属図書館では、読書を推進する取り組みとして、新入生入学時や文学賞発表時に合わせ、積極的に企画展示を実施している。具体的には、学生が興味を持ちやすいカテゴリーに分け、本を手にとらせる工夫を行ったことで展示の貸出冊数は約 400 冊になった。また、スタンプラリーなどのイベントと連動させることで相乗効果 (貸出促進) につながった。また、図書館利用に関するガイダンスは、例年、授業の一環として実施していたが、コロナ禍の状況を鑑みて少人数・短時間でのガイダンスに変更して実施した。少人数・短時間のガイダンスに移行したことで参加が少なかった学部からの利用が増え、「時間が短くなったことで参加しやすくなった」との声が聴かれた。

(3) 問題点

外部資金獲得については、科学研究費助成事業（科研費）への申請を中心に、申請書作成支援や科研費に関する各種の情報提供、科研費を獲得した教員に対する学内独自の研究支援策も整備しているが、科研費の新規申請件数は多いとは言えない状況であり、今後、件数の向上に向けた改善が必要である。

(4) 全体のまとめ

本学は、教育研究活動を行うに必要な校地・校舎、図書館、運動設備、教員研究室などの施設設備を適切に維持管理するとともに、「MS-26」に示される方向性に基づき、整備計画を再開発マスタープラン及び再開発スケジュールからなる「キャンパス再開発基本計画」を定めることによって、本学が目指す教育研究活動に相応しい環境整備を計画的に進めてきた。

また、教員に対する各種の研究費や外部資金獲得を含む研究支援、並びに適切な研究活動を進めるための研究時間の確保や研究倫理教育などの仕組みや規定の制定等、教育研究活動を支援する体制を整備している。

このように本学では、学生や教員が快適に教育研究等を行うことのできる施設・設備及び制度・規程等の環境を適切に整備していると判断できる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

<大学の理念や学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の明示>

本学では、社会貢献を教育と研究に並ぶ大学の使命の一つとして位置づけ、社会連携・社会貢献に関する大学としての活動を、「MS-26」の中期ビジョン「地域とともにある大学として、地域の多様なニーズに対応し、人的交流を通して活性化につながるサービスを充実する」に基づき、行動目標を「地域支援の充実」「社会人の学び直しの機会の提供」として設定し、「地域と一体となったコミュニティづくり」「生涯学習支援プログラム」といった戦略計画を定め、MS-26 戦略プランの中で明示し、本学ウェブサイト上で学内外に公表している（資料1-11）。

また、本学では社会貢献の一環として、本学の教育・研究で得られた知の成果を広く社会に還元し、我が国の産業の持続的発展及び文化の発展に寄与することを目的に、産学官連携を推進しており、その方針として、「名城大学産学官連携ポリシー」を以下の通り掲げ、本学ウェブサイト上で学内外に公表している（資料9-1【ウェブ】）。

（名城大学産学官連携ポリシー）

- ・自由な発想による創造的な研究を重視しつつ、産学官連携を通じて社会に貢献できる研究を推進します。
- ・教育と研究・開発の成果を積極的に広く社会に発信し、名城大学パテントポリシーに基づき、産業界への技術移転・事業化を行い、社会の持続的な発展に寄与します。
- ・国際的な産学官連携を推進することにより、我が国の産業の国際競争力の強化に寄与します。
- ・地域社会における知的活動拠点として、地域産業界や地方自治体等との連携・交流を推進します。
- ・教育研究環境を整え、産学官連携活動を通じて、社会の発展に貢献できる人材を育成します。
- ・透明性の高い産学官連携活動を行い、社会への説明責任を果たします。
- ・産学官連携活動を円滑かつ持続的に促進するため、学術研究支援センターがその活動を推進します。

以上の方針を踏まえ、各部局の設置目的、活動趣旨に従って、本学では、社会連携・社会貢献を推進している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

<学外組織との適切な連携体制>

学外組織との適切な連携体制については、社会連携センターが中心となり、産業界、地方公共団体等の各種機関との連携や協定締結を行っている（資料3-7、9-2【ウェブ】）。具体的な取り組みは以下に詳述するとおりである。

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進>

（1）生涯学習の場の提供

本学では、学術研究の成果を地域社会へ還元するとともに、大学と地域社会との結びつきを強めることを目指し、「生涯学びを楽しむ」ための大学独自の公開講座を多数開講している（資料9-3）。2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するためオンラインやハイブリッド、また事前申込の上、定員を減らして対面で実施した。具体的な講座として、「空き家問題と法（法学部主催）」、「これからの小中高の英語教育〈3回連続講座〉（外国語学部主催）」、「食と農の安全を考える（農学部主催）」、「名城大学新型コロナウイルス研究プロジェクトシリーズ（総合研究所主催）」、「くすりと健康―病気と薬と食と向き合う―（薬学部主催）」といった、科学技術、食や健康など社会情勢を踏まえたテーマについて、大学の専門性を生かした講座を開催した。講師は、本学の専任教員を中心としているが、学外からも各分野の専門家を講師に招いて、ともに学ぶ講座を開催している。2021年度は、新たに名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部と共催で対話型の公開講座「ミライ対話」を開始し、各講座、各大学1人ずつ講師を選出し「水のミライを考える」、「人づきあいのミライを考える」の2講座を開催した。また昨年度に引き続き、社会人と学生がともに学べる講座として、学外と連携して「Light up my way.～人生100年時代の選択力・表現力・行動力を高めるプログラム～」を開催した。2021年度に開催した大学独自の公開講座は12講座（12コマ）である。

また、地域行政と連携した生涯学習の場（地域連携プログラム）の提供も行っている。具体的には、「親子で楽しむ英語絵本読み聞かせ講座（刈谷市）」、「わたしたちの暮らし×テクノロジー（全4回）（日進市）」、「都市情報学部がおくる『新たな課題3選 働き方・観光・環境（全3回）』（名古屋市東区）」、「バトミントンをはじめよう（名古屋市東区）」、「不思議でいっぱい「昆虫の世界」（富山県氷見市）」等が挙げられる（資料9-4）。2021年度においては、コロナ禍のため一部の講座をオンラインで開催しており、合計10講座（17コマ）を開講した。

以上の他、社会人が本学の特定の授業科目について受講できる科目等履修生制度や、高等学校および自治体からの依頼に基づき、教員を派遣している出前講義を実施している（資料

9-5【ウェブ】、9-6【ウェブ】）。出前講義については、高等学校に対しては、課題研究の授業や進路研究など、大学受験のためのモチベーション向上や大学の模擬授業を体験する機会として、自治体の市民に対しては、幅広い知識と視野と豊かな感性を身につけることをねらいとした生涯学習の機会とすることを目的としている。この出前講義は、本学ウェブサイトから希望のテーマを選択するという形で提供しており、2021年度は高等学校から60件、自治体からは15件の計75回を実施している。

（2）多様な社会連携事業の創出と情報発信

社会連携センターでは、自治体・企業・NPO等と社会課題を共有し、対話により連携を進め、相互の知恵を結集させ、教育・研究を通して、社会課題解決、新規事業創出など新たな価値を創造することを目指し、学内外からの連携相談対応、連携先の開拓、学内調整を行い、多様な社会連携事業を生み出している。具体的には連携相談依頼をもとにしたマッチング、学外機関と連携した学びの場づくりや連携プロジェクト開発、連携事業の学内外への情報発信を行っている。2021年度は学内外から195件の連携相談があり、「Hack Aichi(愛知県庁主催ハッカソン文理融合プロジェクトチーム組成)」、「氷見市連携事業：企業と連携した豚向けの飼料開発プロジェクト」、「中部電力連携事業：飛島村環境に関する職員研修会」などのマッチングが実績として挙げられる（資料9-7）。

学外機関と連携した学びの場づくりとして、「プロスポーツビジネス研究会 with 名古屋ダイヤモンドドルフィンズ」や「学生のリーダーシップ能力開発を目的とした社会をフィールドにした実践型プログラムIMPACT! 前期(協賛:auフィナンシャルサービス株式会社)後期(協賛:アビームシステムズ株式会社)」やデザイン思考のトレーニングを目的としたパナソニック株式会社との社会連携プログラムである「地域課題×テクノロジー×プロスポーツクラブで新たな価値創造に挑む3か月間」や「理工学部情報工学科×トヨタコネクティッド株式会社 IT人材育成PBLプログラム(依頼元:愛知県・愛知県経営者協会)」を実施した（資料9-8、9-9、9-10、9-11、9-12）。

学外機関と連携したプロジェクト開発として、「大学生による南木曽中学校の生徒を対象としたオンライン学習支援プロジェクト(長野県南木曽町)」、「ものづくりの楽しさを体感できる文理融合IT人材育成ハッカソンプログラムHACK U 名城大学(ヤフー株式会社)」、「子育て親子の課題解決を目指し、日常空間にエデュテイメントの機会を生み出すおつかいクエストプロジェクト(円頓寺商店街・名古屋ダイヤモンドドルフィンズ)」を実施するとともに、学部や各センターからの依頼をもとに実施する社会連携教育プログラムの開発サポートとして、「都市情報学部と岐阜県美濃加茂市の地域連携実践型プログラムCBML“Community Based Machizukuri Learning”」など多様な取組を行っている（資料9-13【ウェブ】、9-14【ウェブ】、9-15、9-16【ウェブ】）。

さらにスタートアップ・エコシステム形成に向けた愛知県、名古屋市、地元産業界、そして東海地区の大学がコンソーシアムを組み活動する東海発起業家育成プログラムTongaliプロジェクト(2019年度参画、主幹名古屋大学)等との連携窓口を社会連携センターが担当し、学外プログラムとの連携や企業等からの連携ニーズをもとにしたアントレプレナーシップ教育を企画運営している（資料9-17）。

2021年度は令和2年度補正予算スタートアップ創出等に向けた拠点都市環境整備型事業

「SCORE」事業の実施と令和3年度大学発新産業創出プログラム(START) スタートアップ・エコシステム形成支援事業に採択され、(1) 起業の可能性がみられる技術シーズ探索や GAP ファンドプログラムおよび仮説検証研修プログラムの実施、(2) 起業活動拠点の整備(3D プリンター等のデジタルファブ리케이션機器を設置したものづくりスペース設置・場所:天白キャンパス)、(3) アントレプレナーシップ教育やスタートアップ支援人材の育成プログラムへの参加、(4) スタートアップエコシステム形成のためのネットワークの構築に取り組んでいる(資料9-18)。

本学独自の動きとして、2021 年度は、起業を志す学生コミュニティ MEIJO STARTUP CLUB の運営と名城大学アントレプレナー人材育成プログラム EXPLORER (MS-26 学びのコミュニティ創出支援事業採択)を企画運営している(資料9-19【ウェブ】)。

(3) 地域に開かれた多様な交流・活動ができる場「社会連携ゾーン shake」の企画・運営

「社会課題に取り組む産官学プロジェクトの創出」を目的に、誰もが自由に利用できる共創空間「社会連携ゾーン shake」を運営し、多様な団体との緩やかな繋がりを生み出し、連携事業を創出している(資料9-20【ウェブ】)。地域に開かれた多様な交流・活動ができる場として、地縁コミュニティ、企業、自治体、NPO 等幅広い団体による多様な活動が展開されている。shake の設置目的や運営方針に共感し運営協力頂く shake パートナシップ団体が 147 件まで登録が増え、本学の学生が参加できる多様な学びの機会創出に繋がっている(資料9-21)。自治体・企業・NPO 等からの shake の視察等対応等やセミナーやイベント等での事例報告や講師依頼の対応も行っている。

2021 年度において、社会連携ゾーン shake の一般利用は停止しているが、連携協定を締結している愛知県の「アジア競技大会地域活性化ビジョンに係るボランティア体制構築に向けたワークショップ」や、名古屋市の「高校生スタートアップ創出促進事業 スタートアップ・ユースキャンプ」、学内の利用にのみ貸出を行った(資料9-22、9-23【ウェブ】)。また地域のゆるやかなつながりを生み出すコミュニティ活動「ナゴヤ 100 人カイギ」、実現したいアイデアを持つ若者と支援者の出会いの機会を提供する shake アクセラレーションプログラム「DRAFT」についてはすべてオンラインで実施した。(資料9-24【ウェブ】、9-25)。

(4) 自治体・企業・NPO 等と本学の連携事業創出の仕組み化

業界・業種を超えて、社会課題について対話し、新たなアイデアや解決策を見出す場として、連携事業の先進事例を民間、行政、大学のトップランナーから学ぶ社会連携フォーラムや教職員・学生・企業・自治体・NPO 等誰もがテーマを設定し少人数の対話イベント(フューチャーセッション)を開催できる PLAT ラボの企画運営を行なっている。2021 年度は「社会連携フォーラム 2021」と愛知県地方創生課による PLAT ラボ「愛知県の住みやすさ PR をどうすれば良いか」を開催した。(資料9-26、9-27)。

(5) 研究分野における産官学連携・地域連携

2021 年度の学外組織との連携協力による研究としては、受託性大型プロジェクト 42 件 534,335 千円、受託性大型プロジェクト以外のものとして、民間企業および各種事業団体から委託を受けたものの受託研究実施は 17 件 10,336 千円、さらに、地方公共団体、他大学お

よび民間企業等の委託者と共通の課題について、対等の立場で共同研究を推進したものが112件 97,243千円、奨学寄附金受入76件 54,340千円を扱い、研究費総額は約696,254千円となっている（資料9-28）。取扱件数及び取扱金額共に2020年度より増加している。

受託研究、共同研究等の受入れ件数の増加ならびに受入れ研究費の増額を目標に、学内シーズの把握・公表、本学教員やURAの日々の積極的な活動のほか、外部資金の獲得のための活動を鋭意継続している。2021年度の具体的な活動としては、本学の研究成果や保有する知的財産に関する情報について通じて積極的に学外に提供するため、名城大学バーチャルリサーチフェア2021の開催、各種展示会や銀行の技術相談会への出展、研究の背景・目的、成果の内容、応用例をまとめた「名城大学研究シーズ集」を作成し、企業、官公庁、産学連携支援機関などに提供する等を行っている（資料8-33、9-30、9-31）。また、知的財産権については、発明評価小委員会で職務発明の法人承継の審議を行い、国内31件、国外58件の特許出願を行った（資料9-31）。

（6）社会人の学び直しに係る取組

東洋大学、東京大学、名古屋大学と連携し、Open IoT 教育プログラムを開設している。

本講座は、高度なIoT技術を身に付けたい社会人を対象に、IoT関連分野の体系的な知識とスキルを短期間で身につけることのできる「学び直し」のための履修証明プログラムであり、文部科学省「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT-Pro)」に採択されている（資料9-32【ウェブ】）。本プログラムに係る募集等の広報や事務手続きについては大学教育開発センターが所管しており、2020年度には6名、2021年度は1名の受講者を受け入れている。

（7）学外組織との協定

本学と学外組織との協定について、2021年度は新たに名古屋市と学校法人名城大学との連携・協力に関する協定（2021年6月）、名古屋商工会議所と学校法人名城大学との連携・協力に関する包括協定（2022年3月）、富山県と名城大学との県内就職支援に関する協定（2021年4月）を締結し、2021年度末時点において部局間協定を合わせ49の協定を締結している（資料9-33）。

<地域交流、国際交流事業への参加>

社会連携センターでは2021年度は矢田小学校によるキャリア教育支援、地元で20年以上続いている地域市民と学校が結びついた市民参加型セミナーである愛知サマーセミナーの開催協力（会場協力と教職員・学生による16講座の開催）、名古屋市ナゴヤ・スクール・イノベーション事業（前津中学校の探究学習の取り組み）への連携協力等に取り組んだ（資料9-34【ウェブ】、9-35）。

教育・研究の活性化や交換留学先の確保を目的として、各学部と協働しながら協定先を拡充している。2022年1月末現在、国際交流協定数は100協定（95大学）である（資料9-36）。また、ラジャマンガラ工科大学タニヤブリ校に本学の海外拠点を設置し、海外での研修や広報に活用している。外国人留学生の地域交流として矢田小学校とのプログラムの他、オンライン交流会やオスロ大学との交流（オンライン・節分イベント）を実施している。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<社会連携・社会貢献の適切性の定期的な点検・評価>

社会連携・社会貢献に係る各種取組の点検・評価については、自己点検・評価報告書（部署版）と根拠資料に基づき、本学の内部質保証に責任を負う組織である「大学評価委員会」の下で事業の進捗状況や達成度を確認するとともに、次年度の課題等を記載することで改善・向上に繋げている（資料 2-21）。

さらに、社会連携センターにおける連携事業、社会貢献などの活動全体については、社会連携センター委員会において事業の実施及び年度の事業結果について報告を行い、必要に応じて事業内容への意見聴取を行うとともに改善を図っている。

また、学術研究支援センターが所管する知財の保護活用を含む研究成果などの活用・社会還元などの産官学連携の活動については、「学術研究審議委員会」において活動や今後の方針などの共有を行っている（資料 8-12）。更に、地域連携事業や公開講座などについては、連携自治体との協議会において、要望をすりあわせながら内容の検討を行い、ニーズに沿った事業の実施を進めている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

昨年度の自己点検・評価報告書等による点検・評価を踏まえ、学内連携先の幅を広げる（学内教員情報・連携実績情報収集）、学部・各センターの社会連携に関するニーズや課題把握、社会連携センター及びセンター委員会の委員の役割明確化、各種連携事業の広報強化、公開講座の今後の方針や実施体制の整理・整備とオンラインやハイブリッドでの開催の際の運営ノウハウ、各種プログラムやプロジェクトの関係性の見える化（目的・目標・つながりを整理）、社会連携事業を通じた学生の成長発信（学びやロールモデルの紹介）等の改善を行っている。また、研究推進支援を担う専門職として、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）を2021年度から採用している。

<COVID-19 への対応・対策>

社会連携センターでは各種社会連携プログラムや連携プロジェクト、連携事業を生み出す仕組み（社会連携フォーラム・PLAT ラボ）、学生間や社会人の交流会、小規模から大規模の公開講座等をオンライン会議システム zoom やビジネスチャットツール slack 等を活用し、オンラインへ移行した。双方向型の講義、ハッカソンやアイデアソン等のワークショップイベント、自治体や企業との連携プロジェクトの運営等をすべてオンラインで実施できる体制を構築し、緊急事態宣言下においても学びの機会を止めずにオンラインの利便性も生かしながら社会連携事業を運営している。

研究助成の一環として、学内教職員向けにコロナ研究に対する資金助成を行う「名城大学

新型コロナウイルス対策研究プロジェクト」事業を実施した（資料 4-29【ウェブ】）。このプロジェクトにおいて、新型コロナウイルスの主要な変異株を簡単、迅速に識別する手法を開発した。また、新型コロナウイルス感染症の流行によって生じた救急活動の変化と救急隊員のストレスを検討し、救急現場が抱える課題を明らかにし、その調査結果を記者発表するなど、大学として情報発信に努めている。

（2）長所・特色

本学においては、社会連携を推進する部署として社会連携センターを設置しており、立ち上げ 5 年ながらも、年間 100 件を超える各種連携事業に関わっており、高い成果を挙げている。またナゴヤドーム前キャンパスに設置している社会連携ゾーン shake は 146 のパートナーシップ団体を有し、学内外の団体を問わず年間 400 件を超える利用実績（COVID-19 前）があり、地域社会に貢献している。社会連携事業についても幅広く実施しており、近隣から県外の自治体、地域コミュニティ、NPO 等市民活動団体、大企業から中小企業、スタートアップと幅広い様々な団体からの連携相談を元に、多様な社会連携事業を生み出している。学部、研究室へのマッチングだけでなく社会連携センターが実践的な学びの機会を自ら企画・運営し学生に提供している。

また自治体・経済団体・企業により急速に進み始めたスタートアップ・エコシステム形成の動きにも、自治体・企業・名古屋大学を中心に他大学とも連携し、幅広い取り組みや連携協力ができている。社会連携センターがきっかけとなり、本学の学生が地域・社会の取り組みに多数参加しており、本学の学生が学内にとどまらず社会をフィールドに成長することに大きく貢献している。

（3）問題点

本学における社会連携は「社会連携センター」を中心に活動しているが、同センターは設置後間もないこともあり、その学内・学外での認知度が低いことが課題となっており、広報活動に力を入れていく必要がある。また、各種連携事業を実施するのは各学部等の教員・学生が中心となるが、連携事業をマッチングするためには各教員や研究室、ゼミナール等で行っている研究内容等についてある程度把握しておく必要があるため、学内の研究推進機関である学術研究支援センターと情報交換していく必要がある。加えて、社会連携プログラムに参加する学生数の増加やプログラム外での学生の自主的な社会連携活動のさらなる活性化も課題として挙げられる。

（4）全体のまとめ

本学では、MS-26 戦略プランの社会貢献の基本目標「地域とともにある大学として、地域の多様なニーズに対応し、人的交流を通して活性化につながるサービスを充実する」や「名城大学産学官連携ポリシー」に基づき、学外組織との連携体制を構築するとともに、生涯学習の場の提供、連携相談をもとにした多様な連携事業のマッチングや学外機関と連携した学びの場づくりやプロジェクト開発、研究分野における産学官連携、自治体や企業等との連携協定の締結といった、社会連携・社会貢献事業に取り組んできた。

特に、ナゴヤドーム前キャンパスに設置している社会連携ゾーン shake は、多くの shake

パートナーシップ団体を有し、学内外の団体問わず年間 400 件を超える利用実績があり、地域社会に貢献している。また、公開講座、出前講義では、教育研究機関に相応しい講座内容を提供することで、本学の知的・人材資源を地域の生涯学習活動に還元している他、東洋大学、東京大学、名古屋大学と連携し、OpenIoT 教育プログラムを開設しており、高度な IoT 技術を身に付けたい社会人を対象とした、社会人学び直しの教育プログラムも開講している。

このように本学は、社会貢献目標の達成に向けて、教育研究機関に相応しい内容の社会連携・社会貢献活動を適切に行っており、大学基準に照らして良好な社会連携・社会貢献を実現していると判断できる。

第10章 大学運営・財務／第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示>

本法人では、2015年に2026年をマイルストーンとする戦略プラン「Meijo Strategy -2026」（通称MS-26）を設置する大学と高校ごとに策定している。大学では、2026年に目指す将来ビジョンとして、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を掲げ、このビジョンの実現に向けた大学運営を行っている。このMS-26の柱（戦略ドメイン）の1つである「組織・経営改革」を大学運営に関する方針として掲げ、その戦略ドメインに基本目標「ビジョンの実現に向け、戦略的かつ機動的な組織・経営改革を持続する」を設定するとともに、この基本目標を達成するため、行動目標（組織の活性化、ブランド力の向上、ビジョンの実現を支える基盤整備）を設定し、この目標を実現するための戦略計画をそれぞれの行動目標ごとに設定している（資料1-11）。

このMS-26を実行するにあたり、2026年に達成する数値目標を明確にするため、MS-26を補完する中期事業計画を策定し、2021年度から運用開始している（資料1-17）。

<学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知>

MS-26 戦略プランについては、毎年作成する法定の「事業計画書」に掲載しており、大学協議会及び常勤理事会に提示することで構成員に周知している。MS-26 戦略プラン、中期事業計画及び事業計画書については、大学のウェブサイトで公開しており、学内構成員のみならず、広く社会に周知している。更に、このMS-26 戦略プランによる大学運営の成果は、「事業報告書」として取りまとめ、大学のウェブサイトで公開している（資料2-42【ウェブ】）。併せて、MS-26 戦略プランのコア事業である「学びのコミュニティ創出支援事業」、「Enjoy Learning プロジェクト」、「名城大学チャレンジ支援プログラム」についても成果を大学のウェブサイトで公開している（資料1-18【ウェブ】、1-20【ウェブ】、1-22【ウェブ】）。

このMS-26 戦略プランを進めることを前提として、学長が就任時に策定している「学長方針」について、年度初めの大学協議会において、学長自ら説明し、学内に周知している。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

＜適切な大学運営のための組織の整備＞

本法人全体の運営は、私立学校法に基づき、「学校法人名城大学寄附行為」の定めに従い行っている。また、大学運営は、教育基本法及び学校教育法並びに関連法令に基づき、「規程集」、「名城大学学則」、「名城大学大学院学則」の定めに従い行っている（資料10-1、1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。

大学運営においては、「名城大学学則」にて大学に学長、副学長、学部長を置くことを定めている。現在、副学長は4名（教育・入試担当、教育・情報担当、研究・産官学連携・社会連携・国際・八事キャンパス担当、学生支援・アスリートサポート・ドーム前キャンパス担当）任命し、うち2名は常勤の理事を兼ねており、法人と教学との連携を図っている（資料10-2）。また、学長が指示する特定の業務について、全学的な視点から企画・立案を行うことを役割とする学長補佐制度を導入しており、現在、産官学連携担当として1名配置している。

また、事務組織については、「事務組織規程」において基本事項を定め、「事務組織規程施行細則」において、具体的な分掌業務について定めている（資料3-3、資料7-2）。

＜学長の選任方法と権限の明示＞

学長の選任方法は、「学長選考規程」及び「同施行細則」に基づき、①「学長候補者選考委員会」に報告する学長意向投票選出者1名を決定するため、本学専任教職員を投票権者とした「学長意向投票」を実施し、②その結果を踏まえ、理事・教職員・有識者から構成される「学長候補者選考委員会」による面接等を経て、学長候補者を1名確定し、理事会での議決によって選任され、確定する（資料10-3、10-4）。同選考過程において、重要な役割を果たすのが「学長候補者選考委員会」である。その職務としては、学長意向投票実施に先立ち、大学として求める学長像を提示することや、学長意向投票選出者への面接の過程で、業績、経験等を踏まえ、本大学の基本戦略を推進する資質があるか審議することである。

学長の権限は、学校法人名城大学寄附行為第8条第2項に「名城大学学長は、名城大学及びこの法人の設置する学校の教育に関する事項を統括する」と定められている。また同9

条には、学長は理事となること、同 22 条には評議員となることが定められている。学長の任期は 4 年、再任の場合は 2 年である（資料 1-1【ウェブ】）。

<役職者の選任方法と権限の明示>

【副学長】

副学長の選任方法は、「副学長要項」に基づき、学長が選任する（資料 10-5）。任期については学長の任期内とし、学長が定める。副学長の任務は、同要項に「大学運営の円滑化を図るため、学長を補佐し、学長の命を受けて校務をつかさどる」旨定めている。また副学長のうち 2 名は学校法人名城大学の理事となることが、「学校法人名城大学寄附行為」に定められている（資料 1-1【ウェブ】）。

【学部長・研究科長】

学部長・研究科長は、各学部・研究科で定める選考規程等に基づき選任される。学部長・研究科長の任期は 2 年である。学部長・研究科長の第一の役割は、学部・研究科の運営である。「事務組織規程」には、学部長は学部、研究科長は研究科の総括責任者として「学長の命を受けて、当該学部の業務を掌理し、所属職員を統轄する」旨位置づけている（資料 3-3）。加えて、評議員会、大学運営会議、学部長会、大学協議会、大学評価委員会などの全学的な委員等も務め、諸課題の洗い出し、解決に向けた具体的な方策の検討など、学部運営のリーダーに留まらず、大学全体の運営においても重要な役割を担っている。

<学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備>

本法人の意思決定プロセスは、理事会を最高意思決定機関と位置づけた上で、各センター委員会、学部教授会、研究科委員会、大学協議会、常勤理事会、評議員会、理事会を通じて行われている。各会議の運営上のルール等は、各規程・要項等で定めており、そのルールに沿って審議を行っている。

このうち教学に関する意思決定は、各センター委員会、学部教授会、研究科委員会等を通じて、最終的には、教学の最終審議機関である大学協議会での協議を経て学長が決定する（資料 3-11）。

また、学長による意思決定に関わり、学長、副学長、学部長等、事務局長で構成する学部長会において、教育研究に関わる重要事項について事前に協議することも行っている（資料 10-6）。更に、学長が主体的かつ円滑な大学運営を図るための補佐機関として学長スタッフ会議を設置している。学長スタッフ会議は、学長、副学長、事務局長、総合企画部事務部長で構成し、毎週開催しており、学長の補佐機能としての役割を果たしている（資料 10-7）。

<教授会の役割の明確化>

教授会の審議決定に付する事項は「名城大学学則」に以下の通り規定されている（資料 1-2【ウェブ】）。

- ①教育課程及び成績評価に関する事項
- ②学生の資格認定及びその身分に関する事項
- ③教授、准教授、助教、講師、助手等の専任教育職員の教育研究業績の審査及び専任教育

職員の進退に関する事項

④教育研究に係る学則の変更に関する事項

⑤その他教育研究に関する重要な事項

<学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化>

学長による意思決定と教授会との関係に関する事項は「名城大学学則」及び「教授会及び研究科委員会が学長に対し意見を述べる事項を定める内規」に規定されており、学長が決定を行うに当たり意見を述べる事ができる事項を定めている（資料 1-2【ウェブ】、10-8）。

<教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化>

法人全体の管理運営は、私立学校法に基づき、「学校法人名城大学寄附行為」の定めに従い行われている。また、教学の管理運営は、教育基本法および学校教育法並びに関連法令に基づき、「名城大学学則」や「名城大学大学院学則」の定めに従い行われている。学校法人名城大学寄附行為では役員構成およびその選任方法、理事会・評議員会の構成および議事等について定め、名城大学学則・名城大学大学院学則では教学事項の決裁基準や教授会をはじめとする機関会議の議事事項等を定め、これらを基本として大学全体の管理運営が行われている。

教学の最終審議機関である大学協議会で審議された重要事項は、学校法人の最終意思決定機関である理事会（原則として2か月に1回開催）において最終的に決定される（資料 10-9）。理事会の下には理事長、学長、常勤の理事が構成員となる常勤理事会（原則として毎週開催）を置き、理事会の決定した基本方針に基づく具体的な執行計画、理事会から委任された事項等について審議しており、法人と教学との役割を踏まえ、適切に意思決定を行っている。大学協議会と常勤理事会それぞれにおいて審議した内容は、互いに報告しており、法人と教学の動きが適宜確認できる仕組みを有している。

さらに、設置学校の将来計画など重要な経営事項に関して、法人・教学が統一した意思を形成するための議論の場として「大学運営会議」を設け、政策的課題に関する意見交換を行っている。また、本学では、学長、副学長のうち2名、および事務局長は、理事も兼ねており、教学と法人が協働できる体制を構築している（資料 10-10）。

<学生、教職員からの意見への対応>

学長は定期的にオフィスアワーの時間帯を設けており、学生や教職員の意見を幅広く聴取し大学運営に役立てている。また、学生からの意見については、毎年実施している学生アンケートや授業改善アンケート等を、教職員からの意見については、本学の意思決定プロセス内の諸会議を通じて集約して適宜対応している。

<適切な危機管理対策の実施>

本法人では、2012年に制定した「危機管理規程」に基づき、理事長を危機管理統括責任者、学長を危機管理副統括責任者とするとともに、「危機管理委員会」を設置し、円滑な法人運営に支障をきたす危機事象に対する全学的な危機管理対応策を講じている（資料 10-11、資料 10-12）。

また、地震対応、事故対応、新型コロナウイルス感染症など重要な危機事象については、「大地震対応マニュアル」「名城大学における新型コロナウイルス感染症に係る活動制限指針」などの個別対応の指針等を整備している（資料 10-13、10-14）。この他、国内外での大規模な自然災害等の緊急事態発生時の学生・教職員の安否確認に備えて、安否確認メールシステムを導入し、このシステムを利用した安否確認訓練の実施や、被災地域に居住、滞在している教職員及び学生の安否確認を行う体制を整備している。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

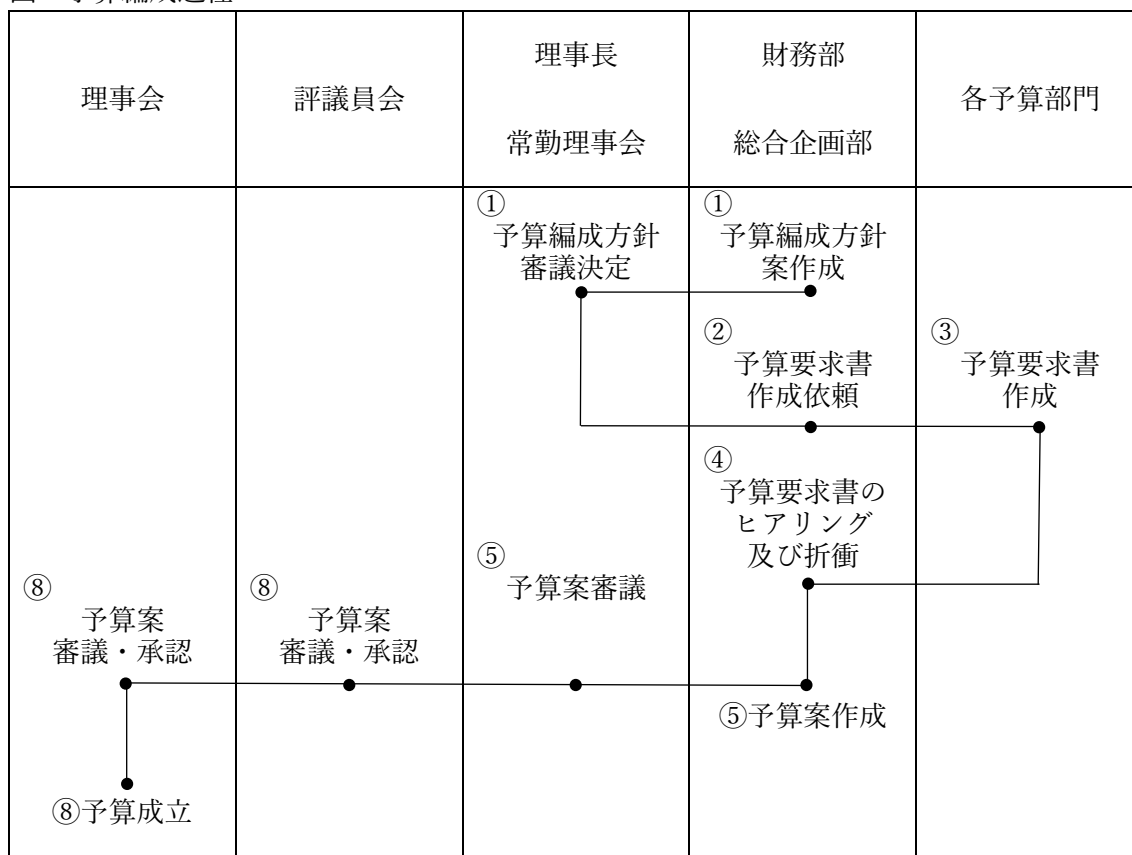
- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

<内部統制>

予算は以下の過程を経て編成される（以下に図示）。

- ①予算編成方針審議決定：総合企画部及び財務部が「予算編成方針案」を作成し、常勤理事会において審議した上、理事長が決定する。また、大学運営会議で説明し、方針等に対する理解活動を推進する（資料 10-15）。
- ②予算要求書作成依頼：財務部は各予算部門の責任者に対し、予算編成方針に基づき予算要求書の提出を求める。
- ③予算要求書作成：各予算部門の責任者は、予算要求書を財務部宛に提出する。
- ④予算折衝：財務部は、各予算部門の責任者と前年度計画の実施状況及び予算要求書のヒアリングと折衝を行う。
- ⑤予算案審議：財務部は、予算案を作成し常勤理事会で審議した上、理事長の承認を得る。
- ⑥予算査定案通知：財務部は、各部門の予算責任者に予算査定額（内示）を通知する。
- ⑦予算査定案調整：各予算部門の責任者は、予算査定額（内示）を受け確認し、計画変更等がある場合は、財務部と調整する。
- ⑧予算審議・成立：財務部は、評議員会・理事会において予算案を説明し、審議後、承認を得て予算成立となる。

図 予算編成過程



予算成立・配布後は、「経理規程」に則り、各予算部門責任者が予算執行の承認・決裁を行っている。決裁時のチェック項目として、事業計画に基づく予算執行、配布予算内での実施を盛り込んでおり、それらが順守されている（資料 10-16）。

日常的な予算管理は、会計システムによって行われている。これによって、予算残高や執行実績を各事務職員がシステム上で確認することができる。

監査については、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人名城大学寄附行為第 21 条に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく有限責任監査法人による会計監査、学内規程（監事監査規程等）に基づく内部監査を行っている（資料 1-1【ウェブ】、10-17、10-18）。

監事の体制については、2020 年度に新たに非常勤監事 1 名を加え、計 4 名体制となっている。「理事会」及び「評議員会」には監事全員が、「常勤理事会」には常勤の監事 1 名が出席し、意見を述べることができる。

常勤監事は、業務執行の決裁文書、収入支出の伝票及び証憑書類を閲覧し、必要があれば業務担当者へのヒアリングを行うなどして、期中の業務監査並びに財務監査を実施している。また、有限責任監査法人による年度監査の実施後、「監査会」を開催しており、監事、有限責任監査法人、監査室及び理事長および常勤の理事が出席して事業報告および決算報

告を行った後、監事から監査報告書が提示される。なお、この監査報告書は理事会、評議員会に提出される。なお、監査報告書に加えて、理事長に対して、通常業務を中心に具体的な指摘検討事項を含んだ監事報告がなされる。

また本法人では、1998 年に「監査室」を設置し、専任事務職員を配置して、学校法人の業務及び財産の状況に関する透明性を高め、法令順守を徹底するべく指導にあたっている（資料 3-3、7-2、10-19）。

<予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立>

本法人では、学校法人会計基準に基づく形態別（勘定科目別）管理のほか、独自の管理会計制度によって、学内予算運営を行っている。

管理会計は、本法人の全体目標達成に向け各部門が目標遂行に邁進できるよう、執行目的別の支出管理に向けた「目的別会計」の構成となっている。目的別会計では、マネジメントシステム MS-26 に掲げる戦略目標を「事業目的」に落とし込み、この事業目的ごとに予算配布する方式を採用している。

予算執行に際しては、各予算部門における事業計画の効果的・効率的な実施に向けた工夫を促すため、各予算部門に対し同一予算目的内での予算執行の裁量を広く認める等、弾力的な運用を行っている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

<職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況>

大学運営に関わる組織については適切に構成されている（資料 10-20【ウェブ】）。大学運営に関わる人員である事務職員の採用は、広く公募を行い、人物及び業務上必要とする知識、技能及び常識等に関する考査として、書類審査、筆記試験、面接試験を実施している。最終的には「常勤理事会」の審議承認を経て内定を通知し採用している（資料 6-1）。

職員の昇格については、判断基準として根幹を為すものは人事考課の結果である。人事考課制度は、「事務職員等人事考課実施要項」によって、管理職については 2000 年度から、管理職以外については 2001 年度から運用している（資料 10-21）。同制度の運用開始に先立って、1999 年 6 月に資格と職制を分離した。資格は処遇上の区分であり、下位から主事、主査、副主幹、主幹、副参事、参事となっている。資格ごとの役割や求められる職務能力を資格基準として事務職員等人事考課実施要項に定めている。また、昇格は年 1 回を原則とし

ており、「常勤理事会」の審議を経て理事長が決定するという手順を定めている。

事務職員の職制は管理職と管理職以外に区分され、後者の職員は一般職と位置づけられる。管理職の職制は事務局長、事務局次長、事務部長、課長、事務長、室長であり、組織における役割（職務）を果たすための指揮命令を行う。一般職からの管理職への昇任は、年1回（4月または6月）を原則としており、常勤理事会の審議を経て理事長が決定するという手順を定めている。

<業務内容の多様化、専門化に対する職員体制の整備>

2003年度以来、学生サービス及び教育研究環境の充実を目的として、事務組織の再編を行い、学部事務室の統合及びセンター化によって、教学組織がよりその役割を担うことができる事務組織の構築を行ってきた。加えて、組織を細分化せず、社会の変化を俊敏に感受し、迅速な意思決定と業務執行ができるように再編した。

事務組織の再編とともに、職制についても従来の係長、事務長補佐・課長補佐制度を廃止し、管理職者の役割を明確にしたうえで事務長・課長がリーダーシップを発揮できるよう組織をフラット化した。そして、各部署には事務部長を配置し、教育・研究・社会貢献を推進する事務組織である各センターにはセンター長（専任教員）も配置しており、教員と事務職員双方の視点からの事務組織運営を行っている。

現在の事務組織については、「事務組織規程」に基づいて設置されており、必要な事務職員を配置することで、業務は適切に遂行されている（資料 3-3）。また、事務職員の連絡調整会議として「事務部長会議」を、連絡会議として「全学管理職者会議」を月例で開催している。

また、有機的連携の具体的な取り組みとして、教学重要事項における最終審議機関である大学協議会においては、学長・副学長、学部長等の他に、各事務部長も陪席し、教学重要事項について共有を図っている。

上記のいずれについても、学校法人名城大学の基本戦略 MS-26（大学版及び部署版）に示された基本目標・行動目標に基づき、進捗状況を確認しながら取り組んでいる。

また、業務内容の多様化、高度化する専門性に対応するため、専門的知識・経験を持つ外部人材を契約事務職員として採用している。例えば、産官学連携の推進に向けたU R A（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）の採用、大学の国際化推進のための人材採用、コンプライアンス順守のための法務人材、学内の安全衛生体制の維持や薬品の適切な管理のための人材、社会連携を推進するための人材など数多く採用している。

<教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）>

常勤理事会、大学運営会議、大学協議会、学長スタッフ会議といった重要事項を審議する会議において、事務職員である事務局長や事務部長が出席又は陪席しており、各学部の教授会においても事務職員が参加している。また教職協働の一例として、中期事業計画を策定するワーキンググループにおいても事務職員が参加した（資料 1-16）。また、先述の通り、すべてのセンターにはセンター長（専任教員）と事務職員を配置しており、双方が協働する事務組織運営を行っている。

<人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善>

人事考課制度は、管理職については2000年度から、管理職以外については2001年度から導入しており、2004年からは「改革推進のための名城トータル・マネジメント・システム」マニュアルを人事考課対象となる全事務職員に配布し、評価の対象と内容及び基準を共有している。

人事考課にあたっては、①業務考課（期待目標に対してどの程度達成したか、担当した職務をどの程度推進し、貢献したかを考課する）と、②職務遂行能力考課（各資格に求められる職務遂行能力要件を基準として発揮能力の現在の高さを考課する）を行い、①と②の結果から、③総合考課を行う。人事考課の結果は、管理職者の期末手当に反映される以外には賃金には直接反映されないが、資格は等級と号俸によって構成される俸給表と連動しており、上位の等級への移行は人事考課の結果に基づいてなされる。

人事考課は、考課者による個人差を修正するため、同一の被考課者に対し二次・三次考課者による複数の調整を行うとともに、事務部長を構成員とした「調整会議」において、部署間の調整を行っている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

<大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施>

事務職員の人材育成を目的とした人事制度の構築は、1995年に着手し、現在は、目標管理制度、人事考課制度、自己申告制度を中心とし、この3つの制度を面談により結びつけた有機的かつ効果的な運用ができるトータル人事制度を構築している。目標管理制度では目標に挑戦する過程で一人ひとりのもてる能力と可能性を引き出させ、人事考課制度では業務遂行と目標への挑戦過程を評価し、弱み・強みをフィードバックすることによって人材育成を図っている。自己申告制度では、長期的視野に立ったキャリアプランを作成させ、その実現のために自己啓発によるスキル・能力の向上をはかることによって、自律的な人材育成を目指している。

事務組織の専門性の向上は、その直接的な手段として、研修に力を入れ、①階層別研修、②テーマ別研修、③専門的研修、④自己啓発を柱とした研修制度を次の通り体系的に構築している（資料10-22）。

①階層別研修

a.管理職研修：大学経営人材育成とビジョン・戦略を実行に移し業務改革を行い得る人材を育成する。

b.一般職研修：大学職員として必要な知識と情報を提供する。

c.新人研修：新入職員に対して、ビジネスマナー等の研修を行う。

②テーマ別研修

マネジメント力や対策企画立案力の向上等、ニーズに応じたスキルアップ研修

③専門的研修

セミナー等派遣研修：業務に関連したセミナーへの参加支援

④自己啓発（研修費補助による自己啓発支援）

- a.職員等個人研修費
- b.講座受講研修費
- c.エクステンション受講研修費
- d.セミナー等自主参加研修費
- e.グループ自主研修費

教員の SD については、大学協議会や学部長会を通じて、本法人財務状況の報告や、高等教育に関する政策動向の情報提供を行うことに加えて、各学部・研究科・センターに「FD・SD を推進する組織」を設置しており、すべての教員が参加しやすいよう教授会の前後で適切なテーマ（「遠隔講義有効活用への対応」、「高大接続改革」、「ハラスメント」、「発達障害を抱える学生の対応」、「内部質保証」、「IR」、「大学における SDGs の取り組み方」、「『教学マネジメント指針』の共有」等）を設定して会議を開催し、着実に取り組んでいる（資料 6-21【ウェブ】、6-22）。また、大学教育開発センターが所管する全学 FD・SD フォーラムにおいても、「内部質保証の実質化と恒常化を目指して一認証評価を目前に考える」といった SD の要素を含めたテーマで実施している（資料 6-16）。2021 年度の SD 参加率については 92.9%であった（資料 10-23）。

<COVID-19 への対応・対策>

先にも述べた通り、新型コロナウイルス感染症など大学運営に対し重大な影響を与えうる事象については、理事長を危機管理統括責任者、学長を危機管理副統括責任者とする「危機管理委員会」を設置し、「名城大学における新型コロナウイルス感染症に係る活動制限指針」といった個別対応の指針等の整備や、遠隔授業アンケートの結果を受けての課題の検討を行うとともに、その内容に関し大学協議会を通じて全教職員に共有している。

また、COVID-19 感染防止の観点から、職員向けの SD 研修については、従来の集合研修に代わり、オンラインで受講できる環境を整備している。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

大学運営に関する業務等の適切性については、所管する部署において、MS-26 戦略プランに基づく自己点検・評価報告書（部署版）に事業の進捗状況や達成度、次年度の課題等を記載するとともに、最終的には、本学の内部質保証の責任を負う組織である大学評価委員会

で自己点検・評価報告書（部署版）に基づく活動の点検・評価を行い、改善・向上に繋げている（資料 2-21）。また、本学では私立学校法や各種通知等による財務情報の公表の取り組みとして、予算・決算に関わる計算書類、事業報告書等について、本学ウェブサイトでの公表を行っている（資料 2-41【ウェブ】、2-42【ウェブ】）。

さらに、MS-26 戦略プランを進めることを前提として、学長が就任時に策定している「学長方針」についても、毎年、学長、副学長、事務局長、総合企画部事務部長で構成する「学長スタッフ会議」で進捗度を点検・評価し、重要課題については各部署と共有して実行を促進させている（資料 10-24）。

<監査プロセスの適切性>

監査については、監事による監査、有限責任監査法人による会計監査、学内規程（監事監査規程等）に基づく内部監査を行っている（資料 1-1【ウェブ】、10-18、10-25）。監事の体制については、常勤監事 2 名と非常勤監事 2 名の計 4 名体制となっている。監事全員が理事会、評議員会に出席し、そのうち常勤監事 1 名は、常勤理事会にも出席し、それぞれの会議で意見を述べるができる。常勤監事は、業務執行の決裁文書、収入支出の伝票及び証憑書類のすべてを閲覧し、必要があれば業務担当者へのヒアリングを行うなどして、期中の業務監査並びに財務監査を実施している。

また、法人に「監査室」を設置しており、学校法人の業務及び財産の状況に関する透明性を高め、法令順守を徹底するべく指導にあたっている。また、有限責任監査法人による年度監査の実施後、監査会を開催しており、監事、有限責任監査法人、監査室及び法人の経営責任者も出席して事業報告及び決算報告を行った後、監事から監査報告書が提示される。なお、この監査報告書は理事会、評議員会に提出される。監査報告書とは別に、業務を中心に、理事長に対して具体的な指摘検討事項を含んだ監事報告がなされる。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

上記の点検・評価や、監査を通じた指摘事項等を踏まえて改善策を検討し、実行に移している。例えば、2020 年度から、意思決定の迅速化の観点から、事務組織（学長室、総合政策部、総務部、財政部、施設部等）の組織及び所掌業務を見直した。また、MS-26 戦略プランを進めるにあたり、数値目標や計画の具体化を進めるため、2020 年度に MS-26 戦略プランを補完する中期事業計画を策定した（資料 1-17）。この中期事業計画では、年度ごとのアクションプランを示すとともに、KPI 指標として設定した「学生の大学に対する満足度」、「学位授与方針の達成度」、「本学を卒業することの誇り」、「本学卒業生としての誇り」、「在学中の学びを振り返っての成長実感」、「就職満足度」それぞれにおいて 2026 年度に達成する数値目標を設定した。

(2) 長所・特色

大学の理念・目的や大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため、2026 年をマイルストーンとする MS-26 戦略プランを策定することで大学運営に関する方針を明示するとともに、これに基づいた事業等の成果を「事業報告書」等を通じて大学ウェブサイト上

等で発信することを通じて、学内構成員や社会に広く周知していることは本学の長所・特色であると言える。

また、新管理会計導入後 10 年が経過し、「目的別会計」が全学的に浸透したことによって各予算部門が目的達成に向けた活動内でのコスト意識の醸成に繋がっている。特に新規事業を行う際には、事業のスクラップアンドビルドを前提として予算編成を行う等して経費節減に繋がっている。特に近年では、ナゴヤドーム前キャンパスの開設や天白、八事キャンパスの再開発が進み、それに付随する経費（施設維持管理費、減価償却費）が増加する傾向にあるものの、業者選定を通じて投資額を抑えることや、既存設備の省エネルギー化を進める等して、経費削減を行っている。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学の立学の精神や大学の将来を見据えた中長期計画である「MS-26 戦略プラン」は、学内外に広く伝えられ、共有化されている。これらの方針に基づき、適切な大学運営のために、学長・役職者の選任方法・権限や教学組織と法人組織の権限と責任等について諸規定を整備することで対応している。また、危機管理対策についても、迅速かつ的確に対処するための体制を明確化している。さらに、予算編成と予算執行も透明性を持って行われ、安定的な財政運営の仕組みを構築している。

大学運営に必要な事務組織については、円滑かつ効果的に大学業務を遂行できるよう編成されており、SD の実施も踏まえ、業務の多様化・専門化に対応している。さらに教育職員と事務職員が的確に連携しており、事務組織は適切に機能している。

大学運営の適切性についての点検・評価については、監事による監査、有限責任監査法人による会計監査、学内規程（監事監査規程等）に基づく内部監査等が適正に行われるとともに、各種監査の実施と実施後のフォローアップ等を通して、大学運営の適切性や透明性を担保している。

大学運営に関する意思決定は、規程を定めこれに基づき実施している。また予算編成は、管理会計を導入し、コスト削減意識を醸成している。教育職員・事務職員の教職協働については、組織的整備及びSD活動を組み合わせて実現している。

以上のことから、大学運営は効果的かつ適正に行っていると判断できる。

第10章 大学運営・財務／第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定
--

<大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定>

中期事業計画のアクションプランに「安定的な財政基盤の維持・強化」の政策目標をたて、フローとストックの達成目標をたてている（資料10(2)-1）。

フローでは、事業活動収入の総額を255億円以上の水準で維持すること、また事業活動収支差額比率を5.0%以上確保する目標をたてている。ストックでは、運用資産余裕比率を1.2年以上、また運用資産の総額を330億円以上の水準で維持することを目標としている。

また、これら目標を達成するために、アクションプランと同時に収支改善計画（収入増・支出減）を策定し実施している。

<当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

過去5年間（2016年度～2020年度）の学校法人の経営状況を示す事業活動収支計算書関係比率は、「大学基礎データ」表9に記載している通りである（大学基礎データ表9）。2020年度の本学の経営状況を全国平均（「令和元年度版今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団大学）薬他複数学部を設置する大学法人の数値）と比較すると、収入構成面について、学生生徒等納付金比率は若干高く、寄附金比率が低くなっている。

一方、支出構成面では、人件費比率および管理経費比率は全国平均より低く、教育研究経費比率は高い。結果として事業活動収支差額比率は3.6%となり、全国平均より低い値となっている。

次に、財政状態を示す貸借対照表関係比率は、「大学基礎データ」表11に記載している通りである（大学基礎データ表11）。資産構成では、固定資産構成比率、流動資産構成比率ともほぼ全国平均である一方、流動比率が年々低くなってきている。なお、新規設備整備に向けた特定資産の積立を毎年度実施している（資料10(2)-2）。

総じて2020年度の各比率は、全国平均と同等か上回るものが多いものの、事業活動収支差額比率のように全国平均を下回るものがあることは事実である。これは、支出面において、キャンパス再開による経常経費の増加に加え、教育研究活動への投資を維持してきたこと、収入面において、定員管理の厳格化によって学生生徒等納付金が減少していることが主な要因である（資料10(2)-3、10(2)-4）。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

＜大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）＞

予算編成方針の策定にあたっては、総合企画部及び財務部が協働し、キャンパス再開発計画による設備投資スケジュールや、教育研究活動に係る事業計画や教職員の人員計画等をもとに、収益力及び財務状況を分析した「将来の財政見通し」を作成し、財政面の検証を行ったうえ「予算編成方針」を学内へ展開している（資料10(2)-5、資料10-14）。

予算編成方針は、経費区分（経常経費・設備投資・人件費）ごとに査定方針を決定し、これに基づき予算要求書を提出させている（資料10(2)-6）。経常経費（各部署の一般経費）については、過去の予算執行実績を加味しつつ、前年度予算額以下に抑えることとし、スクラップアンドビルドの意識醸成を進めている。各予算部門責任者は、事業計画ごとに必要経費を算出し、部局運営費等の経費を「経常経費」として予算要求する。経常経費については、前述のとおり、前年度予算配布額以下に抑えることを編成方針として掲げており、予算配布額が前々年度執行額以下または前年度予算額以下であれば、同額査定とし予算配布する。ただし、各予算部門責任者が自主的に個々の事業を見直し、既存事業の見直しによって確保した財源を、新規事業に充当することを認めている。

設備投資については、再開発事業計画に基づき、財務状況及び教育研究活動への影響が最小限となるよう計画的に実施している（資料2-41【ウェブ】、2-42【ウェブ】）。人件費については、教員・事務職員の退職・新規採用計画に基づき予算編成を行っている。

因みに2022年度予算編成方針は、Ⅰ：基本方針として①全体方針②ゼロシーリングの実施③特別な事業への対応（2022年度はコロナ対策の設備投資や修学援助奨学金等による学生支援、カーボンニュートラルの推進、再開発事業費等の予算化）、Ⅱ：重点事項への予算措置として①教育研究②人材確保③施設設備拡充の3項目への対応、Ⅲ：財務基盤強化として①事業活動収支差額比率の達成目標（2022年度は5.0%）②入学者数確保の目標値③特定資産積立ての実施を打ち出した。

＜教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み＞

持続的な教育研究活動を展開しながら健全な財政を確保するには、中期事業計画を反映した財政計画そしてその適正な運営を管理する予算制度の確立が重要であると認識している（資料10(2)-7）。

現在は、経常的な予算とは別に、重点事項の予算措置として教育研究にかかる主要課題へ予算を措置しているが、2026年度の開学100周年に向けた中期事業計画に掲げる教育研究

のアクションプランで策定する事業への投資が必要となる。限られた財源のなかで、教育研究活動への新たな投資をするためには、既存の支出の見直しを前提とした予算編成をしていくこととなる。

また、2016 年度のナゴヤドーム前キャンパス開設に始まった再開発事業は現在も進行中であり、今後も継続する。施設設備整備事業を行いつつ、永続的な教育研究活動を維持するため、まずは学生数確保を安定的に維持する。その上で、学納金以外の収入源として、寄附金・補助金・外部資金等収入を拡大する。特に、寄附金については、2022 年度より開学 100 周年記念募金事業が発足するため大いに期待できるところである。また、収入の多様化とともに、経常経費への見直しも含めた抜本的な支出削減策により安定的な財務基盤を維持する（資料 10(2)-8）。

＜外部資金（文部科学省科学研究費補助金、奨学寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等＞

最近の外部資金の獲得状況としては、文部科学省の補助事業である「私立大学等改革総合支援事業」に採択されるなど、経常費補助金の積極的な獲得を図っている。

科学研究費補助金の申請件数、採択件数、交付額は以下のとおりである。2016 年度に外部資金の獲得を推進するという大学の方針が明確に示されて以降、採択を受けた教員が申請書作成時のポイントを説明するなどの科学研究費補助金申請に関する説明会の強化、学内研究費（公募制）の科学研究費補助金申請者への優先配分、新任教員や若手教員など対象を絞った説明会の開催、申請教員が認めた場合は、採択を受けた申請書の閲覧を可能とする制度など、大学として積極的な申請を促している。

【採択件数と交付額の推移（2020～2021 年度）】

年度	申請件数	採択件数（※）	交付額（単位：千円）
2020	157	138（38）	317,935
2021	147	132（35）	272,155

※採択件数は、新規採択と継続分の合計。（ ）内は、申請件数に対する新規採択件数

本学が獲得している受託研究費等の外部資金のうち、奨学寄附金、受託研究費、共同研究費の受入状況は以下のとおりである。年度により増減はあるものの、毎年度実績を挙げている。

【外部資金の推移（2020～2021 年度）】（単位：千円）※2021 年 10 月 31 日時点

	2020	2021
奨学寄附金	37,991	18,650
受託研究費	11,447	6,416
共同研究費	89,162	82,071

2021 年度の学外組織との連携協力による研究としては、受託性大型プロジェクト 40 件 493,298 千円、受託性大型プロジェクト以外のものとして、民間企業及び各種事業団体から

の受託研究実施は14件6,416千円、さらに、官公庁、他大学及び民間企業等の委託者と共通の課題について、対等の立場で共同研究を推進したものが100件、受託研究14件、奨学寄付金受入56件を扱い、研究費総額は約622,535千円となっている。取扱件数及び取扱金額共に2020年度よりも増加している。

金融資産の運用については、運用利益の追求に先んじ「安全・確実な運用」を第一として実施している。2019年度には、「資産運用規程」の一部を改正し、購入可能な金融商品の選択肢の拡大（円建外債の購入を可能とする）及び購入方法の拡大（額面以上の価格での債券購入を可能とする）をした（資料10(2)-9、10(2)-10）。いずれも元本毀損リスクがない商品の拡大であることから、受取利息の大きな収入増が期待できるものではないが、運用期間や商品構成と合わせ一定額の受取収入が維持できるよう努力している。なお、2020年度の受取利息は、約1.2億円となっている（資料10(2)-3、10(2)-4）。

また、毎年度の資産運用計画については、毎年5月の理事会で、前年度運用実績の報告・運用分析、そして当該年度における運用方針・運用金額を報告している（資料10(2)-11）。その後の運用実績については、購入債券の銘柄・金額等内容を含め、常勤理事会にて9月末と3月末に運用結果を報告し、資産運用の透明化を図っている。

（2）長所・特色

2020年度の事業活動収支差額比率をはじめとする事業活動収支にかかる財務指標は概ね良好である。特に、経常収入に占める教育研究経費の比率は、全国平均に比べ高く、これは教育研究活動への確実な投資がされていることを示している。

また、2020年度に非常勤監事1名を加え計4名の監事が理事会、評議員会に出席し、そのうち常勤監事1名は常勤理事会にも出席し、それぞれの会議で意見を述べるができる。これによって、法人業務及び財政状況を日常的にチェックする監査機能が定着している（資料10-18）。また、理事長宛に提出された監事報告に記載された指摘検討事項に対して、担当部署が監事に対し改善状況の報告を行う仕組みが、業務の改善に大きな役割を果たしている。

（3）問題点

特になし。

（4）全体のまとめ

財務基盤の確立については、フローにおける収入面では、財源の多様化の実現に向け、現行の教育振興資金募金事業に加え、2022年度には開学100周年募金事業が発足する。また、産官学連携による外部資金獲得強化も目指している。

一方、支出面では、支出抑制を図るため、予算編成ではスクラップアンドビルドによる対前年度当初予算ゼロシーリングを実行してきた。経常経費をゼロシーリングにすると同時に、重点事業には投資を継続してきたが、今後は、マイナスシーリングも視野に入れた予算編成を検討することはもちろん、事業及び業務の合理化・効率化や効果的な予算執行を推し進めていかなければならない。特に、教育研究経費比率が全国平均を大きく上回っているため、他大学との比較分析結果も踏まえ、外部資金を活用する研究・社会連携事業の比率を高める

ことを含め、適正な支出割合を検討していく必要がある。また、施設設備整備計画については、ランニングコストの増加及び資金ストックの減少を抑制するためにも、再開発計画の見直し等含めた事業計画と予算規模の適正を見定め収支の均衡を図っていく。

おわりに

1. 全体の総括

(1) 理念・目的

本学は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」を立学の精神として掲げ、大学の教育研究の展開及び運営を行っており、この立学の精神を踏まえ、大学・大学院の目的及び人材養成目的を適切に定め、公表している。

立学の精神を普遍的理念として位置付けた上で、2026 年までの新たな中長期戦略プラン「MS-26」を策定し、ビジョンを明確化するとともに、中長期計画による戦略的経営を行っている。さらに 2020 年度からは戦略プランに大学基準協会が定めた大学基準に基づく内部質保証を包含し、一体的に運用しており、さらに質の高い PDCA サイクルを実現している。

(2) 内部質保証

本学の内部質保証の基本的な考え方は「名城大学における内部質保証の方針及び体制・手続き」に示しており、本学の内部質保証の体制としては、全学の内部質保証に責任を負う組織として大学評価委員会、内部質保証を推進する組織として大学評価専門委員会を設置し、全学の内部質保証の取り組みについて具体的な検討を行うための全学組織として「大学評価専門委員会ワーキンググループ」、各学部・研究科が主体的に点検評価を行う「学部等評価委員会」、外部有識者が点検・評価を行う「質保証外部評価委員会」を整備している。

本学では、学部・研究科における教育の PDCA サイクルを機能させるために、授業レベル、プログラムレベル、大学レベルでの支援を行っている。授業レベルの PDCA を促進させるために、「授業改善アンケート」に基づく取り組みを行っており、プログラムレベルおよび大学レベルについては、ダッシュボードをはじめとする IR データによる自己点検・評価および外部評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っている。点検・評価の結果、改善が必要と判断された事項がある学部・研究科に対しては、大学評価委員会が意見を行い、意見に基づく当該組織の改善・向上に向けた取り組みを支援する。また、大学全体として取り組む必要があると判断された事項については、大学評価委員会などの提案を通じて改善することで内部質保証を推進している。さらに、質保証外部評価委員会による外部評価の実施により、自己点検・評価の妥当性・客観性および内部質保証の有効性に関する評価を受け、自己点検・評価の客観性、妥当性の確保に努めるとともに、内部質保証システム自体の点検・評価とその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っている。

(3) 教育研究組織

本学は、立学の精神の実現を教育研究組織編成の根幹におき、文理融合の総合大学として、9 学部・23 研究科を設置・運営するとともに、研究所・研究センター等を設置・運営している。2016 年度の外国語学部の設置、2022 年度に予定している情報工学部の新設など、近年においても社会の要請や大学を取り巻く環境の変化に対応しつつ、教育研究組織に関する中長期および短期の課題を発見し、絶えざる改善を継続的に行っている。

また組織の適切性については、部署単位で毎年度作成する「自己点検・評価報告書」を大学評価委員会で点検・評価することに加え、全学の自己点検・評価の内容を外部有識者に意

見聴取するなど、多方面からの意見をもとに改善活動を推進している。

（４）教育課程・学習成果

本学は、大学および大学院全体のディプロマ・ポリシーを定めるとともに、各学部・学科、研究科においても、より具体的な内容を盛り込んだディプロマ・ポリシーを定めている。また、ディプロマ・ポリシーとの適切な関連性を持たせながら、大学全体、学部・学科、研究科ごとのカリキュラム・ポリシーを定め、大学ウェブページ等で公表している。これらのカリキュラム・ポリシーに従い、ディプロマ・ポリシーに掲げる力を身につけさせるために、学位授与方針対応表や履修系統図を整備しており、順次性に配慮しながら各学位課程にふさわしい教育課程を体系的に編成し、教育・学習成果を高める取り組みを講じるとともに、「学びのコミュニティ創出支援事業」の募集といった学生の主体的参加を促す授業を支援するための全学的な環境整備を進めている。成績評価、単位認定に基づく学位授与を適切に行っており、全学部においてダッシュボードをはじめとする IR データや外部調査による学習成果の把握・評価、大学評価専門委員会や学部等評価委員会による教育課程の適切性の定期的な点検・評価を適切に行っている。

（５）学生の受け入れ

学士課程においては、学部・学科毎に策定したアドミSSION・ポリシーに基づき、入学センター委員会を中心組織として、入学者選抜制度を設け、公平かつ公正に入学者選抜を実施しており、適切な定員管理により学生を受け入れている。また、アドミSSION・ポリシー、入学者選抜制度とその実施体制、さらには定員設定については、定期的に点検・評価を行っており、学士課程に関する本学の学生受け入れ状況は良好な状態にある。

修士・博士課程においては、研究科・専攻毎に策定したアドミSSION・ポリシーに基づき、大学院入試委員会を中心組織として、適切な入学者選抜制度を設定し、公平かつ公正に入学者選抜を実施している。また、アドミSSION・ポリシー、入学者選抜制度とその実施体制、および定員設定については、定期的に点検・評価を行っている。ただし、多くの研究科において入学定員を下回る状況にあり、2022 年度からの定員減を決定している。

（６）教員・教員組織

本学は、立学の精神に基づく教育目標実現のために、全学として「求める教員像」及び「教員組織編成方針」を以下の通り策定し、立学の精神に基づく教員像や教員組織の編成に関する方針を明確に定め、教員組織の編制を行っている。また、若手教員、女性教員、外国人教員については、大学全体の目標比率を定め、適切な教員組織編制がされるよう、点検・評価を行っている。

（７）学生支援

本学では、「学生支援ポリシー」を設定しており、この方針に基づき、学生支援関係の部署が中心となり、学生支援を実施している。また関係する組織と連携し、「学生の支援に関する基本方針」に示す修学、生活、進路、障がい学生支援に関する支援を適切に実施している。具体的には、修学支援において、学生が履修する演習の担当教員が指導教員となり、修

学の面での支援を行っている。生活支援においては、学務センターが中心となって、奨学金制度を充実させ、すべての学生に等しく、質の高い教育を享受できる環境を整備している。また、学生の健康の維持管理については、保健センターが中心となり、学生からの保健相談に対応するとともに、障がい学生支援センターを設置し、障がいのある学生に対する合理的配慮の調整などの支援を行っている。その他、「名城サプリメント教育」や「学習サポートルーム」といった正課外の取り組みにより学生の学習面でのサポート体制を整備している。

（８）教育研究等環境

教育研究活動を行うに必要な校地・校舎、図書館、運動設備、教員研究室などの施設設備については適切に整備されているとともに、「MS-26」に示される方向性を加味した再開発の基本方針の下、学部・センター等の代表者で構成される「再開発検討委員会」で全学的な意見集約を行い、再開発マスタープラン及び再開発スケジュールからなる「キャンパス再開発基本計画（以下「再開発計画」という。）」を取りまとめている。

教員に対する各種の研究費や外部資金獲得を含む研究支援ならびに適切な研究活動を進めるための研究時間の確保や研究倫理教育などの仕組みや規程を整備している。また、学生の多様な学びに応えられる学習環境の整備を進めた結果、無線 LAN 等情報通信技術環境の整備や、ラーニング・コモンズなどの学習環境の整備を実現している。

（９）社会連携・社会貢献

本学は、社会貢献を教育と研究に並ぶ大学の使命の一つとして位置づけ、社会連携・社会貢献に関する大学としての活動を、「MS-26」の中期ビジョンとして設定し、戦略計画を定めるとともに、この行動目標をより具体化するために、社会連携の目標と産学官連携のポリシーを策定し、教育研究の拠点としての役割を果たすべく大学や関係団体と連携している。

特に、地域社会に対する社会貢献活動としては、社会連携センターを設置し、業界、地方公共団体等の各種機関との連携・協定締結や「生涯学びを楽しむ」ための大学独自の公開講座を通じて教育研究機関に相応しい講座内容を提供することで、本学の知的・人材リソースを地域の生涯学習活動等に還元している。また、地域に開かれた多様な交流・活動ができる場として、「社会連携ゾーン shake」を設置しており、学外でのセミナーやイベント等での事例報告や講師依頼の対応、自治体・企業・NPO 等の視察等対応、学生による取材や広報誌への協力、学生が参加できる学びの機会創出を行っている。

この他、社会人の学び直しに係る取組として、東洋大学、東京大学、名古屋大学と連携し、高度な IoT 技術を身に付けたい社会人を対象に、IoT 関連分野の体系的な知識とスキルを短期間で学び直す履修証明プログラム「Open IoT 教育プログラム」を開設しており、本講座は文部科学省「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT-Pro)」に採択されている。

（１０）大学運営・財務

大学の運営は、本学の理念・目的を踏まえて、大学の将来を見据えた中長期計画である「MS-26 戦略プラン」のもと、諸規定等に基づき、組織的に対応している。大学運営に必

要な事務組織については、円滑かつ効果的に大学業務を遂行できるよう編成されており、SD の実施も踏まえ、業務の多様化・専門化に対応している。さらに教育職員と事務職員が的確に連携しており、事務組織は適切に機能している。

財務は、中期事業計画のアクションプランに「安定的な財政基盤の維持・強化」の政策目標をたて、フローとストックの達成目標をたてており、これらの目標を達成するために、アクションプランと同時に収支改善計画（収入増・支出減）を策定し、持続的な教育研究活動を展開しながら健全な財政を確保するため、中期事業計画を反映した財政計画そしてその適正な運営を管理する予算制度を確立している。

また、今後は、2026 年度の開学 100 周年に向けた中期事業計画に掲げる教育研究のアクションプランで策定する事業への投資が必要となるため、限られた財源のなかで、教育研究活動への新たな投資をするために既存の支出の見直しを前提とした予算編成を進めていくとともに、学生数確保を安定的に維持しつつ、学納金以外の収入源として、寄付金・補助金・外部資金等収入を拡大することで収入の多様化を図る。

2. 今後の展望

本学は、2015 年度に受審した第 2 期認証評価以降、大学が自らの責任で教育活動等の質保証を第一義的に担っていく必要性を認識し、執行部を先頭に、内部質保証システムの改善・改革を進め、新たな内部質保証体制を構築してきた。さらに、FD・SD フォーラムなどを通して「内部質保証」の重要性を議論し、あるいは質保証外部評価委員会による点検・評価と提言を受けることによって絶えず改善を進めている。今後も、MS-26 を起点にした PDCA サイクルを着実に回していくとともに、ダッシュボードを始めとした IR データのさらなる有効活用に取り組んでいくべきと考えており、本年度の大学基準協会による大学評価の受審も、現在の本学における自己点検・評価活動および内部質保証の取り組みを検証していただく貴重な機会と位置付け、教育研究活動のさらなる改善のために役立てていきたいと考えている。

2021（令和 3）年度

点検・評価報告書

名城大学

〒468-8502 愛知県名古屋市天白区塩釜口 1 丁目 5 0 1

Phone 052-832-1151

URL <https://www.meijo-u.ac.jp/>